

令和8年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 予算審査常任委員会

○日 時

令和8年3月12日（木）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	上村和男	副委員長	檜木孝一
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	古賀新悟	委員	坂口勝彦
委員	段下季一郎	委員	前田倫宏
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○出席説明員（26名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	藤森慎弥
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	前田英徳	総務担当係長兼選挙担当係長	市川勝也
危機管理課長	川口隆	危機管理担当係長	永田新太郎
生活安全・防犯担当係長	河野桂子	管財課長	永利啓次
管財担当係長	橋本泰晴	人権政策・男女共同参画課長	谷典士
男女共同参画担当係長	末吉裕美子	企画政策部長	宗貞繁昭
秘書広報課長	葉山順子	広報広聴担当係長	銀島由貴
企画政策課長	中尾泰明	企画政策担当係長	鶴澤宏

DX推進担当係長 力 武 晋 平
人 事 課 長 永 田 貴 也
行政管理担当係長 平 島 知 子
コミュニティ推進課長 吉 田 浩 隆

情報管理担当係長 花 田 聡
人事担当係長 佐 藤 武 朗
市民生活部長 杉 村 真 子
コミュニティ推進担当係長 梅 本 裕 貴

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達
主 事 井 形 光 介

課 長 高 木 美智子

開会 午前9時00分

○委員長（上村和男君） それでは、おはようございます。ただいまから予算審査常任委員会を開会いたします。

市民の方の傍聴はありませんので先に進んでいきます。

それでは、議題1、議案第27号、令和8年度筑紫野市一般会計予算についてに入ります。

まず、集中審査日程についてですが、これについては10日の委員会において集中審査事項の抽出を行いましたので、それに基づき、サイドブックに令和8年度筑紫野市一般会計予算審査各部（課）集中審査日程表（案）を掲載しております。

審査日程は日程表（案）のとおり、本日3月12日、13日、16日、18日にしたいと思います。

総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の集中審査が終了した後、委員間討議を行い、皆さんの御意見をいただいた上で、討論、採決を行いたいと考えております。

日程案についての説明は以上ですが、何か質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、お諮りします。

令和8年度一般会計予算審査における集中審査日程は、お手元の日程表（案）のとおりにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。

よって、令和8年度一般会計予算審査における集中審査日程は、お手元の日程表のとおりとなりました。

それでは、集中審査に入りたいと思いますが、審査に入ります前に執行部から職員の紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨でございます。

令和8年度筑紫野市一般会計予算の各課集中審査に当たりまして、ただいま審査日程を決めていただきました。ありがとうございます。

この審査日程を基に、4日間各課集中審査ということで、それぞれ丁寧な説明に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御審査のほどよろしくお願いいたします。

まずは、総務部所管といたしまして、財政課、総務課、選挙管理委員会事務局、危機管理課、管財課、人権政策・男女共同参画課という形になっております。

まずは、財政課の職員が出席しておりますので、御紹介をいたします。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長、尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任、藤森でございます。

○財政担当主任（藤森慎弥君） 藤森と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査に入りたいと思います。

資料要求事項、令和6年度決算報告における令和8年度予算に反映すべき事項、6項目の状況についてから説明に入っていただきます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、まず初めに、令和6年度決算報告における令和8年度予算に反映すべき事項の状況、こちらについて、その概要について説明をいたします。

予算審査資料の6ページをお開きください。決算審査の委員長報告としてまとめられた六つの項目について対応する事業が明確なものについては、関連事業と、対応する事業が必ずしも明確でないものについては、主な関連事業として、事業名、所管課、予算書—または審査資料の該当ページを掲載しております。

こちらは後ほど、所管課により説明がなされることとなります。

財政課では、令和8年度予算をどのように決算審査を踏まえて編成をしてきたのか、こういうことを総合計画の施策ごとに予算全体の視点で説明をしたいと思います。なお、これから申し上げる数値については、予算資料に掲載しておりますので、後ほど必要に応じ、御確認をお願いいたします。

まず、1項目は二つの事業、こちらはそれぞれに後ほど説明がありますので、飛ばさせていただきます。

2 項目めにつきましては、乳児等通園支援事業などが属する総合計画上の施策が施策 1 の子育て支援の推進となっております。こちら、施策全体の予算額が約87.7億円となっております。前年度から7%の増となっております。

次の3 項目め、読書活動推進事業、生徒指導総合推進事業などの事業が属する施策が、施策 2 の学校教育の充実ということになります。こちら施策全体の予算額が約64.3億円となっております。前年度から65%の増となっております。

次の4 項目め、環境課一般事務事業などが属する施策が施策 7 の循環型脱炭素社会の推進となっております。こちら施策全体の予算額が約17.1億円となっております。前年度から11%の減とはなっておりますけれども、こちらは主にクリーンヒル宝満の施設改修が完了したことによる負担金の減によるものでございます。

次の5 項目め、有害鳥獣対策事業、森林環境譲与税活用事業などが属する施策が、施策 12 の農林業の振興となっております。こちら施策全体の予算額が約3.7億円となっております。前年度から30%の増となっております。

最後の6 項目め、空き店舗対策補助事業、地域活性化商品券補助事業などが属する施策が、施策11の地域に活力をもたらす商工業の振興となっております。こちら施策全体の予算額が約3.9億円となっております。前年度から26%の減となっておりますが、これは主にこの施策に属する国勢調査事業が終了したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

願わくば決算審査で6 項目挙げてありますので、これに対する全体としての姿勢を、どういうつもりでこれを受け止めてやってきたかというのを一言二言ほしかったなというふうに思っておりますので、どこかでそういう機会があれば、個別のところだけではなくて全体を通してちゃんと受け止めて、ちゃんと編成に当たりましたぐらいは言っていただかないといけないので。

議会としては、決算の審査の結果を次年度の予算に反映していこうという思いを持って、決算審査に当たってきていますので、そういうこととして改めて申し上げておきますので、そういうおつもりで答弁に当たってください。

改めて部長の答弁を求めるようなことはしませんが、そういうことから、しっかり受け止めていただいておりますというふうにして進めていきたいと思っております。

今説明のあった分については、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君）　じゃあ、個別の事業の中で審査を進めていただくというふうにしたいと思います。

では、次の令和８年度地方財政計画に入ります。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君）　続きまして、令和８年度地方財政計画について御説明をいたします。

予算審査資料をそのままめくっていただきまして、８ページをお開きください。

資料としましては、令和８年度地方財政計画の概要ということで今年の２月に総務省が公表した資料を掲載しております。

この地方財政計画とは、国の地方財政に対する指針を表しておりまして、個々の自治体の積み上げではなく、地方団体全体の見込額が示されているものでございます。

本市の予算編成には、主に地方交付税、臨時財政対策債の額の計上に関わってくるものでございます。

まず、ページの上段、１、令和８年度の地方財政の姿ということで、通常収支分の説明となります。

（１）地方財政計画の規模ということで102兆4,427億円、前年度が97兆644億円でございましたので、前年度比5.5%のプラスとなっております。これは地方団体全体でこれぐらいの規模になるのではないかと国が予測でございます。

ポイントを絞ってお話ししますと、次に（４）に飛びまして、地方交付税の総額ということで、20兆1,848億円、前年度比6.5%のプラスとなっております。

その下の東日本大震災分は飛ばしまして、ページの下段を御覧ください。

通常収支分の１番、地方財政の確保というところで、地方税、地方譲与税、地方交付税などの計画が載せられておりますが、地方税の部分の御覧ください。

地方税につきましては、47兆8,185億円、前年度比5.2%のプラスになると国が見込んでおります。

２行飛びまして、地方特例交付金につきましては8,156億円、前年度比321.3%のプラスとなっております。こちらが下の米印に書いてありますとおり、地方揮発油譲与税に係る暫定税率の廃止、環境性能割廃止に伴う令和８年度の減収について地方特例交付金により

全額補填とされているためでございます。

次に、地方債の部分になります。後ほど記載がありますが、臨時財政対策債は令和7年度に引き続き発行額がゼロとなっております。

そして9ページの上段に移りまして、2の地方交付税の確保の部分をご覧ください。

ここでは国の一般会計と特別会計において、国がどのようにして地方交付税の予算を確保したのかということが書かれており、結果としては、前年度比プラス6.5%につながっているということが書かれております。

次に、ページの下段にお移りください。

3番、地方財政の健全化ということで、ここでは地方財政を健全化する国の取組の部分となります。

主には、1点目の臨時財政対策債償還基金費の創設ということで、臨財債を償還するための経費が創設されました。それらの効果により、臨財債の年度末残高は前年度比で3兆4,305億円減少しますということが書かれております。

その下に参考ということで、臨時財政対策債の推移を載せた表があります。平成29年度から令和8年度までの推移が掲載されております。令和8年度は令和7年度に引き続き、臨時財政対策債を発行しない年となっております。

次に、4番、当分の間税率・環境性能割廃止に伴う税収への対応ということで書いておりますが、こちらは先ほど説明した内容となっております。

次に、めくっていただきまして、10ページをご覧ください。

ここからは国が見込んでいる地方団体の主な歳入歳出項目が記載をされております。

まず、5番、物価高・官公需の価格転嫁への対応につきましては、様々な分野における自治体のコスト増に対応するため、地方財政計画の歳出に増額計上した、普通交付税の算定に反映したということなどが書かれております。

次の6番、いわゆる教育無償化への対応等、7番、地域未来基金費の創設、こちらにつきましては、内容が主に都道府県に関わる記述のため飛ばしていきます。

続いて8番、防災・減災対策の推進、こちらにつきましては、緊急防災・減災事業債などの地方債について対象を拡充します、期間を5年間延長しますということなどが書かれております。

次に、9番、公営企業の経営基盤の強化につきましては、広域化等により公営企業の経営改善を図るために、地方債を創設しますということなどが書かれております。

次に、10番、インフラ老朽化対策の推進につきましては、八潮市の事故を踏まえた、全国調査で要対策とされた下水道管路の修繕を地方債の対象といたします。事故時に影響が大きいと見込まれる水道管路の耐震化に係る地方債に交付税措置を拡充します。地方債において集約化、複合化に伴う除却事業の対象に公営住宅を追加しますということなどがこちらは書かれております。

次に、11ページを御覧ください。

こちらの11番につきましては、病院事業に関する記述でございますので、飛ばしまして、次の12番、DX・GXの推進、こちらにつきましては、脱炭素化推進事業債、デジタル活用推進事業などの地方債について、対象を拡大するということや、デジタル活用を推進する名目で地方財政計画の歳出に計上しますということなどが書かれております。

次に、13番、活力ある地域社会の実現、こちらにつきましては、地方への人の流れを創出拡大するための一部の取組に対して、特別交付税を措置しますということなどが書かれております。

次に、14番、地方創生推進費、地域社会推進費、こちらにつきましては、それぞれの名目で地方財政計画の歳出に計上しますということが書かれております。

次に、15番、農業構造転換集中対策への対応等、こちらにつきましては、農業構造転換集中対策を進めるために地方債を創設します。その他、ため池の防災工事に係る地方債の対象を拡大しますということなどが書かれております。

次に、16番、地方公務員の給与改定に要する地方財源の確保、こちらにつきましては、令和7年人事委員会勧告に伴う所要額及び令和8年度の給与改定に備える額を地方財政計画の歳出に計上したということなどが書かれております。

次に、12ページを御覧ください。

17番、こども子育て政策の強化に係る地方財源の確保及び、最後の18番、社会保障の充実及び人づくり革命等、こちらにつきましては、必要とされる額を地方財政計画の歳出に計上したということなどが書かれております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 説明ありがとうございました。頂いた資料で最初に地方財政計画全般を見てみたんですが、今御説明というか、ここに付けていただいている資料の後ろに

かなり詳細な資料がありましたので、国がこういうことを考えてるということが分かるんですけど、全体としてまず、この地方財政計画が手元に来たときに、庁内でどのように各部、課のところで説明されたのか、それぞれの部と課で取り入れられるようなことがあるということを研究するような時間があつたのかということをもまず一つ確かめたいのと、それと財政については、その詳細なデータの中の13ページ、ここで言えば、何になるのかあれですけど、物価高に対応するように普通交付税の算定に反映させてる、ほぼ5%ずつぐらい上げてるということが書かれてあるので、それが算定費用の中に反映されてるのかどうか、実際のところですね。そのことを確認させていただきたいなと。

あとは個別の事業のところでお尋ねしたいと思ってます。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの地方財政計画につきましては、説明の中にありましたように、今年の2月に出されるものになりますので、こちらについては、令和8年度の予算編成には間に合いませんので、これそのもの自体については、各課のほうには考慮はされてないというものにはなります。ただし、国のほうが概算要求の段階で、一定の指針を市町村に対して示しますので、それにつきましては、予算編成の段階で各課を含めた形で共有をしているものということでございます。

続いて2点目の物価高への反映につきましては、今年度、令和8年度予算につきましても、物価高を踏まえた形で需用費、委託費、そういったものに対して、増額の対応をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。ではまた個別のところでも聞いてください。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

令和8年度予算編成方針について、説明願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、続きまして、令和8年度予算編成方針について御説明をいたします。

そのまま14ページをお開きください。

これは昨年10月に開催をいたしました予算編成説明会において、職員向けに示したもの

でございます。筑紫野市の財政状況は一定の健全な状況を保っておりますけれども、職員向けの資料でありますため、あえて厳しい表現の内容としております。

まず、1番、市の財政状況と今後の見通しからでございますが、こちら何を書いているかと申しますと、一番下の段落にはなりますけれども、本市の財政状況は健全な状態にあったが、賃金上昇や物価高騰、公共施設の長寿命化推進、扶助費などの社会保障経費に加え、総合計画の重点施策に対応するため多額の費用を要し、大変厳しい状況が見込まれるということがこのページに書いております。

次の15ページに移りまして、2番の予算編成に向けてというところになりますが、第7次総合計画の実現に向けて財政計画を規律とした施策の推進が求められる。

3段落目に飛びまして、予算編成に当たっては、限られた財源を真に必要な分野に配分し、将来の課題に取り組むということを書いております。

そして3番の予算編成の基本的考え方、こちらの部分については、次の16ページにかけて10項目の基本的な考え方を示しております。

所管課においては、この記載の内容を踏まえて予算要求をするようにということを書いております。特に10項目めにあるように、ペーパーレス会議システムの活用など、デジタル技術を活用して、コスト及び事務量を削減することとしているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移ります。

都市計画税の使途についてお願いします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 次に飛びますが、28ページ、都市計画税の使途でございます。

都市計画税は、都市計画事業や土地地区画整理事業に要する費用に充てるために課される目的税で、財源としては一般財源として整理をされております。

上段の歳出に示す令和8年度予算額合計から、国県支出金などの特定財源を引いた一般財源等の合計額の部分、こちらが11億8,189万5,000円となっており、その一部について、下段の歳入、都市計画税予算額11億6,131万6,000円をもって充当する見込みとしているも

のでございます。

内容についての説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 都市計画税の一般財源のうち、都市計画税の充当率を見てもみますと約98%以上は都市計画税に依存しているような状況かと思えます。

そうした中で、この都市計画事業においては、市民全員にも還元される部分もある、インフラ整備とかですね。ということを考えれば、市街化区域に特化してかかる、この都市計画税に依存し過ぎじゃないかというふうに私は見えています。

ましてや98%ということで、通常の一般財源の住民税であるとか、固定資産税等で充てるというふうな考えはまずないのかをお聞きしたいというのが……。この充当率の考えですね、今98%という現状をどう踏まえているかということが1点。

もう一つは事業が少ないということであります、もう1点はですね。都市計画事業が多ければ、この充当率も下がって、ある程度の見通しというか、たてばいいんじゃないかなと思ってるんですけど、現状大きな事業が筑紫野市はないわけでありますので、今後そういった事業の見通しはあるのか、2点お尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、1点目の都市計画税の充当率の考え方でございます。

こちらの都市計画税の趣旨が、都市計画事業や区画整理事業の費用に充てることを目的としていること、また都市計画税をインフラ整備のための貴重な財源と本市では考えておりますので、事業費には全ての都市計画税を充当し、不足する額を一般財源等で賄うことと考えております。

続きまして、今後の都市計画事業の見通しについてでございます。

都市計画事業につきましては、今後においても施設の整備に加えて、バリアフリー化、老朽化対策など、将来にわたって必要となる事業が想定をされております。

この表を使って主なものを説明させていただきたいと思えます。

まず、公園事業につきましては、令和8年度予算に約5億7,000万円計上しておりますけれども、主なものとしまして、総合公園における駐車場、階段の整備、天拝公園におけるトイレの更新、あじさい園路の舗装などがございますけれども、今後についても老朽化対策の観点から、整備は続けていかなければならないと考えておるところでございます。

そのほかにも筑紫公園における基本設計、擁壁工事が令和8年度予算に計上されてお

ますけれども、今後整備が一定の事業費を伴って進むものと考えているところではございます。

続いてその下の下水道事業、こちらにつきましては、令和8年度予算に約3億6,000万円を計上しております。こちら、下水管の新設や老朽化対策などの施設整備にかかる起債償還額の一部を、基準に基づき一般会計から公営企業へ繰り出しをしているものでございます。こちら、将来にわたって老朽化対策は必要でございますので、一定の支出を伴っていくものと見込んでおるところでございます。

続いて、その他の部分につきましては、約1億8,000万円と掲げておりますけれども、こちらのうち主なものは清掃施設組合への負担金の一部の額となっております。

クリーンヒル宝満では、過去に炉の解体であるとか、令和5年から令和7年度にかけて施設の改良工事を行っておりますけれども、その起債償還額分を都市計画事業として計上をしているものでございます。こちら、今後、償還が本格化しまして、約20年にわたり償還が続くものと見込まれるところでございます。

そのほか、下段の地方債償還額、こちらについては、1億8,000万円と記載をしておりますけれども、こちらのうち、主なものについては、土地区画整理事業での起債償還額となっております。

筑紫駅西口の区画整理事業につきましては、一定の収束となっておりますけれども、今後についても、償還は続きますし、その他の事業で地方債の借入れを行いますとその償還が続くという見通しになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点お尋ねいたします。

1 投目の充当率に関しては、答弁は私が質問した内容がそのまま返ってきたような感じなので、充当率の考えを聞いてるんですよ。98%以上が今、充当率に当てられている、税の公平性としてどうなのかということに対して、一般財源のうち、都市計画税を全部充てていますと、これは当たり前の話であって、なので充当率の考えがどうなのかっていうことと、今46年間ぐらいもう据置きされてます、この税率というのはですね。

一度も検証などしたことがないというか、そういった動きがないので、財政課としてどういうふうに認識しているのかということのを改めて聞きたいということが1点と、もう一つ都市計画事業のうち、その他の説明がなされました。クリーンヒル宝満の地方債の償還

に当たっていると。

例えば、このクリーンヒル宝満に関しては小郡市と基山町も合同で、今、組合として運営されてますけど、その二つの地方債も発生していると思うんですけど、そこはどうか。都市計画税を充てているのか、同じように。そこも説明をお願いいたします。

○委員長（上村和男君）　しばらく休憩します。

休憩　午前9時33分

再開　午前9時33分

○委員長（上村和男君）　会議を再開いたします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君）　改めて、充当率98%の考え方というところでございますけれども、本市としましては、都市計画税をインフラ整備の貴重な財源として考えておりますので、こちらは全額充当するというところで考えているところでございます。

また、都市計画税の考え方としまして、都市計画事業がもたらす資産価値向上の受益というものに着目して、事業に要する費用の負担をいただく制度とされておりますので、こちらの点からも市街化区域の所有者に事業を負担いただくことは妥当ということで考えているところでございます。

続いて、2点目の小郡市、基山町が、都市計画税を充てているかということにつきましては承知をしておりますので、後ほど調査後に回答させていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君）　前田委員。

○委員（前田倫宏君）　まだ1投目がしっくりきてなくて、充当率98%依存してて全部充ててるということはもう私も分かってるんですよ。それを踏まえて、これが妥当なのかということを聞いてまして、それはもう後ほど一般質問があるんでしませんが。

その他のところですね、今申し上げた。そもそも小郡市は都市計画税がございません。なかったと思います。つまりは、償還は恐らく通常の一般財源で、都市計画税じゃない部分でしていると思います。それは全員、市民税とかなので、市民全員が負担しているという考え方になるんですけど、今この表を見て筑紫野市はそれに充ててますっていうふうな説明だと、市街化区域に要は課税されている対象地域がその分に充てていて、全市民の財源がないですもんね、都市計画税ですとね。だから、そういった部分では、公平性どうな

のかなというのが新たに疑問が生じてます。

○委員長（上村和男君） 疑問が出てるっていうから、こうですよっていう説明ができますか。

横尾委員、関連質疑ですか。

○委員（横尾秋洋君） はい。

○委員長（上村和男君） じゃあ、横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今、前田委員が質問される内容はもつとも、もともと都市計画税は目的税で、全市民に都市計画税がかかっておれば、公園事業とか全て全市の事業にするのはいいんだけど、実際この都市計画税がかかってる地域が限定されてるんで、目的税だから、そのみに使うべきではないかという指摘があつて。だからそれで全市民に使えないのであれば、都市計画税を少しは税額を減らすべきじゃないかという疑問があるということ。筑紫野市としては、一般財源みたいな形にして、もう歳入の中に全部入ってそれを目的税以外に一般財源として使っていっておることが指摘されるんじゃないかなと、そういうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） じゃあ、関連ですから。前田委員。

○委員（前田倫宏君） なので、最後のその他の部分のクリーンヒル宝満の改修費の地方債の返還にこれを充ててるというふうにおっしゃったじゃないですか。なので、要はこれが、地方債が通常の固定資産税とか普通の市民税であれば、要はこれ余剰が生まれるんじゃないかなと思って、都市計画税の。だから、余剰を出さないために充てているような気がする。無理やり都市計画税を充てているような気しか私今してないんですよね。だから、そこの説明をしていただきたいなと思ってます。

○委員長（上村和男君） 質疑の趣旨は分かりますね。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時39分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、クリーンヒル宝満の償還費が都市計画事業とみなして

いいかということについてでございますが、こちらは国の都市計画事業に関する資料の中でも、例えば道路、公園、下水道、それからごみ処理施設、こういったものが都市計画事業の該当事業として定義されておりますので、こちらを事業として充てることは特に問題はないものでございます。

続いて、こちらの小郡市、基山町が都市計画税、手元の資料にはないんですが、恐らく充ててないと思われます。

都市計画税につきましては、あくまで自治体の自主的裁量に基づいて設定するものでございますので、そちらを踏まえて、本市においては都市計画税を充当しているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 答えになってない。もう1回聞きますけれども、都市計画税は市街化区域に課税されますよね。それをクリーンヒル宝満に充てることは問題ないという、公的にですね。それは分かりました。

ただ、税の公平性としてどうなのかということを私聞いてるんです。要は地方債償還に市街化区域の課税対象地域が都市計画税に充てられてて、クリーンヒル宝満はその地域に特化したわけじゃないじゃないですか。筑紫野市全域なので私は全市民が負担すべき、なので通常の一般財源で地方債を償還していくべきだと思ってるんです。それをなぜ都市計画税で充てているのかが不思議でならない。なのでそういったことでいえば余剰が出てくるんじゃないかという指摘、そこについての見解を述べてくださいよ。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 都市計画税の趣旨といたしまして、都市計画事業がもたらす資産価値向上、こういった受益の部分に着目をして、事業に要する費用を負担をいただく制度ということでこの都市計画税というのは成り立っておりますので、その受益と負担の関係というところでありますと、市街化区域に所有されてる方が、その資産価値向上の受益にもたらすことを踏まえて、負担をいただくということは理にはかなっているものと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってくださいね。田中委員が手を挙げているので。

○委員（田中 允君） だから、その政策決定に至った経過について、部長は市の中でど

ういう方針でしましたって、一定の方針が出てると思いますよ。

○委員（高原良視君） いいですか。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 要するに基金の目的外、税の目的外で使っていないかということだけを聞いてあるんです、1点目は。ということだと私は思います。だから、あなたたちが、これは絶対目的外使用ではないということを言えれば、もうそれは解決です、そのところは。

そういうことでしょう、前田委員が聞いてあるのは。

○委員（前田倫宏君） その充てる考え、充てれるってことは分かったんですけど、充てるとしても……。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時45分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 都市計画税につきましては、もし都市計画事業の実施に対し不足額が生じてしまいますと、一般財源による補填を伴ってしまいます。そうなってしまうと、結果として、その他のなされるべき事業が見送られる可能性等もございますので、財政運営上、都市計画税は一定程度必要なものと考えているものでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） これは録音残してますから、ぜひきちっと答弁してほしいのは、都市計画税はこういうことのために使うことが定義されておりますと。しかし、今回に限って、このことではこういうふうにするというふうな判断があったのかなかったのか、あるいはずっとそうするのか。そうすると財政規律上いいのかという話ですから、そこは少し考えなきゃいけないことなんじゃないかなという、みんなが言ってるのはそこですからね。

それで、最初のここに、都市計画税の使途についてという、使途はきっと事業でやられるから事業項目のところでやってもいいんですけど、財政の規律上、あるいは財政編成

上、都市計画税を一般会計の中に繰入れてやっていますから、それでその使途がこうなっているというところを問題にしているので、今の段階で言えることをきちっと説明していただけますか。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時50分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） いろいろ御審議ありがとうございます。都市計画税について今事業に充てているというところ、こちらは都市計画税の趣旨、こちらに基づき妥当性はあるということで現在、この事業に充てて事業を進めております。

今後こういったところ、今後の事業見込み等も含めまして、妥当性、例えば今、前田委員もおっしゃっていました余剰が出た場合、こういったところは、またその妥当性をきちんと判断して検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員、いいですか。宿題にしておきますか。

○委員（前田倫宏君） 納得はしてないですけど。分かりました。

○委員長（上村和男君） じゃあ、質疑を終わります。

次に移りますが、課の入替えのため……。

○財政課長（高木伸泰君） すみません、1点。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 先ほど小郡市と基山町が都市計画税をどうしてるかということで、後ほど調べてお答えすると申しましたが、こちらについては、どちらも都市計画税の課税自体をしてないということでございます。訂正をさせていただきます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、課の入れ替えのためしばらく休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時00分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

区長に関する事務事業、事業内容、各区長報酬の内訳一覧の項目に移ります。

それでは、部長、新しく説明に当たる職員がおいでですから、説明をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、区長に関する業務ということになります。説明で総務課が来ておりますので、紹介いたします。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長、前田でございます。

○総務課長（前田英徳君） 前田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 総務係長兼選挙管理委員会事務局選挙担当係長、市川でございます。

○総務担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） あとは関連してコミュニティの関係ということもございますので、関係職員も出席しております。

市民生活部長の杉村でございます。

○市民生活部長（杉村真子君） よろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） コミュニティ推進課長の吉田でございます。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 吉田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） コミュニティ推進担当係長の梅本でございます。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） 梅本です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、関係課がお集まりですから、説明には総務課長があたられますかね。

じゃあ、説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（前田英徳君） それでは、さきに説明のありました令和6年度決算報告における令和8年度予算に反映すべき事項の状況に関連いたします、区長に関する事務事業について御説明申し上げます。

予算審査資料の30ページを御覧ください。

本事業の予算額につきましては3,849万4,000円でございます。本事業の目的につきましては、市と区長との間で、区長業務の内容、守秘義務及び情報管理等に関する協定を締結して行政運営を円滑に行うものでございます。

主な区長業務の内容については、広報紙などの配布やコミュニティ運営協議会に参画することとし、その対価としての報酬等の予算を計上するものでございます。

次に、事業の内容につきまして、区長業務5項目ございますが、こちらは後ほど区長業務一覧にて御説明を申し上げます。

次に、区長報酬の計算方法につきましては、定額分と各行政区の世帯数に応じて算定する世帯割分がございます。

定額分につきましては、年額10万5,000円、世帯割分の年額については、一世帯当たり600円に世帯数を乗じた額となっております。

各区長の報酬内訳につきましては、次の31、32ページに、令和7年度の実績見込みを掲載いたしておりますので、御参照ください。

続きまして、区長業務一覧のほうの通知をお送りしてますので、そちらのほうを御覧ください。

各項目5項目、肌色で色づけをしておりますけども、それぞれ5項目の中に内訳としてそれぞれの業務があるという形になっております。

まず、第1項、市と行政区との間の情報の伝達及び広報文書等の配布に関すること。

第2項は、防犯及び防災の連絡調整に関すること。

第3項が、工事等の計画または施行に伴う地域調整に関すること。

第4項が、コミュニティ運営協議会に参画すること。

第5項が、その他市長が特に要請をすることとなっております。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

じゃあ、質疑に移ります。八尋委員。

○委員（八尋一男君） 区長業務の一覧よく分かりました。14年ぐらい前から一向に変わっておりませんから、それはそのとおりという形で認識をしております。

ただ、最近では区長とそれから自治会長がきちっと分かれたというような形でありながら、同じ仕事をしながら区長は辞令をもらい、手当をもらってる。自治会長は同じような仕事をしながら、市からの手当がないというのが、一つおかしいのじゃないですかということが言われております。

それから、当然ながら自治会長もコミュニティ運営協議会には参加をされております。それからこのコミュニティ運営協議会に参加することとなっているものですから、非常に

出事が多いということではばやきが多いです。それはコミュニティ運営協議会の運営の仕方にあるのかもしれませんが、そういうばやきがでてきているということについて認識をされているかと。

それから次のページにありました、行政区が極端に少ないところ。区長さんはありがたいことに、今度4回目かな、という形で回ってくるんで何回もされてるし、いろんな役職を兼務しなきゃいけないというようなことも言われてる。そういう形において、行政区の統合、再編は地元の希望があれば、それは可能なのかと。

それから最後に質問ですけど、コミュニティ運営協議会ができた発足当時から、行く行くは区長業務を廃止して自治会長制にしようというのが、できた当初からの狙いでした。それについて、今もその考えを持ってあるのか、それとももう自治会長制にするのをやめて、今の状態をやろうとしてるのか。その辺は引き継がれているか分かりませんが、これは部長から回答をお願いしたいというふうに思います。

コミュニティ運営協議会のお金については、また別途質疑をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。前田課長。

○総務課長（前田英徳君） まず、区長業務と自治会業務なんですけども、区長というのが、自治体が行政の円滑な運営を図るために、一定の地域を行政上管轄する区域である行政区の長として業務、また役割を担っている。

一方、自治会長のほうが、地域住民が住みよい環境をつくるために自主的に組織された団体の長であるというふうなことで、それぞれ役割、業務が違っていているということで、自治会の業務については、地域課題解決のために、防犯・防災、また住民同士の交流であるとか、清掃活動、情報伝達などの事務が多岐にわたるということで、業務量的には非常に負担感を感じている部分であるかというふうには感じております。

コミュニティ運営協議会に参画することというふうなところが、非常に会議が多かったり、負担に感じてあるというふうなところだとは思いますが。コミュニティによって多い少ないということはあるかとは思いますが……。すみません、ちょっと休憩いただいてよろしいですか。

○委員長（上村和男君） 休憩します。

————— ・ —————
休憩 午前10時09分

再開 午前10時12分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

前田課長。

○総務課長（前田英徳君） まず、自治会の業務に関してですけれども、自治会業務はそれぞれの任意組織である自治会での業務になりますので、そちらのほうでの手当、報酬になるというふうなことで、市からのその分に関しての報酬というのはございません。

次に、行政区の統合に関してですけれども、こちらについては、行政区を分ける分区というところの規定はございますが、合区——合わせるという統合の部分の規定はございませんので、今御意見いただきましたけれども、その部分については、今後どのような形で行っていくか、規定を考えていきたいというふうな形で考えております。

あと世帯数の大小によって、行政区、自治会について、負担の大小があるかと思いますが、その部分についても、先ほど申しました自治会の内容であれば自治会のほうで対応していただくというふうなことになろうかと思います。

○委員長（上村和男君） 嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それと八尋委員からの御質問で、区長を廃止して、自治会1本ということで、当時議論があったということは伺っております。そういった議論があったと。ただ、それを正式に決定したという認識はございませんので、当然、今後コミュニティの在り方といったところを含めて、そういった議論があれば当然考えていく中身ではあるというふうには認識しております。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） ちょっと聞き逃したかもしれませんが、要は小さな行政区は、再編、統合は地元の要望があればできるのか、イエスかノーかで教えてください。

○委員長（上村和男君） 八尋委員、そういうふうに答弁できるものもあれば、できないものもありますので考慮して。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 現時点ではそういったところを、申し訳ないですが想定はしておりません。

ただし、そういった行政区からの要望があれば、考えざるを得ないというところはあるかと思いますが、現時点では、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、分区という規

定はしっかりしておりますが、合区というところに関しては、今のところを議論してないというところがございますので、今後の情勢等を見ながら、御意見として承りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。八尋委員の質問に関連なんですけども、合区、合併するとか、そういうことは考えてないっていうことでしたけども、そもそもうち、西小田の所帯は少ないんですよね。御覧のようにやっぱりすごい報酬の格差があってます。当然、以前改定をされて、余計成り手、所帯が少ないものですから、だからそういうこともやっぱり考えていかないと、もうじり貧になってるっていうのが分かってるので、検討をするべきじゃないかというふうには強く思ってるんですけど、全く考えないということでしょうか。

○委員長（上村和男君） 前田課長。

○総務課長（前田英徳君） 世帯数が少ない行政区というのは、行政区長の業務が同じところで、同じ業務になっていただくというところで大変さはあるかと思います。世帯割と合わせて均等割という部分がございますが、今後については、そこら辺の世帯数の大小についての格差、そこら辺の負担感等を考慮した上で是正が必要なところについては、見直しの方法も含めて考えていくべきところになってくることはあるかとは思っております。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今お答えになられた定額部分の10万5,000円の妥当性について、以前問題提起があったと思うんですね。大きな自治会であろうが、小さな自治会であろうが同じような作業をする。作業量は大小あるかも分からないけど、同じようなことをしないといけない。それと世帯割の600円もこれもこの金額でいいのかって、これは区長会からコミュニティ協議会に変わるときに金額が決められて、10年以上経過してるわけだね。この金額でいいのかということも前回、昨年の予算のときにも問題提起があったと思うので、今のお答えでは、じゃあ、その検討をいつするのか、1年たっても全然変わった様子のない報告を聞いてですよ、今後必要だみたいな感じのお答えでね、いつしますかっていうはっきりした答えではないと。これを検討課題なんだというところで答えていただいて、年度内に、次年度はこういうふうに提案できるようにしますっていうふうにお答えいただかないと、毎年同じことを繰り返しているような気がするんですけども、いかが

でしょうか。

○委員長（上村和男君） 前田課長。

○総務課長（前田英徳君） 現在の算定方法、金額についてですけども、業務に見合った妥当性があるかというふうなところで、この件に関して、区長さんのほうに御意見を直接伺っております。

まず、区長業務と自治会、区長と自治会長を兼務されている方が多いので、その辺りの負担感についてお伺いしたところ、やはり自治会業務のほうに大きな負担感を感じると、感覚的には、区長のほうが2割、自治会長のほうが8割ぐらいの負担感に感じるというふうなお話をされる区長さんが多いところでございました。

そういった中で、区長業務、こちらの5項目ございますけれども、その中で、例えば市の広報は令和3年度に2回から1回に減っている部分があることや、敬老祝い金についても令和2年度から口座振替になったことで配付がなくなっているというふうなところでの負担は軽くなっている部分がございます。区長さんによっては、それが減ったことでかなり負担感としては、少なくなったというふうにおっしゃられる方もおられました。

そういった中で、自治会業務により大きな負担を感じている部分、また、業務量として以前よりも少し減っている部分があるというふうなところで、今現在、令和7年度8年度が2か年間の協定期間となっておりますけれども、その期間については、算定方法は同じ形をとらせていただいて、その後については、また必要性について考えていく部分があればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ごちゃごちゃごちゃごちゃ言ってないでさ、もうあなた何年前からこの報酬の部分で……、このことはもうずっと決算の段階で、去年、おととしの分からずずっと出てきてるんですよ。なにも変わらないですが、本当にやる気があるのかなのか。よく考えてみて、3,800万円ですよ。70幾つかな。

○委員（赤司祥一君） 72です。

○委員（高原良視君） それで3,800万円。よく考えて、みんなボランティアでしてるんですよ、実質的にね。あなたたちは小遣いのごとく使って、不正という言い方は悪いかもしれないけど、実際そうなんですよ。あなたたちは、検討します検討しますって言ってね。課長は、選管の問題もまた次出てくるけど、前の総務市民委員会のときもしっかり答弁し

たけど、何ら変わってないです。やる気がないんでしょう。

だから、そのところは辻本委員が言われように、いつまでにどうこうします、検討しますじゃなくて、どうこうしますと、数値的なものまで含めていうぐらいの気持ちを出されたいかがでしょうか。

○委員（横尾秋洋君）　しませんならしませんって言えば。

○委員（高原良視君）　しませんならしませんって言えばいいでしょう。分かったっていうので。そしたらここで修正してもいいんですから。予算修正してもいいんですよ。

○委員長（上村和男君）　前田課長。

○総務課長（前田英徳君）　今回御意見いただいた区長は、区長全員ではございませんので、また区長全体で、どういったお考えをお持ちかというところも、改めて伺いした上で、今現在令和7年、8年度が2か年の協定期間でございますので、その次の期間に合わせたところで、また御意見を伺いながら、見直しについて考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君）　前田委員。

○委員（前田倫宏君）　以前広報の在り方も議論になったかと思います。民間に委託した場合の金額も出されてて、そういった中でも、月に1回、通常のA4のぺら紙1枚じゃないですよ、冊子ですよ。様々な広報も重なって、重量というふうな業務負担、またこの金額、今回区長さんに関する事務事業でありますけれども、配布してあるのはその組の班長であったり、ほかにいろいろ区長さんをお願いされて、地域の負担が大きくなっているというのはあるかと思います。そういった民間の委託も話が出ましたが、来年度、令和8年度の広報の配布については、どのようにお考えなのか等をお聞かせください。

○委員長（上村和男君）　前田課長。

○総務課長（前田英徳君）　広報の配布の民間委託につきまして、令和8年については、特に民間委託にする予定はございませんけども、今後につきましては、広報紙を御覧になれる方、SNS等も今、発達してホームページ見られたりというふうな方も増えてこられてきているというふうな状況も加味しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員（高原良視君）　何、今のは。広報紙は要らないということですか。

○委員長（上村和男君）　ちょっと休憩しますね。

————— ・ ————— ・ —————

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 先ほどはすみません、答弁が適当ではなかったかと思います。広報自体をなくすということではございません。広報配送につきまして、確かに過去、見積りをとったという形で、どのくらいかというのは検討しております。

今後も、本当に負担になるかどうか、どのくらいの程度の負担なのかというところは、先ほどの区長業務の内容等も含めまして、区長さんの御意見等を伺いながら、そういった将来的な広報の民間委託、ポスティング、そういったところが可能かどうかも含めながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） そしたら皆さんいいですかね。今年度中に区長さんたちの意見を聞きながら、次の対応をしていくように検討を重ねていきたいと。結果やりませんというでも構いませんが、区長さんたちに意見を、こことこことここと聞いたらこうでした、こういうことが分かりましたぐらいは、私が言うことじゃないですが、少なくとも決算のときぐらいは言っていたかかないと、来年度予算のときに、じゃあ、こう変えましょうというふうなことは間に合わないの。

始まってからずっとこの議論をやってるわけじゃないんですよ、筑紫野市はね。ある程度の、三、四年前ぐらいからどうなのかって、区長制度だとか、コミュニティができて煩雑になってきた中でいろんな意見が出てきてるわけですから。それをあなたたちが所管しているので、その意見をよく聞いて検討すべきことは検討すべきで、少なくとも報告をしていただくような立場にあるので、高原委員が言ってるのはそれだけなんです。ちゃんとせんといかんよって。みんなそう思ってるんですよ。令和7年度、8年度やるけど、この間は変わりませんってことでしょう。そげなことを聞いているわけじゃない。この期間に、いろんな人の意見を聞いてやりますと、部長がそういうふうに区長の意見を聞きながら検討をしてまいりたいと言ってるから、そうしてくださいね。

○委員（横尾秋洋君） 委員長、一ついいですか。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今、広報紙の配布だけの話になったんだけど、区長事務一覧というのがこれだけ全課にわたって、これだけの業務があるわけですから、どこが総合的にまとめているのかよく知らないけれども、今ありよるのは、ただ、この区長の事務全体をまた見直す必要があるんじゃないかなと、その中の一部で広報紙の問題もあるということを認識して、区長業務の内容を精査してほしいと、そういうことをしておきたいなというふうに思います。

○委員長（上村和男君） まだ手挙げるか。赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 今、横尾委員の部分に関連なんですけど、ぜひ区長さんにヒアリングする際に、先ほど辻本委員からもあったんですけど、この世帯割と定額の金額に関して、世帯割が600円掛ける世帯数という形で、世帯数に比例して金額が決まるってことは、世帯数に比例して業務量も変わるから、この600円掛け世帯数になってると思うんですよ。ということは、例えば20万円のところと100万円のところで、本当に業務量が時間計算で5倍ぐらいになってるのかどうかというのは、結構きちんと1回ヒアリングすべきだなと思っていて。なので、それが実は2倍しかかかってないのに金額が5倍になったとか、そしたら上を見直すのか下を見直すのかとか、その辺を調査しないと金額の設定もしようがないのかなと。もちろん均等割は幾らにするかもあると思うんですけど。どれぐらい時間がかかっているのかっていうのをしっかり見極めるべきなんじゃないかなと思います。

行政区自治会合併に関しては、一般質問にも出しているんで、またそこで詳しくお話ししたいと思います。以上です。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 上村委員長も言われましたけど、赤司委員も言われましたけど、区長さんの意見っていうか、ヒアリング、御意見を聞くのが一番大事だと思います。それはやっぱり世帯が多かろうが少なかろうが、皆さん意見を持っています。

一つの例として、西小田は集落が小さいですけど、回覧板を回すときに、ある程度、広報誌をビニールに入れて配ってあります。そうすると区長の負担が軽減されます。やっぱりやりくりっていうのはどこの自治会長さんというか、区長さんもされてると思うんですよ。その御苦勞をきちんと聞いていただいて、こういった報酬というか、きちんとした公平性を持った報酬につながるようにやっていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） あのね、今、区長から意見を聞きますって、何年前からこの話を

してるんですか。そしてね、我々は議会の中でみんなの意見を聞いた上でずっと2年ぐらい前からこのことを言ってるんですよ、報酬の関係などもね。業務の中、実際に議員はみんなから聞いて、この問題は、区長報酬がコミュニティができたときに半分になったというようなことで、それからずっと引き継いできている問題でしょう。それを今さら言っ
て、何年もたって今から聞きますって。あなたたちは何をしてたんですかという話にしかないんですよ。よく平気な顔してそんなことが言えるね。前田課長、おかしいでしょう。あなたはずっと対応してきたでしょう。言ってきましたよね。それでまた同じことを言ってるんですか。おかしいでしょう。

○委員長（上村和男君） 何か言うことはありますか。前田課長、頑張りますぐらい言って終わりましょうか。

前田課長。

○総務課長（前田英徳君） 以前も区長には聞き取りをしたいというふうなことでお話をさせていただいておりまして、全区長ではございませんけども、一部聞き取りをした上で今の状況をお伺いしたところではございますけども、遅くなっておりますが、改めて、また今現在どのように思っているかというところを調査させていただきたいと、令和8年度中にはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） それでは、ぜひ総務課だけではなくて、市全体として考えていくというふうにさせていただくようにしてください。あなたたちが幾ら頑張ったって、上のほうがしませんとか言うたら、やりにくいでしょうから。

じゃあこの項目は質疑を終わります。

次に、移ります。

筑紫野市の市長選挙執行事業……。

○議会事務局長（荒金 達君） 市民生活部が一旦退室します。

○委員長（上村和男君） そういうことで、しばらく休憩します。課の入れ替えのために。

—————・—————・—————
休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から、選挙管理委員会事務局長に変わるのかな。筑紫野市市長選挙執行事業内

容について説明を願います。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） それでは、引き続きまして、筑紫野市市長選挙執行事業についての御説明を申し上げます。

予算審査資料の34ページを御覧ください。

本事業の予算額は2,901万7,000円でございます。本事業は令和9年1月執行予定の筑紫野市長選挙の管理執行となっております。

次に、主な予算内容についての御説明を申し上げます。

一つ目が会計年度任用職員、投票管理者、投票立会人等に係る報酬及び費用弁償、二つ目が投票入場整理券、投票用紙、選挙公報等にかかる印刷費、三つ目が投票所入場整理券の郵便料、選挙公報の配送委託料、四つ目が選挙運動に係る公費負担などとなっております。

続きまして、次、新たに行う事業といたしまして、投票所移動支援業務委託について御説明いたします。

事業内容につきましては、投票日当日に投票所までの移動が困難な選挙人に対して、タクシーにより、自宅から投票所までの往復の移動を支援するものでございます。

対象者につきましては、1番目、投票日当日に市内に居住していること、2番目に、選挙期日に市内の投票所において投票ができること、3番目に、自宅等から投票所までの移動が困難で投票所までの移動手段がないこと、4番目が、タクシーまで自力で移動できる、または移動を介助する方が同伴できること、5番目が、郵便等投票証明書の交付を受けていないこと、最後6番目が不在者投票を行うことができる施設に入院または入所していないこととなっております。

事業費の内訳につきましては、タクシーの1台当たりのチャーター費用が5,020円。利用時間について1台当たり10時間、チャーターの予定台数が10台、タクシーによる移動支援の予算については、計50万2,000円を計上させていただいております。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。これは当日に限った投票のサポートということですが、そもそもこれ10台っていうふうに書いてありますけど、想定は

何人というか、大体されてるんでしょうか。

それと、タクシー配車業務になると相当数の台数が要るでしょうけど、時間帯で選定をされるのか。そういったところをお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 人数につきましては、移動支援を実施している自治体にお伺いをしまして、想定人数を出したら40人から50人ぐらいを想定をしたいというふうに考えております。

それと、タクシーですけども、タクシー会社に確認をしまして、チャーターできる台数というのは確認をとっておりますので、台数的には充足できるものと考えております。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） よくもまあこういう提案をされたなということで驚いておりますけど。もともと我々としては、我々というか、議員同士の理解は投票所を増やしたらいかがですかと、例えばイオンにしたらどうですかという形で検討を要望したように思うんですけど。それとか移動投票所にしたらどうですかと。そういう形のほうがもっと全体的な投票率を上げるんじゃないかと。これで四、五十人が出られたからといって投票率に大きく影響するような状況じゃないというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 以前に議会のほうからいろいろと御意見をいただいた内容を選挙管理委員会のほうに持ち帰りまして、委員会で諮ってまいったところでございます。その中でも、たくさんの委員のほうからも御意見はいただいております。ショッピングセンター等ですね、そういったところで行ったほうが、たくさん人が集まる場所でありますので、効果的ではないかというふうな御意見もあれば、場所的に近いということもありますので、効果的なものは疑問があるというふうな意見も出されたところがあります。

ショッピングセンター以外にもコミセンとか、そういったところもあるのではないかと。いうふうなところもありましたけども、コミセンにするのであれば、どこのコミセンを選定するのか、1か所にすれば不公平感が出るのではないかと。いうふうなところも御意見をいただいております。

選挙結果を見ますと、筑紫野市は1か所ではございますけれども、投票率に関しては県内でも悪くない、どっちかという高い位置に位置しているというふうなところもあるので、

環境的には悪くはないのではないかというふうなところも委員のほうから意見が出たところでございます。

投票所の増設についてと、併せて移動支援についても御意見をいただきまして、期日前投票所の増設というのが、行きたくても行けない選挙人の支援に直接的につながらないけれども、移動支援については、利便性の向上に有効的ではないかというふうなところの意見、また、病院とか買物とか、そういったものは何とかして行かれるというふうなところで、意識の高い方はどうやってでも投票に行かれるんじゃないかというふうなところで、移動支援についていかなものかというふうなですね、いろいろと意見をいただいた中で、選挙管理委員会の総括といたしましては、投票環境の向上に向けて筑紫野市の場合においては、移動支援というのが効果的な投票環境の向上につながるのではないかというふうなところで、今回移動支援の導入について決定して、予算の計上させていただいたというふうな内容になってございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 苦しい提案じゃないかなというふうに思います。というのは、先日の総務市民委員会のときに、衆議院選挙の期日前投票と当日の投票率の比較を出していただいたんですけど、期日前投票のほうが僅かに高かったんですね。市役所で、私もそうだったんですけど、最大30分待つて皆さん投票されました。

状況としては、大雪が予想されていたので、そのためっていうのも多かったとは思いますが、その選挙が終わった数日後に集まりがあって、高齢者の方が多かったんで、こういう様子でしたと、議会でこういう話があるんですけど、どうですかって聞いたら、85歳の男性が、選挙管理委員会の方々の意見は古いと思うって。やっぱり期日前にイオン等の大型施設に設けるということはすごく有効じゃないかと。当日タクシーを配車してもらうのはいいのかもしれないけど、やっぱり委員会で出されたように、なぜ期日前投票に高齢者が多いかと言ったら、床面がフラットだと、それがすごく大きいんじゃないかと。やっぱり足が不自由になっている方はタクシーで行っても、投票所に入る入り口での段差が怖いから行くんだということに非常に賛成するっていう意見を言われたんですね。85歳の方がそういうことを言われたのは私びっくりしたんですよ。なので、これから予算が決まった後に、衆議院選挙があってそういう結果が出てるので、苦しいとは思いますが。

これはもう絶対にやるんですか。それとも選挙管理委員会でもう1回考え直して、期日

前投票所を増やすということは考えられるのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） おっしゃいますように、衆議院議員の解散総選挙がこちらの移動支援をしたいというふうなところを決定した後に行われまして、しかも天候不良というふうなイレギュラーの状況、また今回につきましては、最高裁判所の裁判官の国民審査も期間が、期日前投票期間がずれるというふうな現象もありまして、期日前投票所の混雑につながったというふうな事実として発生しているというふうな部分がありましたので、今回はイレギュラーな状況ではあったかと思いますが、こういった状況が発生するということは、一つの参考事例として、今後の投票所の在り方については、一つ課題として持って検討の俎上にのせたいというふうに思っております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 私も総務市民委員会で最初にこういう提案があって、その後選挙管理委員会にもう1回その意見は言いますってところで、また、先日の委員会で報告がありましたけれども、年代別を出してくれということで追加資料を頂きました。20代が一番低くて38.67%、80代以上が47.65%、今回のこの提案は、80代以上の方に対しては、少しは、何もしないよりはいいのかなっていうところも思います。

ただ、10代よりも低い20代の38.67%というのは、やはり以前から総務市民委員会のときでも提案してましたように、やっぱりイオンとか、若い人が行くところに期日前投票所を設けることで、この20代の38.67%が少しでも改善できる。今から未来を担っていく若い人が選挙に行きやすくするっていうのは非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。そこをもう1回きちんと、選挙管理委員会の方も分かっているんでしょうけれども、その辺の検討をしていただきたいなというのをすごく思います。

あとまた、このタクシー支援が当日だけっていうのは確かに時間短縮で行けるでしょうし、料金も近くの投票所ですから、私一瞬、期日前投票所に、高齢者の方が低い割合で、当日だけのタクシー、当日の健康状態が心配な方もいらっしゃるんですね。先ほども西村委員が言われましたけど、天候だったり自分の体調だったり、そういうのがあるから行ける期間の間に行きたいという思いもあられると思うんですよ。期日前投票のところまでタクシーを、この1か所だったら市役所まで行かなきゃいけないから時間も料金も高くなるのでってところで当日だけになってるのかなという気もするんですが、そこも含めて検討しないと、本当の意味で議員皆さんで提案してところが改善できないんじゃない

かと思います。

例えば、前から言ってるんですけど、市のマイクロバスを申込みがあった行政区から期日前投票所に行くとか、そういうことも検討できるんじゃないかって前委員会でも言ってたんですけど、その辺も含めてもう1回考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 改めまして、またいただきました御意見については、選挙管理委員会のほうに持ち帰りまして、委員のほうにまた諮っていきたく思いますけれども、今回当日のみというのが、初の試みということで、実際に利用状況がどのくらいあるのかというふうなところの見極めをしたいというところが一つあるのと、移動支援というのが、そもそもが市町村合併とか、投票所の統廃合で減少したところの代替手段として導入するところが多いというふうな自治体が多い中で、本市においては、純粋に投票環境の向上のために、行きたくてもいけない方のための支援というふうなところも鑑みまして、まずは当日のみで実施をさせていただきたいというふうな考えでございます。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） もう既に試算されてると思うんですけども、1投票所増設した場合の費用概算を教えてください。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 期日前投票所を1か所増設する経費としましては、約300万円となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） これは総務市民委員会のときにも聞いたんですけども、そもそも市民のニーズの吸い上げはどうなってますかと、私、質疑を前田事務局長にさせていた

だいて、市民等のアンケートは特に行ってなくて、恐らく、議員さんの声を選挙管理委員会に持ち上げてますというような話だったと思います。であるならば、やっぱり期日前投票所というのは、皆さんも今までさんざん議論してきた中で今出てきた300万円、やる価値はあると思うんですよね。もしそういったニーズを把握してないというのは、そもそも市民のニーズを把握しないところが問題なのかなと。

また、そういった体制の中で議会から上げたことが反映されない。その考えが私にはよく分からなくて、もう一度そこら辺の考えをどうしたら変わるのかなと、逆に。どうすれば期日前投票できるのかなって今思ってるんですよ。議会から上げて、けど提案されたのは全然違う内容。だから何を議論してるかもさっぱり分からないような状況なんですよ。それで市民の声を上げてるっていうのはちょっとおかしいかなと思ってるんで、その辺の整合をお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 期日前投票所の増設をした自治体の状況、投票率に関してなんですけども、見ると、特に大きな増加は見られないというふうなところがまず一つありまして、その数値を見る限りでは、当日投票に行ってやった方が期日前にスライドしたというふうな部分が大きいのではないかと。

確かに、近くにあれば投票に行くまでの利便性というのは向上する部分があるかと思いますが、選挙管理委員会のほうでは、筑紫野市においてはまずは移動支援のほうで、より有効な投票環境の向上につながるのではないかとというふうな意見に到達したと、総括になったというふうなことで、市民のニーズとしては、期日前投票所、他の自治体でも増えてきているところがございますので、その部分に関しては、今回については、移動支援でというふうに考えておりますけれども、今後については、また選挙管理委員会のほうでは検討課題としていきたいというふうな考えでございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 期日前投票が増えているのはまず事実としてありますと。この間の衆院選が特に多くて混雑した大きな理由の一つが日曜日に寒波が来るのを見越してきたっていうことがあったと思うんですよ。これは事実としてあったと思います。今度市長選は1月っていうことで、何ならもっと寒波が来る可能性がある。それがもし起きたときにまた期日前投票、市役所で大混雑になると今度は感染対策とか、インフルエンザとかコロナとか、その辺りのリスクも非常に高まっていくんじゃないかなと思ってます。30分とか

1時間とか並ぶってというのは、ますますそのリスクが高まっていくっていうのがあるので、要は市長選が1月っていうことも考慮した上で、期日前投票というのは、特に1月ということもあるんで、今回ぜひ見直ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 時期的には同じ冬の一番寒い時期の選挙となることがございますので、状況的には、また悪天候になったときにはこのような状況が発生するというふうなところは、今回の事実が発生したというふうなところをもって認識できましたので、その部分は今後こういう事実をもって、次回どのようにやっていくかというふうなところは議論をさせていただきたいというところです。まずは移動支援を実施するということを決めた後に発生したニーズですので、このような状況が発生するということは判断材料として、また課題として考えていきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 選挙管理委員会と事務局との立場というか、あなたたちの事務局の中でそういう決定ができるのか、絶対的に選挙管理委員会のほうが強いのか。事務局でしょうから、その辺はどうしてるんですか。そうせんと選挙管理委員って議会の承認が要るからさ。今までずっと提案されたのをそのまま通してきてるところがあるんでね。そういう選挙管理委員の人たちは、そういうことまでちゃんと認識してあるのかどうか、この辺が大きなポイントじゃないかなと私は思うんだけどね。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 事務局としては、いただいた御意見を委員会のほうで諮って、委員会の決定というところで立場的にはそういう位置にあるというふうに考えております。

○委員（横尾秋洋君） だからこの議会で今議論してる内容がちゃんと選挙管理委員会に重大事項として伝わるかどうかですよ。ただ、こういう話ですよということで、ああそんなものかと言うぐらいでいっているのか、やっぱり議会からこういう指摘を受けてるからちゃんと選挙管理委員会の会議の中できちっとやっていくことが重要じゃないかなと私は思うんだけどね。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 選挙管理委員会のほうでは、議会のほうでいただいた御意見について、随時委員会を開いて内容をお伝えしまして、議論を重ねておりまして、今年度につきましては、臨時の定例の議会を含めて、臨時の委員会も入れて全部で6回開催してその中で審議、議論をいただいておりますところでございます。

続いて、民意の反映に関しましては、まちづくりアンケートとか、またやり方については、法的なところで可能かどうかのところもありますけども、例えば選挙に来られた、また期日前投票に来られた方にアンケートをとるというやり方とか、その辺りの方法については、また考えながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 総務市民委員会で、12月議会でもいただいた報告の中で、選挙管理委員会の中の方の御意見にも、イオンやゆめタウンでの期日前投票設置はいいと思うっておっしゃってた方がたしかあったと思うんですね。

そして、今回の衆議院選挙で、その後、衆議院選挙の期日前投票率が当日より高いということについては、委員会がもし開かれてるんだったら議会からの意見は報告できたと思うんですね。この意見が多いと、タクシーに賛成する意見はなかったというふうにお伝えしていただけたと思うんですけど、そういうような検討がされたのか。されてなかったら、議会と全く意見が違う、まとめの意見が違うわけだから、これがもしこの市長選挙でふり出た場合、委員会の責任がどうなのかっていうふうに議会は見てしまうと思うんですよ。

なので、そこら辺はお互い責任が非常に重い、議会の意見が間違っただけで結果に出たら議会の責任は重いんだけど、そこら辺はどんなふう検討されなかったのかされたのか。それがこの予算案にこういうことでこう反映された。修正する時間はあったと思うんです。ぎりぎり間に合ったかどうかは分からないけど、反映はできたんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういう経過だったのかお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 3月の委員会、3月の2日に実施いたしましたけども、毎回こちらでいただいている御意見というのはその都度お伝えをしております

し、増設に関して有効であるのではないかというふうな強い御意見をいただいているというふうなところもお伝えをした中で、最終的なところでは、繰り返しになって申し訳ないんですけども、筑紫野市においては、今現在としては、移動支援がいいのではないかというふうなところで決定をしたところでございますので、また今回いただいた御意見というのは再度また選挙管理委員会のほうには持ち帰って審議いただくというところは必ずいたしたいと思っております。

○委員（西村和子君） 関連して。

○委員長（上村和男君） 関連ですね。ちょっと待ってくださいね。

西村委員。

○委員（西村和子君） そしたら、さっき私が意見言ったときには、検討するというふうにおっしゃったけれど、検討はこの市長選挙の後の検討にしか反映しないということですね。

○委員長（上村和男君） 市長選挙に間に合うように期日前投票所を増やすことを議論することがあるかと聞いているんです。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） いただいた意見は議論を必ずしてまいります。今度の市長選挙の時に、増設の可能性については、また議論した結果というふうなところで御理解いただければと思っております。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） もう長時間同じことのやり取りをして、もう議論も尽くされたと思います。もうここで、議会で修正ということで、期日前投票所を1か所設けるということで我々で決めるか、それが1点。

それか、事務局のほうから、必ずそういうことで補正まで上げる努力か、上げますとか、そういう言葉がない限り、修正という形をとるべきじゃないかなと思います。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩しますから、大事なことなので、ずっと続いていることですから、昨日今日始まったことじゃない、今日初めてということじゃないですから。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時38分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 期日前投票所の増設に関しましては、実施する場合には場所の選定からありますけども、人員の実施体制、そういったところの部分を市長選の時期までに間に合うのかというふうなところも含めまして、補正も視野に検討させていただけたらというふうに思います。

○委員（高原良視君） 弱い。

○委員長（上村和男君） いろいろ御意見もございましょうが、今日のこの事項での予算審査の落としどころとして、今、事務局長が答弁をいただきました補正を含めて検討を進めていくということで、収めたいと思いますが、皆さん……。

高原委員。

○委員（高原良視君） 委員長はここで収めるという考え方でございますが、何らしめすという言葉がない、いろんな問題点を、ずっと言うてきた問題点を今羅列しただけ。じゃあ、委員長、そここのところは最終的に附帯の中でびしっと、そこまで含めて附帯決議か何かの中で文言を入れるということまで、委員長は考えておられるということでもいいんですか。

○委員長（上村和男君） そうしなければ、この予算委員会で何を審査したかがはっきりしませんので。そこまで入れますので。こういうことを議論し、こういうふうに答弁をいただいたので、実行をすることを申し上げておきますっていうふうにな。そうしないといけませんので。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） いろいろあるかとは思いますが、事務局長、同じ議論を今後は繰り返さないで済むように、奮闘していただくように、特別に申し上げますので、この事項はこれで質疑を打ち切ります。

課の入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○委員長（上村和男君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからは総務部危機管理課の事項になります。防災事務事業増額理由から入ります。

説明をお願いします。紹介をしてもらおうかね。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、危機管理課は5項目ございます。

出席職員紹介いたします。

危機管理課長、川口でございます。

○危機管理課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長、永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長の河野でございます。

○生活安全・防犯担当係長（河野桂子君） 河野です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、防災事務事業増額理由の説明から入ります。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） それでは、防災事務事業増額理由について御説明させていただきます。

予算審査資料35ページを御覧ください。

事業予算額は2,149万1,000円、財源内訳は国費、防災安全交付金、洪水ハザードマップ作成事業、国費の2分の1、678万1,000円、その他コミュニティ助成事業助成金が200万円、一般財源1,271万円となっております。

事業の目的と内容ですが、自然災害及び武力攻撃等から市民の生命、財産を保護するため、関係機関等と連携を図り、防災対策事業を実施するものでございます。

増額の主な理由でございますが、2点ございまして、1点目は、会計年度任用職員の新規雇用に伴う予算計上によるものです。専門的知見を活用し、防災体制の強化及び住民への防災啓発の充実を図るために、防災危機管理専門官を会計年度任用職員とし、新たに雇用する予定としており、その予算を計上したものでございます。

2点目は、ハザードマップ更新業務委託及びその印刷製本費の予算計上によるものです。

現在使用しているハザードマップは令和3年6月に作成したものであり、令和8年からの気象情報の体系整理に伴い、住民に分かりやすく、迅速な避難行動を促すため更新するもので、あわせて災害情報の名称の整理を行うとともに、土砂災害警戒区域や小規模河川

浸水想定区域等の防災関連情報、避難行動要支援者関連情報及び地震ハザードマップについて最新の内容に修正して、分かりやすい紙面構成に見直し及び印刷データの作成を行うことを考えておまして、その委託料と印刷製本するための費用を計上させていただいておるものでございます。

説明については、以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。この防災危機管理専門官というのは、どのような経歴の方を想定しているのか。また、会計年度さんということなんですが、フルタイムなのかどうかの勤務体制。あと、災害時の権限はどこまでか。あと、個別避難計画とかにも関与するのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 防災危機管理専門官の経歴でございますが、本年3月に陸上自衛隊のほうを定年退官された方です。昭和62年の3月に高校卒業後、陸上自衛隊のほうに入隊され、近年では令和4年から小郡駐屯地で大隊長、令和6年から退官までは目達原駐屯地で施設課長を歴任されております。

任官中は、防災担当として部隊の指揮、管理業務を主体とした職務に従事されて、東日本大震災など、災害派遣任務に8回参加されたということです。また、令和3年には、地域防災マネジャーと防災士の資格を取得されておられる方でございます。

勤務体系につきましては、フルタイムとなっております。権限は基本的には会計年度任用職員の方とは言いつつ災害対策本部のほうの運営支援などにも関わっていただきたい。また、先ほど言われた個別避難計画の策定支援のほうにも関わっていただきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 防災危機管理専門官の方と、今防災士、市内にたくさんいらっしゃいますが、この防災士との連携をどのようにつくっていかれるのかということが1点。

それと、今回新しくつくるハザードマップですけど、これをつくって関係機関との防災対策事業を拡大していくようなニュアンスがあるんですけど、いつ頃できるのかということと、新しい資料をつくって、住民との防災啓発をどのように予定しているのか、この事

業そのものをどのように生かそうとしているかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、業務の内容にも入っておるんですが、防災士の方ということで資格を取られております。そのような資格を市の行政としての場に生かしていきたいというふうに言っていておりますので、そういうふうな地域の防災士の方との連携というのは、市の窓口として頑張りたいなというふうに思っているところでございます。

また、ハザードマップがいつ頃作成されるかというようなお話ですけれども、こちらについては、作成自体は年内、それから印刷は別の形にしますので、それから印刷という形で今想定しているところでございます。

あと3番目が、啓発の方法でございますが、出前講座とかがありまして、そちらのほうにも参加していただきながら、地域の方たちへの防災意識などを啓発していただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですが、1点目、防災士との連携というところで、市内にたくさんいらっしゃるというところで、連携はしますということですけど、町の指定ではなくて、せっかく防災危機管理専門官という肩書でいらっしゃるのであれば、こちらのほうから地域の防災士会、あるいは組織されているところ、未組織のところもあるので、市内全体が、防災士会がきちんと動けるような形のリーダーとしてまとめていくような役割をつくっていただけたらなというふうに思っていますが、その辺どうなのか。

その方がどのように各コミュニティの防災士の方に呼びかけるかというところを考えていただけたらというのと、もう一つ、さっきのお答えの出前講座に関わっていただくということであれば、反対にこの方がある程度プログラムを作ってこういう出前講座ができますよっていうところで、各コミュニティあるいは各行政区単位でも、お声かけをいただけるようなものになれば、なかなか今、地域でできている出前講座がもう何年たっても同じような内容というのが繰り返されているので、新たな視点で、それこそ自衛隊で専門的に被災地の支援に行かれた方であればこそその内容を伴った出前講座をつくっていただけるんじゃないかなと思ってるので、ぜひ、この方に市内全部に出前講座こんなのがありますとメニューを提示していただいて呼びかけていただけたらと思いますが、そういうことができるのかどうか、それと最後に年内に作成、だけど印刷は別のところということで、結

局出来上がるのはいつなのかということを教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 防災士に関係でございますが、こちらについては実際勤務されて、その方と話しながら、その方が防災士としてのどこまでの経験っていうのを確認しながら、またそういう体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

あと、出前講座はもちろん先ほど経歴のほうで言わせていただきましたけれども、いろいろと経験をされてありますので、そういう知見を生かしていただきながら、実践的なといいますか、そういうふうな体験をフィードバックしていただけるような出前講座にしていけたらなというふうに考えているところです。

また、ハザードマップにつきましては、全戸配布とともありますので、3月末、年度内にはつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 確認をさせていただきたいんですけども、事業の目的の内容の中に、自然災害は理解できるんですけども、武力攻撃という文言がこの中に出てきてますけども、筑紫野市としてこの文言に対して何をどこまでやるべきというか、想定されているのかというところが一つ確認したいところと、この「武力攻撃等」の「等」の中には何が入っているのかというのを確認したいんですが。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 平成16年に国民保護法が施行されて、その中で、武力攻撃等における国民の保護のための……、名前がですね。武力攻撃事態等における国民の保護のための、措置に関する法律という名前でしたので、いわゆる国民保護という部分が、私ども危機管理課のほうでも職務執行規則として位置づけられておりますので、そのような表現をさせていただいているところでございます。

「武力攻撃等」の「等」につきましては、新型インフルエンザなどの、いわゆる感染症対策というものが含まれているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 文言の意味は分かりましたけども、主として何をするためにこの文言をここに入れ込んでるのかっていうのを聞きたいんですよ。何を想定されてるんで

すか。自然災害とかは分かるんですよ。ハザードマップを使って、防災をしていくという事は分かるんですけど、この武力攻撃に……、この目的のここに入ってるじゃないですか。それに対して、主として何をしようと思ってこの文言をここに入れているのかを尋ねてるんですよ。

○危機管理課長（川口 隆君） ちょっと休憩よろしいですか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 具体的にはどういうことかということ、考えたくはないんですが、そういうふうな武力攻撃とかが発生した場合には、緊急の避難であるとかそういうふうな対応が必要になろうかと思いますので、そのような対応という形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 先ほどの辻本委員とかぶるところもあるんですけど、住民への防災啓発の充実ということで出前講座のお話をされたと思うんですけども、この方は避難所運営訓練にも携わってくるという理解でいいのかっていうのが1点目。

2点目が防災士の活用ということで、市内に防災士の方が結構いらっしゃると思うんですけども、コミュニティを通じてとってくださってことで呼びかけしてくのかなと思うんですけど、今年の周知とか、資格取得については、どのようなことを予定されてるのか、ホームページを見たらまだ出てなかったの、今後多分出るんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） せっかく来ていただくことになった専門官の方なので、私たちとしては、そういう業務、いろんな業務をお任せしたいなというふうには思ってるんですが、その中の一つに言われたように避難所設置訓練等の企画であるとかも、今まで

の経験を基に携わっていただける分は携わっていただきたいというふうに考えております。

あと、スケジュールですが、今、詳細なスケジュールはお持ちしてませんが、例年どおりのスケジュールで周知させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 城委員。

○委員（城 健二君） さっきの吉村委員に関連なんですけど、いわゆる武力攻撃等ということで、これはさっきインフルエンザ等のあれも入ってるということですけど、当然この中には、他国からのいろんな攻撃とかそういうのも含まれてると思うんですね。

そしてさっき言われたのは、それに対する緊急避難という形の文言があったんですが、例えば、これについてはまだ別に避難所を設けてるとかそういうこともないだろうし、例えばハザードマップにはこれは反映されてないんですよ、まだまだ。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まだその部分については反映されてないところでございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほど出前講座の提案とかというお話があったんですけど、もう少し突っ込んで言うと、自治会ごとに取り組まれてる内容なんかを見て、例えば、避難訓練をやっているところはもう少しこういうのをやったらどうかとか、付け加えてこれをするのいいですよとか、できてない地域には第1段階としてこんなことをしたらどうかというような提案とか企画立案みたいなことはしていただけるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほどもお話ししましたが、今していただきたいのがいっぱいあるので、そういうところも含めて調整しながら、できる範囲で担っていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 私からいいですか。武力攻撃が入っているので、それに必要な条例とか、運用に関する、そういうものはどういうふうに整備されてるんですか。執行部はどういう議論をして、そういうことを入れているんですか。

私は、経歴の中で、陸上自衛隊で、東日本震災に行って救援をされたということはとて

も重要だというふうに思っておるんですけども、武力攻撃に備えるとなるとそれはまた別の話になりかねないので心配しております。ちゃんと市民の理解を得られるかと。そういう人が地域に入って、軍事訓練はやらないでしょう。竹やり持ってやれと。そういう心配があるので容易にそういう文言を入れないほうがいいというふうに思ってるんですよ。何を根拠にそうしているのか、それにふさわしいコンセンサスが得られているのかと。

○危機管理課長（川口 隆君） ちょっと休憩を。

○委員長（上村和男君） はい。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時01分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほどのこの目的につきまして、文言は、先ほど言いました国民保護法の文言に即して書いておりますが、直ちに、これが今度来ていただく危機管理専門官の方の業務ではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ほかの委員さんにも関連があるんですけど、防災士の活用についてもう少し具体的にお伺いしたいと思ってます。今各コミュニティにおいて防災士の取得をされて、連絡協議会となるようなものが今発足をしかけているというか、お声かけが全地域にあっているのかなと思ってはいるんです。そうした中で音頭をとっていただくのは、私は行政が協議会というか、そういったものを発足していただいて、ぜひこの防災士さんに知識を高めていく部分の出前講座であったり、そういったものを促してほしいなと。というのが防災士取ったけども、何していいか分からないというのが今結構皆さんいらっしゃるんで、そうした中で連絡を共有しましょうという流れで、そういった動きがあっているんで、そういったところも含めて、ぜひ検討していただけたらなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今委員がおっしゃられたことを貴重な御意見として承っ

ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 私から言います。国民保護法に基づいてなどということを出すとね、これは通らないですよ。筑紫野市はよそよりもいち早く軍事態勢に入るんですかというふうに聞かれたときどう答えるんですか。そういうことなんですか。それならそれでちゃんと条例も整備して、市長もそういうふうに動くようにせないかんし、そうするとね、防災士が地域にいますけど、この人たちとの連携というとき、軍事的な形でいくともう上官の命令ですよ、そういう事態になれば。

そういうことをあなたたちは想定してこの人を採用するようにしたんですか。さっきの答弁だと違うようにも思うので、どんなものかと、これは。そこはもう外しておいたほうがいいんじゃない。防災のためのね、そういう人に来てもらおうと。自衛官でも、この人は、東日本震災に行って救援活動とかいろいろやってきて経験のある人だということが重要なんですよ。わざわざ元自衛官を採用するのは、そういうことですかという話になりかねないので、議会で堂々とそれを説明されると違いますよと、そういうことのためじゃないでしょ、防災のための人員ですから。そういうことに長けた方だという認識ですから、できればそういうものはどっかで外すかね。必要ならば外せというふうに言ってもいいですから。

そういうのを入れたのは、どこで入れたんですか。あなたたちの庁議で決まったんですか、目的のところの。普通の防災とは違いますよ。そのための避難所というのは、シェルターですよ、今言われてるのは。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 経緯といたしましては、平成19年の3月に国民保護法という法の流れの中で位置づけさせていただいておりますが、あくまでも武力攻撃等にあった場合の市民の生命、財産を保護するためというふうな内容で設定をしておりますので、この文言については、そういう意味合いでつけております。

また、危機管理官につきましては、名称は危機管理専門官となっておりますが、あくまでも防災のほうを担っていただくという形でお願いをするような方という形で、今回任用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありますか。

本当にちゃんと市民のコンセンサスを得てるかどうか、議会の中でもいろいろ議論が起
こるような提案をするときは気をつけていただかないと。あなたたちがもめさせてくれと
言ってるような話に聞こえちゃうんですよ。もめなくていいことでしょう、本当はね。防
災の専門官を置くということですから、それに紛れさせているからおかしな話になるんで、
以降は気をつけていただかないと。法律にそうありますから、それに基づいて筑紫野市は
どうするようになってるんですかと、市長は施政方針の中で何かそれを述べてますかと、
今年ね。言っていないでしょう。ですから、あなたたちが所管課で余計なことを始めるとお
かしな話になるんですよ。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 国民保護法なんですけど、罰則があるようで、本当にこの文言を
残すのであれば、新しく採用される方がその役を担うような形にならないようにしてもら
いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。国民保護法に基づいて入れてるとお
っしゃってて、罰則がありますので。

○委員長（上村和男君） 罰則があるの。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほど申しましたが、今回任用させていただく方は、防
災を担っていく専門の方という形での位置づけで、今後活動していただきたいとい
うふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） 罰則があるそうですから、国民保護法には。分かってて言っ
てるんですよ。だから、現にそれはね、答弁でもありましたが、防災のためについていうこ
とですから、気をつけて言ってください。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 新しい人が入ってきて、防災が進むようなことになるように願
っております。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時58分

○委員長（上村和男君） それでは、皆さんおそろいようですから、ちょっと時間が1分ほど早いですが、会議を再開いたします。

引き続き、危機管理課です。防災システム管理事業、避難行動要支援者管理システム整備業務委託料の内容について説明を願います。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 御説明させていただきます。予算審査資料の36ページを御覧ください。

事業予算額は577万1,000円、財源内訳は国費、防災・安全交付金、洪水ハザードマップ作成事業2分の1、50万6,000円、その他防災・行政情報通信ネットワーク整備事業助成金（一般分）が12万7,000円、一般財源513万8,000円となっております。

事業の目的と内容ですが、自然災害及び武力攻撃等発生時に情報発信や関係機関等と連携を取るための防災システム等の維持管理、整備を行うものです。

資料要求事項であります避難行動要支援者管理システム整備事業業務委託料の委託内容でございますが、こちらにつきましては、システム管理料として39万6,000円であり、委託内容は、操作方法及び運用に関する問合せ対応、バージョンアップ版の提供、障害発生時の調査及び修理に関する対応というもので、保守的な委託内容になってございます。

以上が委託内容の御説明なんですけれども、参考として、今回、システムへの要支援者データの把握に向けた取組と予定数のほうを記載させていただいております。令和7年3月末の個別避難計画の策定状況と今後の進捗目標も併せて記載しております。こちらについては、御一読いただけたらというふうに思います。

御説明については以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 説明ありがとうございます。

主な特定財源のところに、防災・安全交付金、洪水ハザードマップ作成事業国2分の1ってあるんですけど、午前中に説明いただいたその前のページの、こちらのほうでハザードマップのことが議論されたんですが、そのときにも防災・安全交付金、洪水ハザードマップ作成事業国2分の1というのがあるので、この交付金はいろんな事業に使えて、メニ

ューがいろいろある中でこの一つの名前、洪水ハザードマップ作成事業という名前でも35ページの分と36ページの分の両方に使えるということなのかということが一つと、一番下に丁寧に個別避難計画の作成目標を書いているんですけれども、ここも毎年問題にはなっているところなんですけれども、近隣に比べてあまりに進んでいないというところが、先日の総務委員会の中でも話があったような気がするんですけど、これを進めるために何が必要なのかという、何が理由で進まないのか、じゃあどういうふうにしたら進むのかというところでの、せつかくのシステム整備をしても、具体的にこれを生かされて現場のところで要支援データの把握に進まないと、システムだけがあるというところになってしまうので、進めるために何が必要なのかというところを考えた上で今年度このように新たにシステム改修されるというところを説明いただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今回、資料要求いただいたものが、この防災システム管理事業という中の避難行動要支援者管理システム整備事業委託料という形だったので、こちらについてはこの委託料のみの御説明にさせていただきますが、この事業の中には、実は、デジタルハザードマップの更新という委託も入っております、こちらのほうが今言っていた防災・安全交付金、こちらのほうが活用できるものとなってございます。

それから、個別避難計画なんですけれども、今後の推進といたしましては、さっきの総務市民委員会でも御説明を差し上げたんですが、令和8年度、制度移行の説明をもう4月から入りまして、その後、対象者の方への通知を9月、10月で行い、届け出られた書類を2か月ぐらいで整理して、関係者情報共有を行うというロードマップをしっかりと持ちながら、地域の方たちのところにも赴きながら、民生委員さんであるとか、協力いただきながら、この作成について行っていきたいと。もちろん、民生委員さん以外にも関係課というのがございますので、高齢者支援課や生活福祉課などと協力をしながら、今言っているちょっと低い数字というところを押し上げていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 辻本委員の関連になるんですけども、この作成目標が第七次総合計画よりというふうに書いてありますが、これ、計画年度で割ったら単年度の目標が出

るんじゃないかってそのとき聞いたら、単年度ではちょっと困難ですというのがそのとき回答として出ていたんですけども、今回こういうふうに出していただいて、この算定根拠ですね。当初の総合計画の中では、先ほどの防災事務事業のほうであったように、会計年度の職員、防災危機管理専門官の方については想定していなかったんじゃないかなと思うんですよ。それで、今回新たにこういった方を雇用とするということ。そして、先ほどの話にもありましたけども、個別避難計画の作成にもバックアップというかお手伝いというか、そういったのをしていただくということ。それで、このパーセンテージがちょっと上に上がるんじゃないかなとも思ったりもしたんですけども、その点、どういうふうなお考えなのかと思って、お尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今言っていただきましたこの目標が、いわゆるそういう体制を整えればもう少し行くんじゃないかというような御質問だったかと思うんですが、先ほどスケジュールでも御説明しましたのと併せて、確かに体制が一人増えますので、今まで以上にこの個別避難計画策定に向けて体制が取れるであろうということで、一応目標は、あくまでも、ここでお示ししているのは、最終の22.2%を割り戻した数字でございますが、この数字を押し上げていけるように頑張っていきたいなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、質疑を終わります。

次へ移ります。危機管理事業、事業内容、増額理由について説明をお願いします。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 次に、危機管理事業の事業内容、増額理由ということで、御説明させていただく前に、大変申し訳ございませんけれども、最初に提出しておりました予算資料の中で誤りがありまして、その内容につきましては、事業予算額が当初1,456万6,000円としておりましたが、すみません、こちらの数字が誤りでございまして、1,507万7,000円が正しい数字でありますので、差し替えをさせていただいて、その中身で御説明をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、資料になりますが、予算審査資料の3、御覧ください。

先ほど言いましたように、事業予算額が1,507万7,000円、財源内訳は全額一般財源で1,507万7,000円となっております。

事業の目的、内容についてですが、地域防災計画に基づいて災害に対する備えとして災害応急復旧対策等に係る消耗品等の備蓄を行うものでございます。また、新型インフルエンザ行動計画に基づく新型インフルエンザに対する備えとしては、消毒液、マスク等を備蓄するものでございます。

次に、令和8年度に購入する主な備蓄食料及び資機材を記載しております。こちらについては、御一読いただければというふうに思っております。

続きまして、増減の理由でございますが、防災に係る上記の備蓄食料及び資機材の購入について、物価高騰の影響によって調達単価が上昇したということで、所要額が増額となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 危機管理課としてこういう消耗品費を備蓄されるんですけど、どこに置いておいて、災害が起こったときにどこの地域にどのように配布するのかという計画があるのかということと、基本的には、災害が起こったときにこういった災害応急復旧用の物資を運ぶ手だてというのはどのようにつくられているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今回、追加資料といたしまして、本市備蓄計画における備蓄品の目標数量及び現在備蓄数量の表を準備しておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらの表につきましては、令和7年12月議会の総務市民常任委員会のほうで提出をさせていただいた資料になります。表の上のほうから、いわゆる食糧費、あと生活用品、それから機材等になります。これはあくまでも、言いましたように、12月議会のほうで提出させていただいたものの一覧になりますが、こちらについては、備蓄はまずは本庁であるとか常松の倉庫、あと一時避難所、福祉避難所、カミーリヤですね、そして二次避難所というふうに配置のほうを今計画しておるところでございます。

あと、物資の移送のほうにつきましては、総務班という避難所対応する班がございますの

で、そちらのほうで配送するというふうな体制を現時点では考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今示された表の避難者数が何人なのかと、さきの総務市民委員会においても備蓄計画、見直しをなされるということでもあります、令和8年度ですね。その整合はどう取れているのか、現段階で。それも改正した後の今後の備蓄なのか、そこら辺も含めて説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 現在、筑紫野市の備蓄計画におきましては、避難者数を4,000人というふうに算定しております。例えば、食糧の分でアルファ米あるかと思いますが、現在、目標としている1万2,000食は、4,000の方が3食食べる、1日備蓄しておくということの目標の数字になってございます。

あと、今後、県の防災アセスメントが出まして、その分でかなり避難者の数とかが、被害想定も大きくなっておりますし、避難者等も大きくなっておりますので、今後、県の防災計画が改定される予定でございますので、その改正された防災計画を準拠しながら、うちのほうも地域防災計画、また備蓄計画というのを改定してまいりたいと思いますが、ここについてはまだ従前の4,000人の算定で行っておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 関連ね。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっき移送をどのようにするかとお尋ねしたんですけれども、例えば、総務班がということですが、実際にどのような手だてを使ってやるのか。例えば、水害が起こったときにカミーリヤが浸水したり結構するんですよね。そのときに、あの辺、常松辺りも非常に、通常、車で運ぶとかということが想定できないような状況も考えられる。そういうことも想定したら、それと市内の道路ももしも破壊されたら車は使えない。そのときにどうするかというところまで考えた上での救援物資というふうな考え方は、どういう運び方をするのかということが一つあります。

もう一つは、朝一番で財政課が言われた国の財政計画の中で、緊急防災、その中の、皆さんのお手元にはないかも分からないんですけど、示されたホームページ見たところで、16ページというのが、国が今年度は緊急防災・減災事業費を拡充するというところで、緊

急防災・減災事業費の対象事業の拡充ということで、指定避難所における避難者の生活環境改善ということで、厨房設備とか入浴設備とか洗濯設備とか災害対応車とかのものも準備しなさいよというふうに出ているんですね。その辺についてはどんなふう防災・減災事業として考えておられるのかなというところで、消費する備蓄もそうだけど、それを避難所における避難者の生活環境改善というレベルで考えると、どこまで考えていけるのかなというところで、予算化されていない部分を今後どうするのかというところでお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、移送の状況でございますが、災害の状況によって、例えば車なのかどうなのか、最悪歩いてとかいうことも物資によっては可能であればというふうには考えますが、まだ、いわゆる詳細なシミュレーションがあるわけではございませんので、そこは今後も検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、いわゆる国とか、また、さらには県とかの補助につきましては、活用できるものがあれば十分検討しながら活用していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほどの前田委員の質問に続く感じなんですけど、12月議会のおときには避難者数が4,000人から、たしか9,800人ぐらいに増加するということがもう示されていたと思うんですね。なのに、なぜ4,000人で計算しているのか、整合性がつかないような気がするんですけど、なぜなのかお示してください。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほども御説明しましたが、これはあくまでも12月議会のおときにつくっていた資料になりますので、その時点ではこの資料は4,000人という形になっています。ですから、今後は9,700……、アセスで示された数字を基に、先ほども言いましたが、備蓄計画については見直していきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 二つ質問があります。

まず、この防災システムの事務事業の話で今回こういったことということで、災害が起

きた場合の、要はこういう形で被災してますとか、そういったものとかはこのシステムの中で何か共有されるシステムがあるのかどうなのかというのが、災害時の情報ですね。要は、ここでこういう災害が起きてますとか、そういったのが一つ目。

二つ目が、この防災の備品、こういうふうに今回、備蓄整理していると思うんですけども、これは、エクセルか何かで管理してるんですかね。どういった形で管理してるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） システム事業の話ということで、先ほど説明させていただきましたシステム事業の中に、被災者情報管理のシステムがありまして、現地において市の職員が被害の状況を確認して、その位置や被害状況の情報を共有するシステムがございます。それを活用していくような予定になっております。

あと、備蓄品の整理についてのお尋ねですが、一応、国が供給していただいておりますB－P L oという物資支援システムがございますので、そちらのほうに数量を入力して備蓄の管理を行っている次第です。

以上となります。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、質疑を打ち切ります。

次に移ります。防犯灯補助事業、事業内容に移ります。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 事業内容について御説明させていただきます。予算審査資料39ページを御覧ください。

事業予算額は3,180万4,000円、財源内訳は全額一般財源で3,180万4,000円となっております。

まずは事業の内容でございますが、自治会等に対して防犯灯新設・取替え等に係る費用、電灯費を補助することにより、防犯灯による犯罪に対する抑止力を高め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するものでございます。

事業の内容につきましては、まず①防犯灯設置補助金として1,685万円、補助の内容でございますが、LED防犯灯の新設、または防犯灯の経年劣化、もしくは故障による取替え、補修、もしくは移設に要した工事費の3分の2を補助するものです。蛍光灯などの防

犯灯をLED防犯灯へ一括取替えした場合に要した工事費の2分の1を補助するものです。

次に②ですが、防犯灯電灯費補助金ですが、1,495万4,000円です。補助の内容は、防犯灯電灯費の3分の2を補助いたします。ただし、LED防犯灯は2分の1を補助するものでございます。

続きまして、補助件数の見込みでございますが、①設置補助については、新設・取替えを380基、一括取替えを700基と想定しております。次に、電灯費の補助については、LEDが6,150基、LED以外のものとして2,695基を見込んでいるところでございます。

なお、また追加資料といたしまして、防犯灯設置補助と電灯費補助一覧の表を御準備しております。LEDとその他の電灯の数はこの表の右側の電灯費補助、令和7年12月末と書いておりますが、その枠を御覧いただきたいと思います。自治会ごとの一覧表になっておりまして、2枚目の一番下の欄に合計を記載させていただいております。設置補助のほうはまだ補助申請が年度末ということで終わっておりませんので、これは参考までの資料として令和7年3月末の数字のほうを記載しておりますので、御承知おきください。御一読いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 今資料が出てきたので、令和7年の2月末では分かりませんが、私の調べた令和7年3月末の状況でいきますと、LED化が進んでる行政区と進んでない行政区が顕著に見られます。例えばということで行きますと、京町はLEDが62、その他が200、針摺東はLEDが50、その他が146、美しが丘北はLEDが225でその他が17、美しが丘南はLEDが186でその他が284というような傾向で、進んでない行政区の区長さんに話すと、お金がないということもありますし、美しが丘南に当たっては、市民の人が何ぼ言うても区長さんがいま一つ乗り気じゃないという回答もあります。

そうした中で、電気代は半分になるんですよ、LEDつけることによって。そして寿命は4倍になるんですよ。これだけの効果があるだけでも非常にいい。それに、ここの目的にうたっていないけど、環境負荷でも物すごくなるわけですよ。これを全部一気に変えたら、環境負荷だけで150トン下げることができる。片や行政は自分の範囲の行政区の財産のところはLED化によって環境負荷を低減しますと言っているわけですよ。ということ

は、不十分じゃないかと。市民が参加して環境負荷低減するのも当たり前の状況にありながら、電気代はもちろん下がりますよ。ＬＥＤ化によって虫がつきにくいとかいう形で、非常に効果があるわけですよ。

それで、私から課長にお願いしたいのは、行政区がそういうところであれば、行政区に個別指導をしたらいかがですかと。それが１点。

それから、資金がないと言うのであれば、コミュニティ運営協議会の資金をずっと使っていないですよね。毎年５０万ためて、１０年間あったら５００万ぐらいあるわけですよ。その資金を貸し付けることによって全部替えることができるということがあるので、もう少し積極的に、自治体任せじゃなくて、自治体が金がないんだったらコミュ協の中でやりくりされて、そして一気に取り替えるということを推進されたらいかがでしょうかね。

以上であります。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） この申請の流れにつきましては、毎年コミュニティ推進協議会さんのほうに、その場に行かせていただいて、この制度の説明をさせていただいてるところです。その中で、ＬＥＤ化に伴うメリットであるとか、そういうものも含め、また、一括取替えという方法もありますよという話もさせていただきながら、また、その話をその場でもしますし、あと、文書で各自治会さんのほうにも書類で申請の手続の方法であるとか、いろいろな、先ほど言いましたような内容もお知らせするというような方法を取らせていただいております。

また、窓口、結構行政区の代表の方とか来られますので、その方たちが来られたときにも、今言いましたようなことは丁寧に説明してるんですが、今後もさらに丁寧に説明をさせていただきながら、ＬＥＤ化が進むような取組という形でさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） もうそれは前課長のときからずっと同じことを聞きました。もうみんな笑ってますよ。ＩＣレコーダーに入れた内容じゃないけど、同じことを繰り返されている。それが進まないから僕はあえて言ってるわけですよ。それで、お金がない行政区については貸付けまでしたらどうですかと、こういう前向きな提案をしているにもかかわらず、それについて取り組もうという意思がないんですか。

以上です。

○委員長（上村和男君） 何か川口さん言ったほうがいいですよ。いっちゃん変わらんような言い方って言われてますから。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） L E D化につきましては、令和6年度は62%、割合です。それで、今年度、まだ最終的な集計は進んでおりませんが、70%程度L E D化ということになりまして、約10%ぐらいL E D化がまた進んだという形になっております。これは、地域の方たちの計画的な電灯の取替えであるとか、一括取替えしたほうが確かに電気代が安くなるよねというところでの考えでしていただいていると思いますので、今後もそういうところをしっかりと周知しながら、先ほど言われてあったようなL E D化になってないところにつきましても、機会があれば直接でもお話ししながら取組を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 蛍光灯がもう2027年末で製造が終了するということで、それに間に合うというか、それまでになるべく早くL E Dに替えていくことが必要になってくるのかなと思うんですけど、要は、現段階で蛍光灯に対する補助制度とL E Dの補助制度がどっちもあるということで、できればL E Dのほうに、まだ交換の状況がこの資料を見ると、既存の蛍光灯に交換するのも結構台数としてもあるので、もうちょっとインセンティブをつけるのか何なのかしらないといけないのではと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 交換は全てL E Dになっておりますので、交換というのはもう蛍光灯に交換という形にはなっていません。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この財源が一般財源だけで3,180万4,000円になってるんですけども、これも今年の国の財政計画の中の脱炭素化推進事業債の延長・拡充というところで、公共施設等へのL E D照明導入のための改修、これは街灯も含むというふうに書いてあったので、この事業に対して、環境省の補助事業があると思うので、その辺から財源を確保するように検討されてもいいんじゃないかなと。せっかくこれだけの事業で、毎年こ

れぐらい出していて、一般財源だけでというのはちょっと考えにくいので、せっかくなので、今がチャンスというか、今なら国もずっと脱炭素化を進めているところでは、補助金を確保するということがあってもいいんじゃないかなと思っておるんですけども。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今言っていた補助の分、該当するかどうかを確認しながら、先ほどもちょっとお話ししましたが、国とか県のものを活用できるのは活用しながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次の項目に移ります。防犯カメラ整備事業、事業内容、増額理由について、移ります。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） それでは、事業内容と増額理由について御説明させていただきます。予算審査資料40ページを御覧ください。

事業予算額が749万6,000円、財源内訳は県の防犯対策カメラ設置支援事業費補助金として180万円、一般財源が569万6,000円となっております。

事業の目的は、防犯カメラを設置することで、犯罪に対する抑止力を高め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するものでございます。

事業の内容は、まず、需用費（電気料）が16万8,000円、修繕費が20万円、それから委託料といたしまして、防犯カメラ等機器保守点検業務委託料が59万7,000円、こちら、防犯カメラ等の機器の運用の確保、それから正常な動作を維持するための保守点検費となっております。それから、工事請負費としまして353万1,000円です。こちらは、防犯カメラ設置工事として、市が新たに設置する工事を4台見込んでおります。

次に、防犯カメラ更新工事として、経年劣化や故障による機器の更新工事を4台見込んでおるところでございます。

次に、負担金、補助金、交付金といたしまして、防犯カメラ設置補助金が300万円となっております。

補助の内容といたしましては、街頭犯罪の抑止を目的として、自治会等が市内において新たに設置する防犯カメラに要する経費2分の1を補助するものでございます。こちらは、自治会さんに設置していただく分を20台見込んでおるところでございます。

最後に、増額の理由でございますが、市設置の防犯カメラの増設を予定しております。今までは1か所2台であったものを、各2台ということに増設を予定しております。それから、防犯カメラの経年劣化や故障による修繕や更新工事、こちらは昨年非常に暑い日が続いたりして、中の機械が不具合といいますか、経年劣化で壊れたりとかいたしました。今年もそのような暑い日が続くということも考えられますので、故障の可能性がありますので、その修繕や更新工事費を今回新設させていただきたい。

それから、続きまして、防犯カメラ等の機器の保守点検の業務委託です。これ、今まで点検につきましては我々職員が定期的に確認に行ってきておりましたが、こちらを業者さんにお任せして、軽微な故障であればその場で対応していただくというような形で防犯カメラが常に安定起動するような対策を取りたいというふうに考えてるものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はありますか。

段下委員、城委員、坂口委員の3人やります。

○委員（段下季一郎君） この防犯カメラの設置状況の一覧、設置状況報告ということ、市が主導してつけたのが資料で別途ついてますよね。これ、追加資料ですよね。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） すみません、追加資料がありました。御説明を忘れてました。申し訳ございません。

今回、追加資料といたしまして、資料をつけさせていただいております。市が設置しているものと自治会さんのほうに補助のほうをさせていただいてるそれぞれの表をつけさせていただいております。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） じゃあ続きを。

それで、この一覧ということで、市が主導してつけた平成25年より古いものもあるかとは思いますが、設置に至った基準といいますか、考え方といいますか、地元の要望が当然あったとは思いますが、例えば、市が管理してる屋外の公園とかトイレとか、そういうところでやっぱり性被害に遭う子どもとかがいるわけですので、そういうところというのは基本的に優先順位として高いのかなと。女子児童とか、最近は男の子とかもそういう被害に遭いますので、そういったことを考えたら、そういうふうにもなるのかなと思うんですが、ちょっとそういう考え方とか何か計画とか教えていただければと思い

ます。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、市で設置する分につきましては、こちらは県の補助金を活用しながら行っておりまして、県の基準といたしましても、いわゆる性犯罪が起こっているところ、それから通学路というような場所を警察と協議しながら選定してるといふような形になっております。あと、自治会さんのほうも同じような取組といたしますか、仕組みの中でやっておりますので、そういう形になっております。

○委員長（上村和男君） 関連ね。はい。

○委員（段下季一郎君） 今ちょっと答弁であったんですが、起こったところって今言ってたと思うんですけど、起こる危険性が高いのが屋外のトイレの個室のところとかに連れ込まれるというのがあるんじゃないかなと思ったんですけども、そういう点は起こった場所ではなくて、そういう起こりそうな、起こるリスクが高いところという基準はないんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほど説明させていただきましたけれども、もっと詳細に設置の要件というのを御説明しますと、過去に性犯罪、または性犯罪に発展するおそれのある声かけや痴漢などの前兆事案、起こり得る事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域であるとか、また、通学路というようになっているところになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） あとは、指定していましたね。城委員ですね。

○委員（城 健二君） 防犯カメラというのは今非常にやっぱり重要視されていると。よくテレビなんかでもあるように、防犯カメラのリレー捜査ということで、本当今は早期解決につながっているということを言われてる中で、さっきも段下委員のほうが言ったように、今、小学女児に対する付きまといか盗撮とか、そういうわいせつ事案につながる事案も相当増えてきているという中で、やっぱり当市の防犯カメラの台数というのは全体的数が少な過ぎると私は思うんですね。もっともっと今からどんどん増やさなきゃいけないと。

その中で、さっきもちょっとあったように、事件が発生する場所に防犯カメラを設置するんじゃなくて、事件が発生するに当たって、私なんか元刑事やってたのでよくあれやっ

てるんですけど、前足・後足ってあるんですけど、要は、事件に発生するまでの通路、経路、そして今度は終わった後の後足というんですけど、逃走経路ですね。この辺というのがやっぱり非常に重要なところになってくるんですよ。それにおいて、やっぱり事件が発生しそうなところというよりも、例えば一団地にあって、そこに行くには絶対ここを通らないといけないとか、それで、多分事件が終わった後逃げるときはここを通っていくだろう、何か所かあるかもしれないですけどね。そういう重要なところに防犯カメラというのは設置してもらいたいという感じであると思うんですよ。

やっぱりもう筑紫野市には防犯カメラが非常に多く設置されているということは、いわゆる犯罪者にとっても、要は筑紫野市はやばいよなというような感じになることによって、事件の発生率も少なくなる。そして、やっぱりそれだけ事件の発生率が少ないということは、市民も安全安心という形になって、ひいては人口増にもつながってくるだろうという形になってきますので、例えば、今言ったように、一般家庭とか一般の事業所とか、そういうところでも重要な点がいっぱいあると思うんですよ。その辺にもどんどん設置してもらえないかということで、本当に犯罪者というのは今防犯カメラというものはもうびびってる状況なので、その辺をうまく利用しながら防犯カメラの設置をしてもらいたいと。そして、今後の展望はどうなっているのかというのを教えてもらいたいと思います。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 防犯カメラがそういう犯罪抑止の一助となってるという分は十分認識しておりますし、実際、警察からの情報提供依頼というのもあるわけですので、効果的ではあるというふうに認識しておりますが、現時点において、補助制度で市の設置と自治会の設置という形で、基本的に今のところは自治会のほうに建てていただくというふうなものを推進しておるところでございますので、今のところ、いわゆる事業所であるとか個人であるとかの設置というよりも、地域にそういう防犯カメラをつけていただくということをまずは推進していきたいなというふうに考えてるところです。

ただ、まだ市のほうも、筑紫地区においても、筑紫野市が各段数が少ないわけではなくて、もうほとんど同じぐらいの数になっておりますので、その中でも今回予算の増額のほうをお願いして、今まで1か所2台だったものを2か所4台のほうで設置ができるような予算づけを今お願いしてるところですので、そういう取組を継続していきたいなというふうに今のところは思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 坂口委員は。

○委員（坂口勝彦君） みんな聞かれました。

○委員長（上村和男君） はい。ほかいないですね。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 誰か聞かかなと思ったんですけど、更新が今回4台ってあります。防犯カメラの寿命って大体5年から7年ぐらいというふうにちょっと聞いたことがあるんですけど、違ってたらすみません。今後、こういう更新の分が増える可能性があるんじゃないかと思うんですが、今後、更新計画みたいなのをつくるようなお考えはあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 先ほどお話ししましたように、去年が物すごく暑い日が続きまして、駄目になって更新作業させていただいて、今後も、25年に設置した分はかなり期間が長くなっておりますので、それがまだ幾つか残っております、更新してないのが。そういうものをまずは先に更新して、あと、最初につくったものも結構情報提供依頼というのがある箇所ですので、そういうものを重点的にしたいなと思ってるんですが、じゃあこれから何年先に毎年更新していくという、そういう計画はまだ作成しておりませんので、そちらについては検討はさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（上村和男君） 城委員。

○委員（城 健二君） ちょっとこれお伺いなんですけど、増額理由に、新設置の防犯カメラの増設が1か所2台から2か所2台ということですけど、これ、今まで1か所に2台ついてたということですか。それを今度は1か所、1か所に1台、1台にするということですか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 資料の書き方が誤解を生むような書き方させていただいておりますが、基本、今までも1か所2台だったので、今回は、1か所については2台をつけるということなので、正式には、2か所4台です。

○委員（城 健二君） 2か所2台じゃなくて、2か所4台なわけですね。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 最後になりますけれども、市の設置が23か所46台、自治会の設

置が19か所32台で、総42か所78台ですけれども、最終的なというか、全体的な目標として、筑紫野市全体で何か所何台ぐらいというのを事業として想定されていますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今おっしゃられたような計画というのは持ち合わせてございませんが、そのときの状況に応じて警察からの協議であるとか、そういうものに応じて、また、自治会さんからの要望に応じた相談をお受けして、補助などを行っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、これで質疑を打ち切ります。

課の入替えのため、休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 1 時49分

再開 午後 1 時50分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（上村和男君） 課が入れ替わりましたので、総務部長から説明に当たる職員を紹介していただいて始めていきます。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、管財課、2項目でございます。

出席職員紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利啓次君） どうぞよろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長、橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、総務部管財課の係で公共施設の電気代一覧に入ります。説明願います。

課長。

○管財課長（永利啓次君） 皆さん、お疲れさまです。公共施設の電気代について御説明したいと思います。審査資料41ページになります。

主な37施設の令和7年度電気代の予算と令和8年度の電気代の予算の一覧表をおつけしております。令和7年度の予算の電気代の合計が、一番下になりますけど、1億9,596万9,000円となっております。そして、令和8年度の予算の電気代の合計が2億1,779万8,000円です。

令和7年度の予算を試算したときが、令和6年度の時点でしたが、その時点から大幅に電気代が高騰しております。令和8年度の予算につきましては、電気代の上昇率も考慮して、令和8年度と令和7年度に比べれば、2,182万9,000円の増額となっております。

以上、御説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 公共施設の電気代一覧表を出していただいて、まず、全体の合計を平均、7年度と8年度で比較したら約1.11%増えてると。これが基本的な増え方かなと思うんですが、その中で、35番の生涯学習センターが大きく減ってるんですね。普通、この割合を掛けたら1,000万超えるのかなと思ったら意外と下がってるので、下がった理由が一つと、それと、基本的に電気代を減らしていくっていうのは大きな国の方針でもあるので、LED化を進める、公共施設でほとんどLEDのリースを取り入れてるところでは進んでると思うんですが、例えば災害を考えた場合、一時避難所になるところで電気がなくなったら非常に困ることが多くなって、特に障がいを持ってる人たちが困ることがこの間からほかの委員会でも大きな問題になってるんですが、避難所になるようなコミュニティセンターであるところに別の電源を確保するという意味で、公共施設の電気代と合わせてこれだけの支払いがあるのであれば、例えば太陽光を入れて、将来的にはペイできるような施設にしておくっていうとか、そういうことは考えられないのか、二つお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 生涯学習センターの電気代が下がっているのは、令和6年の6月5日にLED化を終わっておりますので、その時点で計算しまして下がっている状況でございます。それを見越してですね。

次に、災害のときの電気の確保ってということでございますけど、本庁と生涯学習センターとカミリーヤについては発電機がもう既に設置されております。

それで、今言われた太陽光についてですけど、大体今、建築するに当たっては10キロから20キロ相当の太陽光パネルを設置しておりますけど、とても高額になりますので、災害用については多分危機管理課のほうが発電機とか今御用意していただいていると思います。費用対効果が、市の方針として、もう太陽光パネルを使ったり自然エネルギーを、風力とかですね、するよっていう方針になれば各施設にどんどん設置できると思いますけど、まだ予算的に、設備のほうに予算を持っていくのか、ソフトのほうに持っていくのかっていうのが、いろんな重要度があると思いますので、その辺りを多分考えながら今予算組んでいただいておりますので、その辺り考慮していただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 誰か手挙げてませんでしたか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、質疑は以上で終わります。

次へ移ります。市有財産管理事業、工事内容、普通財産の活用の項目に入ります。説明願います。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 審査資料42ページになります。予算書44ページ、2款1項8目7事業、市有財産管理事業、工事内容、普通財産の活用についてです。

事業予算額8,769万1,000円。全て一般財源でございます。

事業の目的、内容は、公有財産の有効的な管理・所得・処分を目的とし、的確な公有財産の管理を目的としており、主な事業内容としては、市有財産の維持管理上必要な業務の業者委託による実施及び施設や設備に関する工事の実施となっております。

令和8年度につきましては、二日市コミュニティセンター建築のため、旧庁舎の第3別館を解体したいと思っております。事業内容については、表を御覧いただきたいと思います。

旧庁舎第3別館解体工事設計監理委託業務費、予算額169万7,000円です。旧庁舎第3別館解体工事費、予算額6,979万2,000円となっております。

別紙資料をつけておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。今回、令和8

年度に解体する予定の場所が、赤く囲ってます第3別館、昔でいう建設課棟といいますけど、こちらのほうを令和8年8月下旬までに解体する予定でございます。

戻っていただきまして、普通財産の活用についてですが、第四次筑紫野市財政化計画の中で、実施計画で、市有財産の売却及び有効活用等として、計画的な資産の売却を進めております。当分の間、利用予定のない財産を把握し、貸付け等による有効活用を図ることとなっており、市有地の計画的な売却と貸付け等による有効活用を今図っているところでございます。

以上、御説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。

第4別館、教育委員会があったところは、今後何か計画とかあるのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○管財課長（永利啓次君） 別紙添付してます、また資料見ていただきたいと思います。が、今、山本委員が言われた第4別館、教育棟についてですが、こちらについては、今、1階の一部を文化財の倉庫として利用しております。

2階につきましては、コロナのときとかは避難グッズ、避難備品っていうんですかね、そっちの保管とか、隣の右側の組合事務所につきましては、隔離するような方の避難場所として用意しております。そして、1個上にあります公用車車庫って書いてところが、こちらについては、雨でもぬれていいような防災備品とかの、災害が起こったときの一時置場として確保を今しているところです。

あと、旧市民駐車場につきましても、災害のときに何か使えればというふうには考えているところで、今こういう状態で置いています。

ただ、こちらについても、この状態でいつまでも放置するというふうには考えておりませんので、今から先、いろんな、こちらが二日市コミュニティセンターの建築と二日市小学校の建築の工事車両等の一時仮置場という形で利用しようと思っておりますので、令和10年まではこの状態で置いておこうというふうに思ってます。令和10年以降については、ちょっと考えていかなくちゃいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 当分の間、利用予定のない財産を把握し、売却だったりとか貸付けの活用を図っているとのことなんですけれども、それがどのような財産になるのか。

あと、去年は旧ジャスコ跡地のことを伺ってたと思うんですけれども、その方針が今どのように変わってるのかをお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 普通財産の売却につきましては、今年は区画整理地内の分の普通財産の売却を行っております。

ジャスコ跡地につきましては、10月に各課のほうで土地利用についてのアンケート調査を行っておりまして、その中で調整する案件がございましたので、ちょっと時間かかっておりますけど、今後、以前もお話ししたかと思えますけど、サウンディング型の市場調査を行いたいと思っております。その準備に今ちょっと時間がかかっていますので、もうしばらく、どのような可能性があるかという調査をさせていただきたいと思っておりますので、時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ジャスコ跡地もそうなんですけど、第1別館、第2別館、そして今回第3別館と、今後の土地に関しては今どう考えてあるのか、解体後ですね。まとまった敷地だと思いますけど。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） こちらの黄色で囲っている部分、旧本庁舎になりますけど、二日市コミュニティセンターがこの黄色で囲った形で建築が予定されています。第1別館、第2別館、第3別館の土地については、図面見させていただいたところ、こちら駐車場という形になっておりましたので、計画上は駐車場じゃないかというふうに分かっています。

私のほうが担当じゃないので、そこまで詳しくは分からないんですけど、駐車場で御利用されるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、もう1個だけ総務部がありますので、課の入替えのた

め、休憩します。

休憩 午後 2 時03分

再開 午後 2 時04分

○委員長（上村和男君） 課が入れ替わりましたので始めてまいります、説明の職員を紹介をしてください。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、人権政策・男女共同参画課、1 件ございますので、出席職員紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 男女共同参画担当係長の末吉でございます。

○男女共同参画担当係長（末吉裕美子君） 末吉です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 男女共同参画セミナー等事業、事業内容について説明願います。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、総務部人権政策・男女共同参画課の予算審査事項について御説明させていただきます。資料は46ページの男女共同参画セミナー事業、事業内容についてでございます。

事業予算額は38万9,000円を計上しております。

事業の目的は、男女共同参画、ジェンダー平等に関する様々なテーマに基づくセミナーを実施することで、男女共同参画社会づくりについての啓発を行うものでございます。

事業の内容につきましては、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会づくりのための各種セミナーを実施するものでございます。

資料の中段から下段に、人権政策・男女共同参画課主催セミナーと共催セミナーとに分けて主な内容を記載しております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 施政方針に初めてジェンダー平等という文言が使われておりまして、新たに何かあるのかなというふうに思っていたところ、昨年、おとしと変わらずの予算額だったので、どのように具体的に推進していかれるのかちょっと気になっているところなので、教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 本市においては、皆さん御存じのように第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）に基づき、様々な施策を実施しております。その中にジェンダー平等という文言を後期から掲載させていただきまして、その計画に基づき、様々な事業をしておるところでございます。

内容については、ジェンダーギャップの解消をはじめとして、DV防止対策とか女性活躍の推進をしていくことを計画の中にも盛り込んでおりますので、本事業、この事業を通して、その啓発の取組を行っていくことと考えております。

今、春口委員が言われるジェンダー平等という文言が使われておりますというのは、筑紫野市の第3次男女共同参画プラン（後期）から記載をしているということで、そういうふうな説明をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 御説明ありがとうございます。

セミナーの内容をおっしゃっていただいて、昨年と同様のタイトルだったので、中身が実際にどのように変わっていくのかっていうのをお示しいただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 一つ一つのセミナーの中身づくりについては、今、検討段階でございまして、具体的に、ジェンダー平等という視点がどのようにセミナーの中に盛り込まれていくのかということについては、これからの内容づくりで、テーマづくりの中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 春口委員の関連なんですけども、男女平等と、さらに共同参画、さらに進んでジェンダー平等ということで、性的マイノリティも入ってるということ

で大変画期的だなと思うんですけども、この上の目的、内容のところには併記して書いてあって、下のセミナー名は併記して書いてないんですけど、これは何か、今後の企画だっ
て今お話があったので、企画次第ではそういうものもあり得るという理解でよろしいんで
しょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 上の目的のところには書いてて、下の具
体的なセミナーの中には書いてないことの意味ということによろしゅうございますかね。

ジェンダー平等という目的を先ほども説明しましたが、第3次男女共同参画プランの後
期の中からそういった表記を盛り込んで、目的の中にそういった概念を入れていくという
計画で今動いております。当然、計画に基づきこのセミナーも実施しておりますので、当
然そういった視点に基づいたセミナーのテーマづくりとか中身づくりは検討していくとい
うふうに理解していただければありがたいです。

以上です。

○委員長（上村和男君） 春口委員、では最後に。

○委員（春口 茜君） やっぱ小中学校とかでも性別による何か役割意識みたいなもの
ってまだあって、何かそれをどのようにそういった課と連携を取っていくのか、全庁的な
取組にしていくのかとか、せっきく施政方針に載ってるので何かもっと代わり映えのある
ことをされていくことを期待しているんですけど。

それともう一つは、予算額ってずっとこのままなのかなというのを懸念してるんですけ
れども。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 小中学校とかの現場との連携とかも、ジ
ェンダー平等の視点を持って様々な取組をやっておるところではあるんですが、新たに学
校と、具体的なこんな取組をしていきますよというものは、今のところ正直言ってござい
ません。

ただ、後段で言われた予算額が変わらなくてということについては、今、少ない予算の
中で最大の効果が上げれるように、予算額は変わらないんですが、県の予算とかも活用し
ながら、筑紫野市からの歳出予算は出してないんですけども、事業は充実した事業をや
っていくという視点で、例えば今、資料の46ページの中のデートDV予防教室、これも講
師謝金は市のほうからは払ってないんですけども、ほかのところから支出をして市内の

全ての中学校に対しての教室を、生徒だけではなくて先生も含めて毎年やっております。

男女共同参画社会づくり、ジェンダー平等社会づくりに向けて、様々な啓発事業を少ない予算の中で最大の効果が出るようにという視点でやっておるところですので、そのところは御理解いただければなというふうに思います。

○委員長（上村和男君） もういっちょ。春口委員。

○委員（春口 茜君） 人権政策・男女共同参画課がすごく頑張ってるのはもう存じ上げているんですが、後ろの財政課にも聞こえるようにお伝えしたいんですけれども、やっぱり現場との乖離って結構あるので、そういった今の時代に合った子たちの意見を聞いて、より何かこう連携を取っていくような仕組みをもっと今後期待したいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） ありがとうございます。貴重な御意見として、しっかり頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） では、決意表明がありましたので、質疑を終わります。

課の入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 2 時28分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここからは企画政策部ですから、宗貞部長がおいでですので、挨拶はいいですが、紹介ぐらいしてください。それで、何か言ってください。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

企画政策部におきましては、秘書広報課、企画政策課、人事課それぞれ御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、秘書広報課の出席の職員を紹介させていただきます。

秘書広報課課長の葉山でございます。

○秘書広報課長（葉山順子君） 皆さん、お疲れさまです。秘書広報課の葉山です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 秘書広報課広報担当係長の銀島でございます。

○広報広聴担当係長（銀島由貴君） 銀島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、秘書広報課から、シティプロモーション事業、事業内容、成果目標について説明をお願いします。

課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） シティプロモーション事業について御説明いたします。

予算審査資料は47ページとなっております。

事業予算額は788万3,000円、そのうち財源として、福岡県個性ある地域づくり推進事業補助金などとして162万2,000円を見込んでおります。

事業の内容でございますが、令和6年度までは「つくしちゃん」積極活用事業として行っておりましたが、令和7年度よりつくしちゃんを活用しながらの幅広いシティプロモーション事業へと展開しております。市内外に向けて、シティブランディング事業で再確認された市の魅力や地域資源を発信する取組を行い、郷土愛の醸成や定住意識の向上、市のイメージアップや認知度の向上を図ってまいります。

続きまして、令和8年度の主な取組について、3点御説明させていただきます。

まず1点目ですが、市内の観光地や地域行事など、市の魅力を発信する動画の作成でございます。現在、SNS等の情報発信を積極的に展開しておりますが、令和8年度はさらに筑紫野市の観光地や地域行事など、魅力的な動画を撮影して発信することで、市のイメージアップや認知度の向上を図っていきたいと考えております。また、筑紫野市のシティプロモーション動画にはリニューアル前の天拝の船が写っておりますが、天拝の船は日本最大級の帆船遊具としてリニューアルされます。また、令和7年度にはシティブランディング事業を行い、市の魅力が再確認されます。

これら新たな市の魅力を発信することのできる新たなシティプロモーション動画の作成もしてまいりたいと考えております。作成については、秘書広報課だけではなくて、関係課及び関係団体と一緒に検討していきながら、コミュニティの方など、多くの市民の方に出演していただけるような内容で作成していきたいと考えております。

続きまして、2点目の市内観光地等の回遊性を高めるフォトスポット看板の作成についてでございます。こちらは、令和7年度に実施しました高校生とのまちづくり座談会で、市の魅力をPRする方法として高校生より提案された意見を具現化するものでござい

す。筑紫野市の観光地に、そこでしか会えないつくしちゃんの看板をフォトスポットとして設置し、つくしちゃんと観光地とコラボした看板を目的とした市内の様々なスポットを訪れる方々を増やすことを目的に作成いたします。

次に3点目、インスタにおける共通ハッシュタグ、＃ちくしKnowの活用促進でございます。こちら先ほどの看板と同様に、高校生とのまちづくり座談会で提案された意見を具現化するものです。多くの市民や筑紫野市を訪れた方に筑紫野市に関する情報を、＃ちくしKnowをつけたインスタで投稿していただきます。その中でいいねが多い投稿や市の魅力につながるような投稿を市のSNSや広報紙等で掲載し、情報発信の強化を図るものです。

行政だけでなく、多くの方が情報発信することにより期待できる効果を主に3点考えております。

まず1点目は、個人商店の紹介など、行政では発信の難しい魅力を市民の方とかの力を借りて発信することができます。

また、2点目は、インスタを活用することで、若年層が関心を寄せる筑紫野市の魅力の共有が図れます。

次に3点目ですが、多くの方が情報を発信するため、市民参加型の情報発信となり、郷土愛の向上につながると考えております。

続きまして、3点目、シティプロモーション事業の成果目標についてですが、主な成果目標は2点ございます。

まず1点目は、この1年間で友人、知人に筑紫野市のよさを伝えたことがある市民の割合でございます。この数値は、毎年行っておりますまちづくりアンケートに集計されたものとなります。目標値は26.8%となっており、令和7年度のアンケート結果では22%でございました。より目標値に近づけるように頑張っていきたいと思っております。

また、成果目標の2点目は、メディアでの報道件数でございます。目標値は年間60件としており、令和7年度、令和8年2月24日現在では54件となっております。

現状は、市内在住に向けたシティプロモーションに関する目標となっておりますが、シティブランディング事業の結果により、必要に応じて、ほかの目標値のほうも検討していきたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。

この目標値の令和7年度が54件になっております。目標60件ってなっておりますけど、この54件をPRすることによって、どのような効果が得られたかという分析とかがあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） メディアでの報道件数はほとんどがケーブルステーションさんの報道が多かったんで、なかなか見られる方が限られてるかと思いますが、そういった報道が来ることによって、一緒に取材を受けた方も向上心が湧いてくるかと思っておりますので、見られる方だけではなくて出るほうの、何か気持ちのアップということも含めて効果があったのではないかと考えております。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 様々な取組をされていてすばらしいなと思っております。

全体の成果目標は下のほうに書いてあるので分かるんですけども、1、2、3の上のほうの三つの取組ごとの成果目標だったりターゲット設定があると、プロモーション事業としてはよりよいのかなと思ってるんですけども、その辺を考えられていらっしゃるのか、あれば教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） こちらの3点、上の2点は先ほども申しましたが、秘書広報課だけでなく、これから関係ある課とか商工会の皆さんとか観光協会の皆さんも含めて、どういうのがいいのかとか、ターゲットはどこにするかも含めて考えていきたいなと思っております。

また、ブランディング事業が今年度されてますので、そちらにもあわせていきたいと思っておりますので、ターゲットとかいうのは来年度になってから定めていきたいと考えております。

3点目の＃ちくしKnowっていうのは幅広く市内外の方に活用していただきたいと思っておりますので、ターゲット的には、幅広い方をターゲットとしていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） ＃ちくしKnowを使うことで、使う方の何かメリットとかっていう

のってあったりするんですかね。

○委員長（上村和男君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） #ちくしKnowで検索していただくので、先ほども御説明しましたが、市でPRできないような、個人個人の方の視点での新たな魅力というのができるので、検索する方は多くの魅力が検索できるかなと思っております。

また、それを投稿する方は、私たちの視点になってしまうんですけど、いいなと思う投稿や、いいねが多い投稿については、例えばホームページとか広報紙で、こういう投稿をしてくれたのがとてもいいねが多かったですよというのをPRしていこうかと思っておりますので、そういった投稿をする方もやりがいを持ってしていただけるようにしていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今、ソーシャルメディアのSNSのアカウントはLINEとインスタグラムとフェイスブックとXとユーチューブだと思うんですけども、近年、特に若い人を中心にT i k T o kも増えてきていて、自治体がT i k T o kの運営を始めるところも出てるとは思うんですけども、新しいアカウントの開設とか、そういったものってこのプロモーション事業において考えてあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） T i k T o kとかが今人気があるということは、把握しておりますが、秘書広報課の職員も限られておりますので、今年はインスタのほうの投稿を、例年が大体月に多くて五、六件だったのを、大体10月ぐらいから月に15件を目標に上げていくようにしております。

そこで、インスタとかユーチューブをまず積極的に活用しながら、余力があれば、必要に応じて、T i k T o kのほうがより効果的に発信できるような内容であれば、そういったのも取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 内容に関してはがんがん進めていただきたいなと思ってます。

数字に関して3点お伺いしたいです。

まず、県費で162万2,000円上がってる。これがどの取組がこの県の補助金を使えたのかっていうのが一つと、二つ目は、予算書見ると、この令和8年度の主な取組の①の動画制作っていうのが見当たらずで、これがどこのお金に当たるのかというのが二つ目。そ

れで三つ目は、このアンケートなんですけど、母数、何人ぐらい聞いてこれぐらいの数字なのかという母数を教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 葉山課長。

○秘書広報課長（葉山順子君） まず1点目なんですが、県の補助金なんですが、こちらは2番目のフォトスポットの看板作成費について、3分の1の補助がつくようになっております。この看板をつくる分の製作費の3分の1がこちらに当たるように今なっております。

2点目の動画作成なんですが、こちら、今年度の予算でドローンを購入させていただきたいと考えております。来年度、令和8年度予算でドローンを購入して、今まで写真とかでしか撮れなかったのを、上からとか動きながらとかいった、より魅力的な動画の作成を考えております。

3点目なんですが、アンケートを3,000人配布して、そのうち大体半分程度、1,600ぐらいの返信があった回答になっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 意欲的に進めてください。お疲れでした。

○秘書広報課長（葉山順子君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） 所管課が替わります。しばらく休憩します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時42分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

説明に当たってくれる職員が替わりましたので、部長から紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、引き続きまして、企画政策課のほうから説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員でございます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の鶴澤でございます。

○企画政策担当係長（鶴澤 宏君） 鶴澤です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課DX推進担当係長の力武でございます。

○DX推進担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 同じく、情報管理担当係長の花田でございます。

○情報管理担当係長（花田 聡君） 花田です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、生活交通対策事業、委託料、補助金の内容、今後の対策について説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、生活交通対策事業、委託料、補助金の内容、今後の対策について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが、3,312万6,000円となっております。主な特定財源として福岡県生活交通確保対策補助金、その他収入としてバス停車場使用料等を充当することとしております。この事業予算額の内訳でございますが、まず、上西山線運行補助金といたしまして1,884万5,000円、次に、筑紫野線運行補助金といたしまして224万8,000円、そして南ヶ丘線運行補助金として1,101万9,000円を見込んでおります。運行費経費から運行収入、補助金の見込額を差し引いた金額を構成自治体で案分する、南ヶ丘線についてはこのような運用を予定しているところでございます。

次に、事業の目的、補助金の内容でございます。市民の生活交通手段を確保することにより、市民生活の利便性の向上を図るため、市内の赤字運行路線である上西山線、湯町循環線でございます、筑紫野線及び南ヶ丘線の運行赤字を補填する補助金を交付し、バス路線の維持存続を図るというものでございます。

次に、運行委託料、運行補助金の財源内訳でございます。経費につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、上西山線、筑紫野線、南ヶ丘線のいずれにつきましても、財源として市費及び県費を予定しているところでございます。県費につきましては、福岡県生活交通確保対策補助金の充当を見込んでいるところでございます。

なお、3点目の南ヶ丘線でございますが、こちらにつきましては、太宰府市にもつながる路線でございますので、国が交通事業者に対して直接補助を行う幹線系統補助の対象にできる可能性が十分にあるという状況でございます。そのため、最終的にはより有利なものを充当するという形で整理をさせていただきたいというふうに考えているところでござい

す。

次に、今後の対策でございます。交通事業者から路線廃止の申出がなされ、令和8年3月14日をもって上西山線、山家地区でございます、及び筑紫野線の朝1便目以外の路線が廃止となることから、令和8年1月26日より代替交通として筑紫野のるーとの運行を開始しているところでございます。引き続き既存路線の存続を求めるとともに、公共交通に係る地域の実情を踏まえながら、国県及び交通事業者との協議等を行うことによって、持続可能性や利便性の向上に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、福祉バスにつきましては、より利便性に優れるデマンド交通、筑紫野のるーとの導入に併せ、山口コース、山家コース、筑紫コースを令和8年3月31日付で廃止をする方向で今動いております。先日の公共交通検討協議会の中でも御説明を申し上げましたとおり、こちらにつきましては、カミーリヤ利用者に対して、筑紫野のるーとの割引運賃適用による軽減措置を講じる方向で、現在、運輸局と調整をさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） むさしヶ丘のバスが廃止されるというふうに聞き及んでおりまして、その辺りの生活交通対策っていうのはどのようにされていくのかお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 先日の公共交通検討協議会の中で委員長からも御指摘をいただきましたが、むさしヶ丘のエリアを運行しております西鉄バス二日市線、こちらについて大幅減便が予定をされているという状況でございます。

この件につきましては、現在、県、そして県内自治体で構成をしております福岡県バス対策協議会にも現在の状況を伝えまして、まずは県のほうから西鉄への事情聴取、そして指導等を行っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） では、いいですか。

あしたダイヤ改正されて昼間1本も来ないということになるようであります。そういう県との協議が実を結んで、少しは、実際に実施するようになると伸びるようなことはある

んでしょうか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 最終的にどのような形になるのかというのは、申し訳ございません、現時点で何とも申し上げにくいところではございます。

ただ一方で、やはり市民の皆さんの交通手段、移動手段が非常に少なくなるという状況でございますので、市としても非常に重要な課題であるというふうに考えているところでございます。

ただ一方で、公共交通に関してでございますが、公共交通、例えば市がバスを走らせる場合にしても、一つ一つ国からの許可を得なければならないような、国の許認可、国の権限が非常に大きい分野となっております。

また、国の許認可が非常に大きいことに加えて、平成10年代に行われました一連の規制緩和の流れの中で、公共交通事業につきましては、参入も容易になったけれども、撤退も非常に容易になっている。以前は公共交通事業を行うに当たっては免許制ということで、免許がある事業者でなければ行うことはできないが、撤退も非常に難しいという状況でございましたけれども、現在は参入も簡単ですけれど、撤退も法的には非常に容易になっているという状況でございます。そういう難しい立ち位置に今置かれているという状況でございます。

ただ一方で、法律上それが許されるからといって、一方的に届出だけで何でもかんでも簡単に進めるということになりますと、やはり私たち、市民の皆さんに一番身近な地方公共団体として非常にゆゆしき事態というふうには思っておりますので、法的にはそれが許されることであっても、県と連携をして、例えば申合せ事項をつくるですとか、いろいろと協議できるようなフレームというものを今四苦八苦しながら構築をしているという状況でございます。

必ずしも、あしたどうにかなる、できるというものではないかもしれませんが、非常に法的に難しい立場に置かれながらも、県とともに様々な形で地域の現状というのは何とかして伝えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 上西山線ってこの山家のほうに通ってってるバスだと思うんで

すけども、以前ちらっと聞いたことがあるのは、交通対策協議会で、バスじゃなくて鉄道のほうも協議体があるけども凍結されてるってのを以前聞いたことがあって、それは筑豊鉄道のほうだったんですけども、このバスだけじゃなくてそういう鉄道についてもそういうものがあるって、自治体が、結局その協議体に何か参加するかどうかとか、そういうものも何かあるらしいんですけども、それが何か凍結されてるっていうのを聞いたことがあったんですが、その点の状況をお尋ねしたいなと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今の御質問につきまして、バスではなく鉄道、特に本市の場合で言いますと筑豊本線、原田山家間が該当するものかというふうに考えております。

まず、鉄道における協議会でございますけれども、こちらも地域公共交通活性化再生法案等の関連法の改正に伴いまして、国が認める、利用者が一定水準を下回る路線については、法定の協議会などが設置をできるという規定が今設けられている状況でございます。

ただ、筑豊本線については、現時点でそのような協議会が設置をされたという事実はないという状況でございます。

段下委員が御指摘の協議会が凍結をされたというものなんですけれども、以前、筑豊本線の利用者増のために、ＪＲ九州、そして県や沿線自治体とともに、利用促進策を検討する検討会が一時期発足をしていたんですけれども、それにつきましては、筑豊本線も大きな課題なんですけれども、今はＢＲＴに転換をされました日田彦山線、あちらのほうが非常に大きな課題になりましたので、そういう影響を受けて凍結をされたという経過がある状況でございます。

ただ、段下委員おっしゃいますとおり、委員の皆様も新聞等で御覧になられたこともあるかと思いますが、筑豊本線も、やはり鹿児島本線などと比べますと利用者が非常に少ないということがマスコミ等でも取り上げられておりますので、私どもも、山家地域、原田地域等で様々な説明会などを行う際には、ぜひ筑豊本線も御利用いただきたいというような旨、一言添えさせていただいておりますけれども、委員の皆様もそういう機会がございましたら、乗らなかったら大変なことになるんだよというお声かけなどいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では次に移ります。コミュニティバス等運行事業、委託料、負担金の内容及び利用促進策について説明願います。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 続きまして、コミュニティバス等運行事業、委託料、負担金の内容及び利用促進策について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが、1億7,764万3,000円を見込んでおります。特定財源といたしまして、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金、そして福岡県の生活交通確保対策補助金の充当を見込んでいるところでございます。

次に、令和8年度の委託料、そして令和6年度の利用者数、そして利用料、乗車料金について表にまとめさせていただいております。

まず、コミュニティバスつくし号でございますが、令和8年度の委託料、予算額が2,171万2,000円となっております。次に、令和6年度でございますが、利用者数でございます。3万83人でございます。次に、大人1人当たりの利用料でございますが、150円となっているところでございます。

次に、2行目でございます。御笠自治会バスでございますが、令和8年度の予算額が1,218万5,000円でございます。次に、利用者数でございますが、1万8,153人、そして大人1人当たりの利用料が200円となっているところでございます。

次に3段目、筑紫野のるーとでございます。まず、A I デマンド交通運行支援業務委託料、システム運用のための経費といたしまして、4,521万8,000円。次に、A I デマンド交通運行負担金、運行に係る経費といたしまして、8,345万8,000円。そしてI Cカード精算管理業務委託料、n i m o c a等の交通系I Cカードの決済の管理業務委託料として70万7,000円。最後に、機械借り上げ料、n i m o c a、交通系I Cカードの決済端末でございます。この借り上げ料として37万8,000円、合計で1億2,976万1,000円を見込んでいるところでございます。次に、利用者数につきましては、令和6年度は山口地域の一部のみ運行していたという状況でございますので、515人、そして大人1人当たりの利用料は300円となっているところでございます。

次に、エリアごとのA I デマンド交通に関する委託料でございます。

まず、山口エリアにつきましては、2,148万8,000円でございます。

次に、筑紫エリア、筑紫地域、筑紫南地域でございますが、4,065万3,000円でございます。

す。

次に、山家エリアでございますが、2,032万6,000円でございます。

次に、二日市エリア、令和8年度に計画をしております二日市エリアの運行経費でございますが、1,758万4,000円を見込んでいるところでございます。

そして最後に、二日市エリアの導入経費でございます。車両購入費などを含んだ導入経費でございますけれども、2,971万円を見込んでいるところでございます。

合計で1億2,976万1,000円となっているところでございます。

次に、今後の対策でございます。

コミュニティバスをはじめとする取組を継続するとともに、西鉄バス南ヶ丘線沿線地域、天拝坂、杉塚等を中心とした地域へのA I デマンド交通の運行エリアの拡大、そしてコミュニティバスの両回り化により、地域公共交通網の維持充実を図ってまいりたいというものでございます。

下側に図を掲載させていただいておりますが、平成31年には御笠自治会バスの運行を開始し、そして昨年、令和7年の1月でございますが、山口地域でA I デマンド交通の運行を開始したところでございます。

そして表右下でございますが、令和8年1月、今年の1月からは、山家、筑紫・筑紫南地域でデマンド交通の運行を開始しております。

そして令和8年度でございますが、西鉄南ヶ丘線沿線エリアを中心にA I デマンド交通の運行エリアの拡大を図るとともに、市民の皆さんからも多くの要望をいただいております。コミュニティバスの拡充、運行ルートの両回り化等、令和8年度に検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑をする方、手を挙げてください。

八尋委員、前田委員、山本委員、3人は指名しておきます。

○委員（八尋一男君） ありがとうございます。

コミュニティバスが両回り化というのは2年ほどかかって、非常に対象地域の人は喜んでくれるというように思います。ありがとうございます。

質問4点ほどあるんですけど、令和7年度の予算が2億、今度は合計しますと、補助金も含めてですけど、2億1,000万ぐらいかなというふうに、まず、予算の令和7年度と令

和8年度の比較、この件について1点です。

それから、前回説明がありましたけども、どうしても市民ニーズが高い昼休み、これについては、よくよく検討をしてほしいというのが2点目。

それから3点目は、原田駅でも二日市駅でもそうですが、朝夕の送迎、これが通勤・通学を含めて非常に多いので、乗り合いタクシーの導入も含めて検討ができないかなというのが3点目。

4点目は、平等寺の小学生、子どもさんたちは無料で送迎されているのかというこの4点でございます。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） すいません、1点目の令和7年度との比較のところは…

○委員（八尋一男君） 令和7年度の予算。それで、上西山線とかの補助金も含めて、合計が結果的に上がるのか下がるのか。今の私の試算は1,000万円ぐらい上がるかなというふうに思ってますが。

以上です。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、予算でございますけれども、基本的には、できるだけ事業費が高額にならないよう経費縮減を図りながら交通事業の充実に努めておりますので、できるだけ上がらないようにという努力はしておりますけれども、どうしてもやはり交通事業、運転手の処遇改善のために、人件費であったり委託料であったりが高騰、上昇をしている傾向がございますので、令和7年度と比較いたしましても、若干の増になっているものというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のダイヤでございます。八尋委員がおっしゃいましたコミュニティバス、今、昼の12時台、どうしても運転手の休憩を取らないといけない関係で、この時間帯を運休とさせていただいておりましたが、この時間、非常にニーズがあるのではないかという御意見かと思います。私どももそのような御意見を市民の皆さんから伺うこともありますので、当然検討してまいりたいというふうに考えております。

一方で、昼の時間帯は走らせてもいいんじゃないかという御意見いただいておりますけれども、コミュニティバス、残念ながらと申しますか、夕方の時間帯、5時以降の時間帯になると利用者がガクッと減るという状況がございますので、どの時間帯にどのような形

で走らせるのが一番最適なのかという点を、今の御意見なども踏まえながらしっかりと検討させていただきたいというふうに考えております。

また、3点目でございます。原田駅、二日市駅等の朝夕の送迎の件でございます。乗り合いタクシーを導入してはどうかというところでございますけれども、乗り合いタクシー、どういう形で導入をするのかという手法などもあろうかと思いますので、当然私も、タクシー事業者の皆さんとも協議する機会などございますので、まずは実現可能性も含めて、幅広く協議のテーブルにのせるところから検討してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、平等寺のお子さん方が無償でデマンド交通を利用できるのかというところでございます。こちらにつきましては、教育委員会が認める遠距離通学の対象になるお子さん方につきましては、当然、義務教育を受ける学校までの交通手段を市として確保する必要がありますので、遠距離通学のお子さんには証明書のようなものを発行させていただきまして、無料で乗車できるようにさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

○委員（八尋一男君） はい。ありがとうございました。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 資料の図の色の区分のところであります。今回、令和8年度は二日市地域で緑のマーカーがされてあって、この二日市東のちょうど中心地のところがやっぱり抜けてるんですね。こうしたところも、確かに市街化地域ではあるものの、住宅地とかも結構並んでいてバス停から500メートル以内にはない住宅地もございます。そういったところもエリアの拡大であるとか検討してもらわないと、私はしていただきたいと思ってるんですけど、その点どのようにお考えなのかお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 令和8年度に計画をしておりますデマンド交通の運行エリアでございます。今回、図示させていただきましたのは、あくまでももう現時点のイメージでございますので、例えば極端な話、JR二日市駅の駅前まで行けるかどうかということになりますと、いろいろ調整しないといけない事項があるのかなというふうに考えているところでございます。

一方で、前田委員がおっしゃいますように、どうしても地域によっては移動に制約がある地域があるということも十分理解をしているところでございます。

しかしながら、市が公共交通、市が運行する場合でございますけれども、やはり一定、交通空白地域であることが要件として求められるものでございます。そのため、今回デマンド交通の運行エリア検討するに当たりましては、例えば一般的な駅やバス停からの距離、また、それにとどまらず、地域の勾配、傾斜があるところであれば、距離は短くても非常に高齢者の移動が難しいという事情もあろうかと思えます。また、そのほか高齢化率なども大きな要素の一つになろうかと思えますので、総合的に地域の実情を調査、分析いたしまして、可能な限り最適な形でデマンド交通の運行エリアの拡大を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今、交通空白地帯の話もありました。私は500メートル以内というものが認識としてあって、今このエリアで示すように、真ん中のところがちょうどこのオンデマンドを含めてないところもあるというのは認識の上だと思います。

そうした中で、そういったところというのは今後施政方針では、もうこれは区切りというふうな表現もなされてあったと思います。私はちょっと納得はそこがいなくてですね。まだ交通空白地帯、市街地であってもあるだろうという認識でありますので、そこは、いろいろタクシー業界等の調整とかあるかと思えますけど、そこはぜひ前向きに検討していただけたらなというふうに思ってます。要は、市民サービスにも差が出るっていうふうな観点もあるかと思えますので、そこを踏まえていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点お尋ねします。

1点目、さっき前田委員にちょっとかぶるんですが、今後の対策のところに天拝坂、杉塚等って書いてあるんですけど、この等の中には、元の二日市エリアというか、二日市北小校区とかも入るのかっていうのが1点。

もう1点は、A I デマンドの導入のときにももちろん委託料とかが結構高いので、300円っていう運賃がかかるという説明のときに、タクシーより安いと考えていただければというような御説明があって、確かにと思ったんですね。

ただ、今回、筑紫エリア、山家エリアとかは定期便がありますよね、朝と。これって通

勤・通学で使う人が多いと思うんですよね。1日600円で、20日行ったとして1万2,000円。バス代だけで1万2,000円、月かかるって結構多額というお声も聞いております。例えば、定期券とか学生割引だとかいうのは考えてないのか。また、高齢者割引、75歳以上の方とか、やはり年金の中で、病院にしょっちゅう行かなきゃいけない人、そんなに行かなくていい人、いろいろいらっしゃると思うんですけれども、そういうものの検討ができないのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、二日市北小校区がデマンド交通の運行エリアに入る可能性があるのかという御質問かと思えます。これ、当然運輸局等と今後協議調整が必要になります。必ずしもできる、できないとこの場で申し上げることはなかなか難しいんですけれども、二日市北小校区につきましては、特に西鉄二日市駅の南東エリアと申しましょうか、やはり高低差が非常に大きい地域などが見られますので、そういった地域については、交通施策上の課題があるものというふうに認識をしているところでございます。

また、二日市北小校区につきましては、現在市内の移動手段がカミーリヤバス、特に二日市北コースに限定をされているという地域も一定見受けられますので、そういう総合的な事情を勘案いたしまして、運行エリア、しっかり検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の定期券の導入でございます。定期券の導入、そして将来的な高齢者の方の乗車割引等でございますけれども、こちらについては、当然私どもも市民の皆さんからそういう御意見をいただいているという状況でございます。

しかしながら、3月の協議会の中でも御説明を申し上げましたように、まずは今カミーリヤバス利用していらっしゃる皆様への負担軽減措置、これは最優先に取り組ませていただきたいというふうに考えております。

また、定期券でございますけれども、定期券を導入するに当たりまして、今までの西鉄バスの定期券、いわゆるn i m o c aと一体的になったような券を市でつくるというのはなかなか設備投資的にも課題などがございますので、そういう定期券等の導入につきましては、当然市民の皆様からも御意見いただいておりますので、今後様々な事例など研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） ちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、運転手さんが不足しているっていうふうに聞きますけど、特に、お昼休みは充当したいけどなかなかっていうふうに前回の協議会でも聞いたと思うんですけど、そもそも運転手さんってどれぐらいのお給料を計算してらっしゃるのかっていうことを伺いたいのと、もう一つは、協議会的时候も言ったんですけど、その後も2件、やっぱり、うちのエリアは午後5時っていうふうにお願ひすると来なかったと。それで、待ちくたびれて、タクシーを呼んでしまった。電話をかけるけども、営業時間外ですっていうことで、来る時間が分からないって言われるんですね。せめて、予約はできないにしても、あと10分待ってくださいなりお答えしないと高齢者もそれ以外、何ていうか、来るのか来ないのかって、来るんでしょうけど、30分も待ってっていうのはもう待てないからキャンセルしますとかいろいろあると思うので、そもそもやっぱり午後5時というのがちょっと早過ぎるのかなって。午後5時にやっぱり終わってそれから帰るっていう人もいるわけだから、もう1時間延ばせないのかなというのと併せて、そこ辺りはどんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず2点目の、5時で運行を終了しているのではないかという点からでございますけれども、西村委員の地元の筑紫・筑紫南エリアにつきましては、市民の皆さんが時間と路線を自由に選べるデマンドでの運行形態は、現在5時までとさせていただいてるところでございます。

ただ、そのようにさせていただきましたのが、それ以降の時間帯については、どうしても通勤・通学で市外に出られていた方が駅から御自宅へ帰宅される時間帯と重なってまいりますので、5時以降はやむなくと申しますか、そういう通勤・通学需要に応えるために定時便という形で運行せざるを得ないと現時点では判断をしておりますので、5時までとさせていただいているという状況でございます。その点については、何とか御理解をいただければというふうに考えております。

また、1点目の運転手さんの人件費でございます。これ、それぞれの運転手さんが手取り額として幾らもらってらっしゃるかというのは、会社、そしてその方の経験年数等によって異なってくるかと思っておりますので、一概に申し上げることはなかなか難しいんですけれども、一般的に運転手さんの人件費として、月額で30数万円程度を積算の根拠として用いている状況でございます。

しかしながら、バス運転手さんの平均給与、全産業平均で比較をいたしますと、やはり

まだまだ低い位置にあるということで、人材確保に非常に課題が生じているという実情は皆さんから伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） もう一つ答えていただきたかったのは、5時に予約してて、待って来ない。そのときに、電話で問合せができるようにできないのかというのはどうでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 5時以降、電話で、コールセンターの時間を延長するという事になろうかと思えますけれども、その辺り、人員体制的に可能かどうかも含めまして、今後研究させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 協議会のほうでもお尋ねしたと思うんですけども、リフトつきのが今調達が難しいって話だったと思うんですけども、ほぼ新品に近い、新品とまではいわないですけども、中古でもかなり比較的新しいタイプの、走行距離も少ないやつとか、新車じゃないんですけども、とか、あとは既存のものを改造するだとか、海外のもの、外車を使うとか、何か、要は、常に使うわけではなくて、リフトつきのオーダーが来たときに出発するという形なので、既存の走ってるものよりも運行頻度が少し下がるかもしれないんですけども、そういったものの調達するのは検討できないのかなというのを思ったのと。

あと、さっきの山本委員との関連になるんですけども、アイランドシティで走ってるのーとはe定期っていう何か電子定期みたいなのが、ちょっと安いぐらいなんですけど、何かあるみたいなんですけども、何か、そういったのが使えないのかなというのを思ったので、その点お尋ねです。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず1点目の、必ずしも新車にこだわらず、中古車、新古車、幅を広げて検討すべきではないかという御質問でございますけれども、段下委員がおっしゃるとおり、現在、ハイエース、新車の調達がもう非常に難しい状況でございますので、中古車になるといろいろ補助金充当上課題が出てきたりしますので、少し慎重にやる必要はありますけれども、そういう比較的新しい車なども含めて、幅広く検討させてい

ただきたいというふうに考えております。

ただ一方で、ハイエース、なかなか今調達ができないという状況でございますので、中古でも値段は新車と変わらなかったり、これ本当かなというような状況なんですけれども、新車であれば納車まで1年かかるけれど、中古車であれば即日手に入りますので、中古車のほうが高かったりという事象などもございますので、その辺り、価格であったり、車両のメーカー等ともしっかり協議をしまいたいというふうに考えております。

また2点目の、アイランドシティで導入をされておりますe定期でございます。こちらについては、私どももそういう定期券発行されているということは当然把握し、認識をしているところでございます。

一方で、このアイランドシティで運行されているのーと、こちらだけが、各市町が運行するのではなく、西鉄が直営事業、営業路線として運行している路線でございますので、いわゆるn i m o c aに様々な情報を書き込む機械なども、言わば西鉄が自由自在に使える、そのために非常に容易に定期としても運用ができているという状況でございます。少し事情が違いますので、直ちに同じ手法を取るの難しいかというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時19分

再開 午後 3 時29分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地域公共交通従事者確保育成支援事業、事業内容についてに移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、地域公共交通従事者確保育成支援事業の事業内容について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが、400万円でございます。特定財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

事業の概要でございますが、社会インフラとして重要な役割を果たす交通事業者の運転手の確保を図るため、市内で乗合バス事業またはタクシー事業を営む交通事業者に対しまして、地域公共交通従事者確保支援事業助成金を給付し、持続可能な地域公共交通の構築

及び活性化を図ることを目的とした事業でございます。

次に、助成の対象でございます。交付対象事業者につきましては、市内に本社または営業所を有する乗合バス事業またはタクシー事業者でございます。

助成の対象期間といたしましては、予算を御可決を賜りましたならば、令和8年4月1日から令和9年の2月末までとさせていただきたいと考えております。

次に、助成対象事業を表にまとめさせていただいております。

まず、①の第二種免許取得支援事業でございます。こちらにつきましては、第二種免許の取得に要した経費に対し助成を行うというものでございます。

次に、②でございます。乗務員確保支援事業でございます。交通事業者が実施する乗務員確保のための取組に要した経費に対し助成するというものでございます。具体的には求人に関する印刷製本費、そして広告宣伝費等を想定しているというものでございます。

そして、③でございますが、新規雇用支援事業でございます。助成対象期間中に新たに雇用した助成対象乗務員に対し、安定的な雇用または経済的な支援を図るために支給した手当等の経費に対して助成を行うというものでございます。

次に、助成額でございます。助成対象事業者1社当たり100万円を上限として、助成金を支給してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑を。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。2点あります。

予算額400万円に対しまして、何人の乗務員の確保を見込んでいるのかが1点。二つ目が、二種免許取得支援を行った場合、一定期間の就労義務とかの条件があったでしょうか。2点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、この事業におけます運転手（育成）の目標についてでございますが、一般的に、今、対象となる方がもともと持っている免許の種別や経歴等によって当然増減いたしますが、二種免許の取得におおよそ25万円程度かかるというふうに言われております。そのため、1社当たり4人、対象となり得る事業者が市内に4事業者ございますので、この事業で16人の運転手の確保を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございます。免許取得後どれぐらいの期間従事しなければならないかという制限でございますけれども、現時点におきましては、市内で従事していただくという条件は設けさせていただいておりますけれども、何年以上勤務をしなければならないというような条件は今設けていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この1番、助成対象に、1者と、1人の者当たり100万円を上限とすると書いてありますけど、この辺りがちょっとよく分からないですね。生活費が入っているのかなとか思ったり、意味が分からないです。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 1者当たりということで「者」という漢字を使わせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、運転手個人という意味ではなく、事業者、会社に対して上限100万円という形で支給をさせていただくというものでございます。少し表現が伝わりにくくて申し訳ございませんでした。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） るる説明ありがとうございます。一つ気になってるのが、この二種免許とか乗務員の確保支援とかがありますが、申請はどのみちその会社のほうで、こういう所定の書式があって申請をするものなのか、それとも、こちらからそういう何か案内をやるのか。どのような形で手続が進むんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この助成金の支給に関する手続でございますけれども、当然、私どもも交通事業者の皆さんにできるだけ多くこの補助を使って人材を確保していただきたいという思いがございますので、補助金の受付を開始した時点で、プッシュ型といたしますか、関係書類を準備して、1軒1軒事業者さんを回って、まず概要の説明をさせていただきます。

また、最終的に実績額が固まった段階で、申請、実績報告等を行っていただきますけれども、交通事業者さんがどのような施策を講じたことによってより効果的に運転手さんの確保につながったか、こういったものを、できれば横展開してまいりたいというふうに考えておりますので、実績報告時には1年間の取組であったり、成果、そして事業者さんの中で見えてきた課題等を伺うヒアリングなども併せて行わせていただいているという状況

でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 先ほど二種免許を取得するのに大体25万円ぐらいかかるだろうというふうに聞いたような気がするんですけど、1社当たり100万円で、4人ぐらいということで、それだけで100万円になるかなというふうに思うんですが、①から③までの事業に対する助成ということで、これでいったら事業者の手出しが当然出るような気がするんですけども、その辺りはどのように考えてますか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この助成対象事業の欄に掲げております①から③までの取組でございますけれども、これは事業者がどの事業を行った場合でも上限100万円という形で助成をさせていただいているところでございます。

現実的には、事業者によって二種免許を持っていられない方を採用して、その方に免許を取っていただくという会社もあれば、②にございます乗務員確保支援事業を使って、二種免許を持っている方を広く公募といいますか募集をして、採用活動を行われるという事業者、それぞれ事業者によって人材確保の方策が異なっておりますので、各事業者が一番自分のところに合ったものを選んで、適用いただいているという状況です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連するんですけども、そうすると、さっき山本委員の質疑のときには16名充分でられるという話があったんですよね。私、気になったのが運転手不足というのは全国的に言われてて、また高齢化に伴って担い手がいらない、慢性的な人手不足と分かっているんです。ただ、市内で現状、その4事業者とのヒアリングの上で、どれだけ今足りてないというのが分かればイメージが湧くんですけど、その点はいかがですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 厳密に定員が何人で何人足りてないという数字はなかなか示しにくいところではあるんですけども、例えばタクシー事業者であれば、車は20台あるけれども、運転手が10人しかいないから10人空いている、ちょっと遊ばせざるを得ないというような御意見をよく伺うところでございます。

また、現時点では一定の運転手は確保できているけれども、年齢構成を見ると70代が中心で、2年後3年後の事業継続を考えると非常に心もとない、そのための世代交代といい

ますか、後進を育成、採用するような取組が非常に重要だ、こういう御意見を多くいただいているところでございます。

そういう状況でございますので、何人いれば充足するというのがなかなかお示しにくいところではあるんですけども、事業者の皆さんとしては、やはり年齢で採用を区別するのはよくないことかもしれませんけれども、できるだけ長く働ける若い世代の皆さんを多く確保したいという思いを持っていらっしゃるかと伺っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私も最初は山本委員の質問で、1人25万円で最終的には16人の目標というふうに聞いて、でも、それはあくまでも①のところで、例えば③の新規雇用の支援事業で、2行目にある安定的な雇用または経済的な支援を図るために支給者手当等の経費、これっていうのは会社に任せきりの使い方になるのか、あるいはこの経済的な支援に一定の何か枠があって何かこう……。ここが全然分からない。どういう使い方をするのか分からないけど、取りあえず、この業者さんに100万円。この100万円が、①に2人で50万使って、②で募集のために宣伝費に25万使った、残りの25万を③に使ったと、そういう使い方が、この100万円の中でいろいろな使い道があるんだよという内容に読み取れるので、最終16人目標というところには、どういうふうなつながりがあるのかなという。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、助成金の使い方につきましては、辻本委員がおっしゃいますとおり、免許取得のために幾ら使って、その後、ネットのウェブ上の求人広告の掲載に幾ら使って合計で幾らになった、それを100万円を上限としての助成をさせていただいているというものでございます。

また、目標でございますけれども、あくまでも積算上の目標でございますので、二種免許の取得におおよそ25万円かかる、そのために各事業者4人分ずつ予算化をさせていただいたというものでございますけれども、例えば②にございますとおり、②の乗務員確保支援事業、特に求人に関する広告宣伝費でございます。よくテレビCMなど行っております I n d e e d など募集をするとよく人が集まるというような話を聞きますので、今各事業者の皆さんにも横展開をさせていただいておりまして、ここで10万円分の広告で募集をして、1人しか来ないこともあれば3人来ることもあるというような形で、幾ら投資して必ず幾らのリターンがあるというところは申し上げにくいんですけども、積算上は16人

を目標にさせていただいているという状況でございます。

それぞれを組み合わせで最大100万円までを助成させていただいているという状況でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 問題は、③の新規雇用支援事業の内容が非常に曖昧じゃないかなというところなんですよ。ここの文書だけであれば、経済的な支援を図るためにということだけで、例えば保育士さんの家賃補助のような感じになってしまうのか。何に使われるか分からないまま、じゃあ、こういう項目で経済的な支援があるんですよとかいうことであれば分かるんですけど、ここの基準がちょっと曖昧かなと思うんですけど。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こちら文章表現上、辻本委員がおっしゃるように、非常に曖昧な表現になっていて申し訳ございません。

ただ一方で、こちら実際の運用といたしましては、各事業者さんが新規採用をして、うまくお客を集めるといいますか、乗せることができるようになるまでのトレーニング期間などがございますので、その分の所得補償といいますか、通常の給与に加えて四、五万程度、最初の一定期間だけ上乗せをして手当を支給しているようなケースが該当するものと考えております。

また、経済的なところも、非常に辻本委員が危惧される点もごもっともかと思うんですが、一方で、ここで例えば、入社祝い金みたいな形で1人に対して30万円あげますというような形にしてしまうと、事業者さんの御意見を伺うと、結局それ目当てで入ってすぐ辞めちゃうという方が後を絶たなくなりますので、あくまで新規採用社員の当初の所得補償等のためだけに今は運用いただいている状況でございます。

その辺り、交通事業者の皆さんともしっかり連携をして、この助成事業が適正な形で運営できるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 辻本委員と関連ですけども、タクシー事業者の方の離職理由の多分トップって収入が不安定でちょっと低いとか、そういう今言われたような、収入を取れるようになってくるまでの期間もあると思うんですけども、それが一番の理由ということを見ると、さっき辻本委員が言われてたような、例えば、何て言うんですかね、家賃支援みたいな感じ、住居手当みたいな、経済的な支援を図るための手当の経費といった

らそういうものになってくるのかなと思うんですけど、そういったものを中心にといいますか、したほうが長くいてもらえるんじゃないかということと、あと、指導監査というか、何ですか、チェックですかね、その運転手の方に支払ったということまではどういふふうに確認されてるのかな。給与明細とか賃金台帳とか、何かそういったので確認されてるのか、何かそういったのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、従業員の皆さんへの経済的な支援というところでございますけれども、各事業者さんの御意見を伺いますと、ちょっと言葉がよくないかもしれないかもしれませんが、お金で釣るといいますか、お金ありきで人を集めるとどうしても長続きをしない傾向があるという状況のようでございます。そのため、できるだけ労働環境であったり、そういったところに力を置いていきたいというお考えを、事業者の皆さん今は持っていらっしゃるようでございます。

もう1点でございますけれども、2点目のチェック体制でございますけれども、当然、事業者の皆さんにつくっていただいた実績報告書だけということは決してなく、取得をしていたいただいた免許証の写しであったり、実際にどういう形で給与を支払ったかという、そういう証拠書類なども頂いた上で、内容についてヒアリングをさせていただきながら、事業費の確定をしている状況でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、のる一とですね、のる一とが今、昼休みが動かんやない、今言ったようにね。運転士不足で動かないというのは説明を受けたけど、やはりそういうタクシー、第二種免許ですね、それをするために100万円会社にやってるわけやけど、そういう特典にもう一つ、のる一との運転士の確保とかも図ってもらえればなと思うわけよね。今、昼は動かないと言いつたから。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、田中委員から御指摘をいただきました、のる一とのほうの人材の確保も重要ではないかという御意見でございますけれども、田中委員御指摘のとおり、当然一般のタクシー事業者の皆さんも重要ですが、やはり市が業務委託をしております筑紫野のる一とであったりコミュニティバスの運転手、こちらも来年度、またエリアの拡充などを行うに当たりましては、人材の確保などを図っていく必要が当然出てまいりますので、この補助金を効果的に活用いただきまして、市の施策に従事いた

く皆さんもしっかり確保してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと別の視点になるんですけど、ここ2か月ぐらいで福岡市内で2回ほどタクシーに乗る機会があつて、そのときに事業者確保について困ってることを聞いてたんですよ、運転士さんに。そしたら、全然困ってないと、福岡市内のほうはですね。

逆に、何か久留米とかのタクシー会社さんが、福岡のほうまでタクシー走らせて、向こうでいろいろ走らせてるっていう話があつて。（「それはできんよ。久留米はあれが違う」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、~~ちょっと~~じゃあ、それは一旦置いといて、要は、人材が十分なところもあるという中で、例えば20台あつて10台しか稼働していない、これ、例えばプラス10人確保して、じゃあ、20人、20台フルで稼働するようになれば、要はお客さんがいるのかとか、タクシー会社としては万々歳なのかどうか、そうじゃない事情もあるんじゃないかという、何かそういう別の理由で、20台全部フル稼働させないみたいなことはないのかというのを、ヒアリングとかそういうのをされてるかどうかだけ伺えれば。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、20台全て稼働してないのが人員不足によるものだけなのかという御質問についてでございますけれども、こちらについては、20台フルで稼働していないのは人材不足に加えまして、福岡市タクシー協会を中心にタクシーの需給調整を行っております。過剰にタクシーを走らせて、運転手1人当たりの賃金等を調整するというような取組でございますけれども。福岡エリアですね、タクシーはそういう需給調整が法令上求められておりますので、そういう観点で、各事業者所有している車両の何台までしか運営をしないというルールが設けられています。

一方で、それを加味してもまだ余力があるのに、それを担う従業者がいないという実情を地場の事業者の皆さんから伺っているところでございます。

また、インバウンドなどの影響もありまして、博多駅周辺であるとか、西鉄の福岡天神駅周辺であるとか、一部地域では非常に景気がいいんだというようなお話も確かに伺いはしますけれども、それが福岡都市圏エリア全体に及んでいるとはなかなか言い難い状況にあるというふうに認識しておりますので、本市としては、国の交付金を活用して、このような取組を継続してまいりたいと考えています。

○委員長（上村和男君） 赤司泰一委員。

○委員（赤司泰一君） 先ほども山本委員からも質問がありましたとおり、第二種の免許支援事業について、要するに、何て言ったらいいかね、今この単年度予算の中で400万使って、今ずっとお話の中で、確保、確保という話なんやけど、やっぱりどう考えても、これを定着させなくちゃいけないというところを目標として使っていかないけないと思っているんです。

と考えたときに、やっぱり民間のタクシー会社も今自社で、もちろん補助金とか使ってから、雇用で、タクシーの補助、二種免の補助とかを募集してやっている。でも、そこには条件があって、必ず3か月あるいは半年ぐらいの、これは会社によっていろいろ違うと思いますけど、それで条件づけをしてると。まして言えば、返還、そういったところもついていますので、400万使ってこの確保をどうやって生かしていくかというところに僕は意味があると思うんで、やっぱり条件というものをもう一度ちょっと整理して。ただ会社に100万やって確保してくださいじゃなくて。いろんな会社がありますから、そういう条件づけというのは僕は必要じゃないかなというふうに思っています。いかがですか、それは。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 私どもといたしましても、当然、補助制度を使って確保、育成をした運転手の皆さんには、可能な限り末永く市内で頑張っていただきたいという思いは持っております。赤司委員がおっしゃるとおりかというふうに考えております。

ただ一方で、今回こちらの事業につきましては、国の物価高騰対応重点支援交付金を活用しておりますので、どうしても単年度で完結をさせないといけないという制約がございます。そういう国の交付金上の制約と、事業者の皆さんがどのような形であれば運用できるかというところを、今年度につきましても事業者の皆さんと様々ヒアリング等させていただく機会がございますので、事業者の皆さんとも協議しながら、どういう方法が取れるかという点を、しっかり考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） これで質疑を打ち切ります。

次に移ります。高齢者運転免許証自主返納等支援事業、事業内容に移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 続きまして、高齢者運転免許証自主返納等支援事業、事業内容についてでございます。

事業の予算額でございますが、380万1,000円を予定しております。特定財源として県補助金であります高齢者運転免許証自主返納等支援事業補助金の充当を予定しているところでございます。

次に、事業の目的でございますが、運転免許証の自主返納等を行った70歳以上の高齢者に交通系ＩＣカード等を支給することにより、運転免許証返納後の移動支援を図るという事業でございます。

次に、事業の内容でございますが、運転免許証を自主返納もしくは更新せず失効した人が必要書類を添えて申請することにより、以下の支援品の中から一つを支給するというものでございます。

まず、対象となる方でございますけれども、令和２年４月１日以降に運転免許証を自主返納または更新せずに執行された方、そして２点目が、自主返納または執行日において70歳以上である方、そして３点目ですが、自主返納または執行日において市民でかつ申請日においても市民である方、これを満たす人は対象とさせていただいているところでございます。

次に、支援品でございますが、①から③までございまして、コミュニティバス回数券、御笠自治会バス回数券、交通系ＩＣカード、それぞれ１万円相当額、コミュニティバスにつきましては端数の関係で１万50円とさせていただいてますが、これを支給させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 予算額の積算根拠と県の補助金の上限は幾らになっているかと、あと、市内の70歳以上の事故の件数と全体の割合を把握しているか。のる一について支援品に入れてない理由をお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 予算の積算根拠でございますが、この事業により支給をしております支援品がそれぞれ約１万円でございますので、380人分ということで積算をさせていただいています。

次に、県の補助金の上限でございますけれども、県の補助金につきましては、対象経費の２分の１という補助割合が設けられておりますが、一方で、１人当たりの上限額が

2,500円、いわゆる5,000円の支援品に対して最大2,500円を補助するという制度になっておりますので、本市の場合、こういう支援品1万円相当で設定をさせていただいておりますので、実質は4分の1程度、県費の補助を見込んでいるという状況でございます。

次に、高齢者の事故件数でございますけれども、申し訳ございません、直近の数字は現時点では持ち合わせていない状況でございます。

もう1点、のる一とを支援品に入れていない理由ということでございますけれども、のる一につきましてはn i m o c aで乗車いただけるようになっておりますので、n i m o c aを御利用いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移ります。

ホームページ管理・運営事業、委託内容、増額理由です。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ホームページ管理・運営事業、委託内容、増額理由について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが、640万9,000円を見込んでおります。主な特定財源として地域未来交付金を想定しているところでございます。

次に、事業の目的、内容でございます。本市の行政や観光イベントなどの情報発信を行うため、筑紫野市公式ホームページを作成・編集するシステムの管理運営等を行うものでございます。

市ホームページのページの作成・編集そのものは市職員が行いますが、その際に使用するシステムの管理運営を行う事業となっているところでございます。

次に、委託の内容でございます。まず、①ホームページ保守委託料でございます。市公式ホームページを作成・編集するシステムの保守業務等を委託するものでございます。

次に、②でございます。こどもの居場所ポータルサイト作成業務委託料でございます。こちらにつきましては、子育て環境の充実強化や各種団体の活動の活性化などを図るため、市や地域、団体等の施策や取組を集約・発信するこどもの居場所ポータルサイトというものを新たに作成したいというふうに考えておりますので、この作成業務等を委託するものでございます。

次に、3点目でございます。オンライン手続ポータルサイト作成業務委託料でございます。内容といたしましては、オンライン手続の利活用を促進し、市民の利便性向上や市民生活の充実を図るため、オンライン手続を1か所で確認できるオンライン手続ポータルサイトというものを新たに作成したいというふうに考えておりますので、この業務の一部を委託したいというものでございます。

次に、令和7年度予算からの主な増額理由でございます。こちらにつきましては、こどもの居場所ポータルサイト、そしてオンライン手続ポータルサイトの作成に係る経費を新たに計上したことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。2点あります。

このこどもの居場所ポータルサイト、334万円ぐらいになっていますけれども、イベント情報とか、子どものイベント情報とかっていったら、結構頻繁に情報更新されていくことになるのかなと思うんですけど、この更新作業もその委託費の中に入ってるのか、どこかの部署がして、それを随時更新していくような形になるのかが1点と、もう1点は、オンライン手続ポータルサイトですが、どのようなものがオンライン手続、新たにできるようになるのか、2点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、こどもの居場所ポータルサイトの更新についてでございますけれども、今回計上しております経費の中には、更新に関する経費というものは含んでいないところでございます。

ただ一方で、山本委員がおっしゃいますとおり、子どもに関する取組ですね、毎月毎週様々なものが展開をされておりますので、極力更新に負荷をかけずに、頻繁に更新できるようにしたいという思いは私どもも持っております。そのため、基本的には市が取り組みます様々な取組に関しては、今、市のホームページには随時掲載をさせていただいておりますので、市のホームページにその情報を掲載した際、併せて、このポータルサイトにも変更内容、新規に追加した内容が反映されるような仕組みというものが導入できないか、今、その方向で調整をしているところでございます。

2点目のオンライン手続のポータルサイトでございますけれども、こちらにつきまして

は、現在、既に行っております取組といたしまして、子育てや介護に関するワンストップ的な手続き、さらには上下水道の開始、廃止等の手続、また最近ですと、電子図書館であったり今作業を進めております公共施設の予約など様々な手続を、オンライン申請で処理できる環境が徐々に整いつつある状況でございます。

一方で、そういう各オンライン手続でございますけれども、例えば水道の開始、停止の手続であれば、市の上下水道に関するページのところに掲載をしておりますし、本の電子図書の貸出し等の手続については、教育、図書館のページに掲載しているというような形で、オンライン申請ができる手続もそれぞれのページにばらばらに掲載をされております、なかなか市民の皆さんに気づいていただけていない状況があるものというふうに捉えております。

そのため、オンラインで処理できるものを1か所にまとめて、今はこの手続をしているんだけれども、実はこの手続もオンラインでできるようになってるんですよとお示しし、一つに集約することで、オンライン申請の利用促進、そして市民の皆さんの利便性向上、こういったものを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） まず、こどもの居場所ポータルサイト、サードプレイスが見える化できるということで大変心強く思うところなんですけども、先ほど言われてたホームページを更新したら、このポータルサイトが連携して更新されるようになるということだったんですけども、母子手帳アプリとの関係はどうなるのかなと思って。そっちも連動するのか、それは別に、居場所の遊び場のとか、何かこう、何かそういうのとかそっちにたしか入ってたんじゃないかなと思うんですけど、その点がどうなるのかっていうのと、このオンライン手続を新規に確認できるポータルサイトの作成をするっていう、この後のところでもDXのところ、ノーコードツールとかk i n t o n e とかの活用とかも出てくると思うんですけども、その切り分けというか、そういうのがどうなってるのかなというのを御説明いただければと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、母子手帳アプリ上に掲載している情報も反映することができるのかという御質問でございますけれども、基本的には、母子手帳アプリ上で紹介している情報というものも、ほぼほぼ市のホームページに掲載をしているものが多いのではないかとこのように考えておりますので、一定カバーできるのではないかと考えて

いるところでございます。

ただ、実際に母子手帳アプリ上の情報とリンクをできるかどうかというところは、今後研究させていただいて、可能なようであれば、その方向も検討してまいりたいというふうに考えております。

また2点目でございます、オンライン申請ポータルサイトの具体的な運用のイメージのようなものかと思えますけれども、後ほど説明をいたしますノーコードツールなどを用いまして、今、各課、各担当職員がオンライン申請ができるようなフォームをつくれる環境というものを整えつつあります。

ノーコードツールによりまして、各課がこれからどんどんオンライン申請のほうもつくっていくということになります。それらをこのポータルサイト上に集約することによって、一元化といいますか、この手続もオンラインでやっていただいて、ポータルサイト上でほかの手続もオンラインでできるんだということを市民の皆さんにしっかりお伝えをして、皆さんの利便性の向上を図ってまいりたいというものでございます。

ノーコードツールでつくって、それを集約して、市民の皆さんに広く紹介する、そういった形で促進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員、ここまでにします。

○委員（前田倫宏君） 今回新しくポータルサイトを作成されるというところですけども、ちょっと前に多分、魅力のポータルサイト、最近まで私も存じ上げてなかったんですけども、ポータルサイトがどんどん増えていっている。さっき一元化という話もありましたけど、LINEとかも今登録者が、多分、一番市の媒体としてホームページとかよりかはそういった部分が見やすかったりしますけど、新たにこども居場所ポータルサイトを構築して、ホームページなのかLINEなのかそれも全部連動するのか、そういったのを展望をお聞きしたい。

要は、ポータルサイトが多くなって、何か逆によく分からなくなっているような気もしてて、そこは整合というか整理をどうされるのかと、お伺いしたいなと思いました。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、基本的には、今回ポータルサイト二つ提案をさせていただいておりますけれども、こちらについては市のホームページと連動して運用していくものになってこようかというふうに考えております。

こちら、自治体のホームページの特性とも言われておりますけれども、民間企業などが

提供するホームページと比べまして地方公共団体が作成をするホームページは非常にページ数も多くなっておりますし、そのページ数が多くになっているがゆえに市民の皆さんが求めている情報になかなかとり着けないという点が非常に課題であるというふうに認識しております。

そのため、子どもであったり、オンライン申請というような形で、一定くくりを設定することで、その情報を必要としている皆さんに強力に発信をしていくという取組は効果があるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかないですね。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） L I N E の例で言いますと、基本メニューから子育て情報とあります、タグが。そういったのに載せたら、何かこう、またある意味、そういった部分が、ホームページをわざわざ見ますかねというところもあって、私は基本的に。だから、今既存のものを何か活用できないのかなと思ったんで、質疑したところであったんですけど。

市のホームページに掲載して、タグか何かあるんですか、イメージ的に。そこをタッチすると、こどもの居場所関連のイベントであるとか、団体の施策、取組とかを周知されるということですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） このこどもの居場所ポータルサイトのイメージでございますけれども、細かな内容はこれからしっかり検討してまいりたいと考えておりますが、大きくは市民の皆さんに、子育て関係のイベントがいつどこで開催をされているのかというカレンダー的な機能ですね、それと、マップ的な機能をこれをぜひとも設けたいというふうに考えております。

現在は、こども部が所管する事業であったり、生涯学習課が所管する事業であったり、縦割り行政と言われてしまうかもしれませんが、なかなか情報が集約、一元化をされていないという状況でございますので、それをサブサイト上で、しっかり集約をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、委員御指摘の L I N E との連動などにつきましても、L I N E のメニューについても、そのメニューから市のホームページにリンクを張っているものなどたくさんございますので、より多くの皆さんに必要な情報をお届けできる手法というものを、関係各課と

ともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、次の議題に移りますので、質疑を終わります。

自治体D X推進事業、事業内容、減額理由について説明願います。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　それでは、自治体D X推進事業、事業内容、減額理由について御説明を申し上げます。

まず、事業の予算額でございますが、1,699万9,000円を見込んでいるところでございます。

次に、事業の目的でございます。デジタル技術を活用することにより、住民の利便性向上や業務効率化による行政サービスの向上を図ることを目的としております。

次に、事業の内容でございますが、大きく3点ございます。

まず、①でございます。情報系ネットワーク、リモートアクセス環境検証業務でございます。こちらにつきましては、市職員が出張時や現場作業時などの庁舎外であっても、安全に業務環境にアクセス可能となる環境を整備することによって、効率的な働き方の検証を行うという取組でございます。

次に、②でございます。窓口D X支援システム等導入業務でございます。窓口の利便性向上と職員の負担軽減を実現するため、窓口業務のB P Rと併せまして、窓口の混雑状況案内等が可能な窓口番号発券機を導入したいというものでございます。こちらについてでございますが、現在マイナンバーカードの普及やコンビニ交付の利用促進、さらには窓口の混雑緩和を図るため、来年度、この事業とは別の事業でございますが、庁舎内に住民票などの証明書を発行できるマルチコピー機、キオスク端末を設置することができないか検討を進めております。これに併せまして、窓口混雑状況の案内、さらには発券後、順番が近づいてきたらメールでお知らせする機能、こういったものを備えた新たな番号発券機を導入したいというものでございます。

次に、③でございます。D X推進人材育成研修実施業務でございます。こちらにつきましては、デジタル技術などを活用した業務改革に積極的に取り組むことができる市職員を育成するため、ノーコードツール、生成A Iツールを導入するとともに、業務改革を実現するためのツール活用研修を実施するというものでございます。

下側の表に、令和8年度予算の内訳をまとめさせていただいているところでござい

す。

次に、令和7年度予算からの減額理由でございます。これにつきましては、書かない窓口等の窓口業務改革を実現する窓口支援システムの導入時期の調整、こちらについては、令和9年度以降に導入する方向で今調整をしているものでございます。

これに伴いまして、令和7年度予算で歳出予算を計上しておりました窓口支援システム導入業務委託料を債務負担行為として計上したことにより、減額が生じたものでございます。

当初の予定では、令和7年度から8年度にかけまして、窓口D Xのための窓口支援システムを導入することを計画しておりましたが、事業者のマンパワーの問題により、最短でも令和9年度からでなければ導入が困難ということとなりましたので、令和8年度中にシステムの機種を選定などを行い、最短令和9年度から導入作業に取り組むことができるよう、今回歳出予算ではなく、債務負担行為として予算を設定させていただいたことにより、歳出予算の減額が生じたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 自治体D Xを推進してるというのは非常にいいなと思ってたんですけど、主には③のD X推進人材育成の研修のところでお尋ねしたいんですが、市職員を育成するためということで、大体、市職員全員が対象の研修をするのかということと、ノーコードツールについて非常に興味があって、実は、所属してるというか、コミュニティで部会なんかで活動してるときに、必要な書類をつくる、何ていうかね、フォームをつくりたいなと思ってノーコードツール、k i n t o n e なんかテレビでやってるのを見ると、こういうのでつくれるんだったらつくりたいなというところで、これは職員だけの研修なのか、あるいはコミュニティの職員も含めて、事務の方も使えるようにしていただけるのか、コミュニティのね、事務の効率化のために必要ではないかなという意味でお尋ねするんですが、大体、この研修は誰が対象でどれぐらいまでが受けられるものなのかということですよ。

こういった使用料が649万9,000円と上がってるんですけども、A I ツールと二つね。この使用料の使い方の範囲というのは限定されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、職員研修の範囲でございますけれども、執行部といたしましても、D Xの時代に適応できる職員の育成というのは重要な課題だというふうに捉えておりますので、これまでも管理監督職員から新規採用職員まで、幅広くD Xに関する研修などを展開させていただいているところでございます。

今回ノーコードツール、そして生成A I ツール、新たに導入をすることとなりますので、まずは、各課に配置をしておりますD X推進リーダーとして各課のD X業務を率先して取り組む職員選定することとしておりますので、D X推進リーダーを中心に研修を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、地域活動の活性化、効率化のために、地域への展開等も検討すべきではないかという御意見でございますけれども、その点につきましては、地域活動を所管しておりますコミュニティ推進課とも協議をして、どういった方法が取れるのかというところを、今後議論してまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点、使用料の使い方というところでございますけれども、ノーコードツール、生成A I ツール等を導入する際には、ライセンスといいますか、1ライセンス当たり幾らというような形で使用料を支払う必要が生じてくるものでございます。

例えば、生成A I ツールであれば、80ライセンス程度を導入すれば、おおよそ300万程度になるというふうに見込まれておりますので、それらを積算させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点伺います。まず、市民の利便性がどう変わるのかっていうのがちょっと分からないので教えていただきたいんですよね。というのが、書かない窓口等に関しては令和9年度以降導入なので、そういうときに今の既存の市民が来られての様々なサービスが9年度以降開始されると思うんですけど、今、行かない、そもそも行かない窓口とかですね、いろいろと国も提案してて、だから、そういうのが今、市としてどう変わってるのか、今の令和7年度と比較して令和8年度はどう変わるのかと分かりやすく説明していただきたいというのと、ノーコードツール、生成A I ツールを導入することで業務改革を実現するということなので、要は、単純に今まで担っていた業務の時間が、これを使ってこうだから削減されるとか、残業代が削減されるそういった効果というものを、

もう少し教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、市民の利便性の面でこういった効果が期待できるのかという点でございますけれども、特に市民の皆さんに対しましてはこのノーコードツールが非常に大きくなってこようかと考えております。ノーコードツールを用いますと、市民の皆さんが、例えば各種の申請であつたり届出などを行う際の申請フォームなどが、プログラミング等の特別な知識がなくとも様々な職員が容易につくることができる、環境を整えることができます。これをうまく活用することで、市民の皆さんがわざわざ市役所に来なくても、夜でも休みの日でもオンライン申請ができるような諸手続を、このノーコードツールを効果的に活用すれば大幅に増やすことができるものというふうに考えています。そういった点で市民の皆さんの利便性が向上しますし、そういう手続が増えることによって、必ずしも市役所に行かなくても用事を済ませれるという方が出てくる点は大きなメリットではないかというふうに考えているところでございます。

また、2点目の業務の効率化、働き方改革の点でございますけれども、生成A I ツールをこれから本格的に導入といいますか使い始めることになりますので、どれほどの効果を生めることができるかというのは、今後しっかり検証していく必要があると考えておりますが、生成A I を効果的に活用すれば、単純な反復業務であつたり定型の業務など、人の手をあまり介さずとも処理できる領域というものが非常に増えてくるのではないかと考えております。

そういうふうに極力人の手をかけなくてもいい分野をつくりつつ、一方では、今後福祉部門で取り組んでおります重層的支援体制のように、相談業務などどうしても人じゃないとできない分野というものが出てまいりますので、そこで浮いた人手をそういう人の手が必要な分野に回していく、そういう全体的な最適化というものをこの取組を通して目指してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はいいですね。二人手を挙げているから指します。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、さっきの生成A I は80 I Dで300万ぐらい試算できるということだったけど、ノーコードツールのライセンスは市役所関係者でないと使えないようなI Dのままなのか、幾つか地域にもね、コミュニティにもばらけて使えるような計算ができるのか、それはこれから考えるということだったんですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ライセンスにつきましては、今想定しております契約では、法人である市の職員でないと使えないものになってくるかと考えております。

また、今後検討させていただきたいと申し上げましたのが、地域の皆さんにこういうツール等を御利用いただくための研修等でございますけれども、その研修につきましても、私どもとしては市職員を対象とした研修などを今企画しておりますので、またコミュニティの所管等とも協議をして、どういった方法が取れるのかというところを検討してまいりたいという趣旨でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司泰一委員。

○委員（赤司泰一君） いや、財源の話なんです。ここの事業だけじゃないんですけど、特に国の交付金とか、要するに、いろいろ存在してると思うんですけど、活用について検討されたかどうかということをお伺いします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 国の交付金でございますけれども、今、名前がいろいろ変わっておりまして、デジタル関係の交付金として地域未来交付金という制度が設けられているところでございます。

当然、私どもも自主財源に加えまして、国県補助金という財源は非常に重視をしておりますので、積極的に活用を図ってまいりたいと考えているものでございます。

この、今御説明申し上げました自治体DX推進事業については、例えばこのあくまで検証であったりツールの導入等でございますので、なかなか交付金の要件にはそぐわないのかなというように判断をしておりますけれども、少し前に御説明申し上げました、例えばホームページ管理運営事業、こどもの居場所ポータルサイトを想定しておりますけれども、市民の皆さんを対象とした施策であれば、こういう交付金を十分に活用することができますので、地域未来交付金に、手を挙げさせていただいているという状況でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、質疑を終わります。

次に移ります。

ふるさと応援寄附金納付促進事業、事業内容、歳入歳出状況に移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、ふるさと応援寄附金納付促進事業、事業内容、歳入歳出状況について御説明を申し上げます。

事業の予算額でございますが、4億7,030万4,000円を予定しております。

事業の目的、内容でございますが、ふるさと応援寄附金の納付を促進することで寄附金による自主財源の確保を図るとともに、謝礼品を発送することによる市内事業者の活性化を図るものでございます。

次に、予算の概要については表にまとめさせていただいております。

まず、1節報酬、3節職員手当等、8節旅費でございますが、これらにつきましては、会計年度任用職員の任用に関する経費でございます。報酬として197万3,000円、期末手当・勤勉手当として76万6,000円、費用弁償として6万6,000円を計上させていただいております。

次に、10節需用費でございます。こちらは封筒等の印刷製本費でございます。77万7,000円を見込んでおります。

次に、11節役務費でございます。手数料でございますが、ポータルサイトの利用料、そしてクレジットカード決済手数料等を計上したものでございます。6,749万6,000円を計上しております。

次に、12節委託料でございます。受付配送業務委託料等でございます。謝礼品の調達、そして謝礼品の配送に関する経費等を上げさせていただいております。3億9,922万6,000円を計上しているところでございます。

次に、過去10年分の歳入歳出状況でございます。

歳入歳出につきましては基本的に増加基調で推移をしております。平成27年度は歳入が4,963万9,000円、歳出が1,306万2,000円でしたが、令和6年度には歳入が9億5,800万、そして歳出が4億3,300万にまで増加をしているという状況でございます。

ただし、令和7年度につきましては、まだ確定をしておりますけれども、年末から年明けにかけての寄附の伸びがあまり見られておりませんので、寄附金額は令和5年度は上回るが令和6年度は下回るような水準で推移をするのではないかというふうに見込んでおります。

次に、今後の取組でございます。寄附金額の増加を図るため、今年度開催をいたしました事業者説明会では、ポータルサイト運営事業者の実務者を招聘いたしまして、近年のト

レンドやそれを踏まえたマーケティング手法等のノウハウの普及に努めたところでございます。

2回の説明会を通して計29事業者が参加をして、うち5事業者が新規事業者であるなど一定の効果が認められましたので、次年度以降もこのような効果的ノウハウ普及啓発のための取組を継続したいと考えております。

次に2点目でございます。「また」以下でございますが、寄附金額のさらなる増加や魅力的な地場産品の発掘、育成を推進するため、令和8年度にはマーケティングや効果的なプロモーション等のノウハウや返礼品開発に強みを有する中間委託事業者をプロポーザル方式により公募し、選定することとしたいと考えております。また、広告費を増額し、積極的かつ戦略的な広告、プロモーションの展開を計画しているというものでございます。

福岡県内の動向を見てみますと、飯塚市や新宮町など一部の上位団体については、冷凍ハンバーグなどの独自の返礼品を有しているという状況でございます。一方で、その他の団体につきましては、県内産の明太子など、県内自治体が共通して取り扱える謝礼品が主力となっているという状況でございます。

多くの団体が同じ商品を展開しておりますので、その中で差別化を図るためのストーリー性を持った広報プロモーション、こういったものを強力に推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 大きく2点、お伺いします。

一つが、令和6年からちょっと下回る予想ということで今後、いろいろ差別化を図っていくのは難しい中で、本市でやってるシティブランディング等の兼ね合いで、何かどういうふうに今後具体的に打ち出していく予定なのかみたいなのがあれば伺いたいのが1点と、2点目が、過去3年分ぐらいでいいんですけど、令和6年は4億3,000万の歳出に加えて、出ていくほうの控除額を足しても黒字だったというふうにたしか伺ってたと思うんですけど、控除額の推移が令和5年からどれぐらい、多分、歳入も増えてるんで控除額も増えていってると思うんですけど、増えていつているのか。

結局そこと歳出、今回でいうとこの4億7,000万を足した額がまた歳入を下回ったらまた赤字化していくと思うんで、そこら辺を踏まえて何でしょう、令和8年度予算はちょっと

と難しいと思うんですけど、立てているのかどうか。その辺りを伺えたらと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、今手元にある数字が令和6年の控除額でございますが、約3億4,855万6,179円でございます。こちらが令和6年の控除額でございます。

一方で、今回歳出予算といたしましては、寄附金額がおおよそ9億5,000万弱程度になることを想定しての歳出予算計上させていただいておりますので、仮に控除額が今のような動向で推移をした場合は黒字化を狙える額を予算化させていただいているという状況でございます。

それと、もう1点でございますけれども、今後、他団体と差別化を図っていくためにどのような形でプロモーションを展開していくのかという御質問でございますけれども、ふるさと納税は増えてるところもあれば減ってるところもあり、うまくいってるところもあればうまくいってないところもあるという状況でございますけれども、寄附を伸ばしていくためには、継続的なプロモーションというものが非常に重要ではないかというふうに考えております。

寄附が伸びている団体については、法制度上それが妥当なのかというところはあるんですけども、広告費などを一定充当して長期的なプロモーション戦略を展開しているところが多いように見受けられますので、法や予算が許す限り、そういう息の長い広報戦略を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） このふるさと応援寄附金に関して寄附金をずっと増加されてますよね、ずっと基金に積み上がってて。今までも投資ですね、市から産業を活性化させるための新たな商品開発とか、投資したらどうかという話もあったかと思います。そこら辺の考えを地場産品の発掘とか生かしていけないかというところと、あと、たまたま先日、ふるさとポータルサイトに関する事業者さんと話しまして、返礼品で今全国的に何が多いですかという話をしたら、今年はお米が多かったと、物価高騰ですね。その次は牛肉だったと。宮崎県、九州でいうなら都城が牛肉をブランド化してやってて。だから、一応前も、これ別の課ですけども、博多和牛の補助金というか前あったと思うんですね。そういった部分で、筑紫野市にもそういった部分、博多和牛とかも対象に、返礼品のですね、なかなか難しい部分あるかもしれませんけども、そういった部分の投資とか、ここも展望で

きないかと思ってるんですが、その点いかがですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、地場産品の発掘、育成という点でございますけれども、そちらにつきましては前田委員がおっしゃるように、市としても重要な課題であるというふうに捉えているところでございます。

一方で、幸いなことにと申しますか、今後私どもも大いに期待をしているところでございますが、市商工会におきまして、地域の特産品のブランド化を進めようという動きが今取られておりますので、商工会の取組としっかり連携して、地場産品の育成強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、2点目の博多和牛であつたりお米等でございますけれども、こういったものを謝礼品として生かしていくべきではないかというところでございます。

まず、博多和牛につきましては、三宅牧場様などにも御協力をいただいて、謝礼品として既に出品をさせていただいているという状況でございます。

一方で、今後検討しなければならないというふうに考えておりますのが、今、前田委員がおっしゃいました、近年米の価格高騰の影響なども受けまして、謝礼品として米が選ばれるケースが非常に増えているという状況でございます。

ただ一方で、ふるさと納税ですね、ポータルサイトなどを見ますと、ほぼほぼ通販サイトと同じような形で謝礼品が掲載をされているという状況でございますので、1万円の寄附をしたときに今何キロの米が来るのかという、そういう着眼点で、残念ながら寄附者の皆さんは商品を選ばれているという状況でございます。

そういった面で、これは自治体を使う単語ではないかもしれませんが、価格競争力と申しますか、そういう選ばれる謝礼品になるためには、少しお特に見せる工夫であつたりそういったものも必要になってくようかというふうに考えておりますので、その点、商工会であつたりJAの皆さんとも連携をしながら、うまく見せることができるような商品、そもそも提供いただけるかどうかというところも含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 様々な諸事情があるということは理解はいたしました。

ただ、全国的なニーズに対する分析、事業者さんもそうやって分かってるので、それが筑紫野市に何かこれじゃあできないかとか、飯塚の例でいうと、ハンバーグとかいろいろ

加工食品ですけどもあったと思います。それぞれその自治体がブランディング化していく。市がそういったものをやっぱり研さんしていただいて、筑紫野市ならこれならいけるっていうものを、ぜひ今後、基金の活用も含めて、ぜひ前向きに考えていただけたらいいのかなと思いますけど、よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移りますが、あらかじめお断りしておきます。

予定していることからすると、大体1時間ちょっとぐらい遅れていますので、終わりの時間を少し、あらかじめ延長するということを御了解いただいております。

じゃあ、議案審査を進めるために、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決しました。

企画政策部の企画政策課、56ページ、筑紫野市総合計画策定事業、事業内容についてに移ります。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 筑紫野市総合計画策定事業の事業内容についてでございます。

事業の予算額でございますが、440万円を見込んでおります。

次に、事業の目的、内容でございますが、現行の第七次総合計画の計画期間が令和9年度末まででありますので、令和8年度から令和9年度の2か年で次期総合計画を策定したいというものでございます。

令和8年度につきましては、人口推計をはじめとした統計分析等の業務の一部を委託することとしているものでございます。

次に、大まかなスケジュール、策定の進め方のイメージを、下の表にまとめさせていただいております。

まず、令和8年度でございます。令和8年度の上半期には、成果指標の分析など、現行総合計画の中間評価を行いたいと考えております。また、令和8年度下半期につきましては、市民アンケート、そして将来的な人口推計などを行った上で、これら市民の御意見、

満足度、そして統計データなどを参考としながら、施策・基本事業の体系の検討を進めてまいりたいと考えております。

そして、翌令和9年度でございます。まず、コミュニティ単位の説明会などを通じて市民の御意見を伺いながら、重点的に取り組むべき分野を検討するとともに、市民アンケートなどを基に、各施策の目標値などを検討し設定したいと考えております。

そして9月以降でございますが、総合計画審議会及びパブリックコメントを通して、有識者や関係団体そして市民の意見を伺った上で原案を策定し、12月議会に提案をさせていただくことができないかと考えているところでございます。

また、スケジュール上でございますが、前回の例に倣いまして、あくまでも予定として総合計画の特別委員会を掲載させていただいておりますが、具体的な進め方につきましては、別途協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 今年度から総合体育館の検討の加速が示されていますが、次期計画にどのように位置づけられるのか、今分かる範囲で大丈夫ですのでお答えください。

あともう1点、議会のこども館の提言はどのように位置づけされるのかも併せてお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 総合計画にそれぞれの施策をどのように位置づけていくのかというところでございますけれども、まず、これから今の総合計画の進捗状況の評価などを行ってまいりますので、具体的にどういう内容にするのかというところは、今後検討させていただきたいというふうに考えておりますが、仮に具体的に取り組むとなれば、総合計画は市の最上位計画でございますので、当然何がしかの位置づけをして、方向性を示した上で、施策を展開する必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。要望は出してありますので、まだそこまでいかないそうですから、どっかで議論してください。

じゃあ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次へ行きます。

公共施設照明ＬＥＤ化事業、事業内容に移ります。これは何かやったような気がしない。

どうぞ、説明願います。

○企画政策課長（中尾泰明君） 続きまして、公共施設照明ＬＥＤ化事業の事業内容についてでございます。

事業の予算といたしまして、2,639万8,000円を見込んでおります。

次に、事業の目的、内容でございます。蛍光灯生産終了への対応や脱炭素化の促進、電気料金の縮減、維持管理業務の省力化などを図るため、後ほど説明いたします対象施設の照明器具を、リース方式によりＬＥＤ照明器具に更新したものでございます。

令和６年度に施工完了いたしまして、リース期間を令和６年度から令和16年度までと設定をしているものでございます。対象施設につきましては記載のとおり、生涯学習センターから公園灯、街路灯までの一連の施設でございます。

次に、ＬＥＤリース料でございますが、12か月分で2,639万8,000円を見込んでいるところでございます。

次に、今後の取組でございます。ＬＥＤ化未実施の施設のうち、施設規模が大きく、点灯時間が長いなどのリース方式によるＬＥＤ化のメリットが大きいと見込まれる施設、具体的には小中学校やカミーリヤなどを想定しておりますが、これらについて、令和９年度施工完了、令和10年度リース開始を目途といたしまして、令和８年度中に公募型プロポーザル方式により事業者の選定を検討してまいりたいと考えているところでございます。

そのため、この事業に加えて、新たに令和８年度からを期間とした限度額２億3,195万円の債務負担行為を予算としての提案をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明がありました。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。このＬＥＤ化による電気料金の削減効果はどのぐらい考えてありますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 電気料金でございますけれども、電気料金の金額でお示

しをいたしますと、電気料金が上がったり下がったりということでなかなか比較をしづらい状況でございますので、電気の使用料という観点からの御説明を申し上げたいと思いますが、現時点で試算をしております中では、おおむね6割から7割程度、電気使用量を縮減できるのではないかと見込んでいるところでございます。

ただ、こちらについてはプロポーザルで提案を募りたいというふうに考えておりますので、より費用対効果に優れた提案を受け付けたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点あって、今の坂口委員とちょっとかぶるかもしれないんですけど、電気料金の削減効果、今、六、七割と言われたんですけど、リース料を比較した場合と何か財政効果って分かるのかなというのが1個と、LEDの照明って大体寿命が15年ぐらいかなと言われてるみたいなんですけど、耐用年数は10年ですよ。その関係をどのように考えているのか、二つお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、リースによる費用対効果と申しますかコスト的なメリットでございますけれども、新たなLED照明を導入することによりまして、電気料金を現状よりも縮減できるものというふうに見込んでおります。その縮減した電気料金の枠内でリース料金を負担することができますので、おおよそ現在の電気料金の額、それと照明器具の修繕費用等の枠内です、機器を更新することができる点がメリットではないかというふうに考えております。

また、耐用年数といいますかリース期間でございますけれども、今回も10年間を予定しておりますので、この10年間につきましてはリース物品ということもございまして、動産総合保険の加入などを義務づけた上で、10年間はリース事業者のほうで責任を持って維持管理を行うところまでこのプロポーザルで提案を募りたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 今回、約10の項目をLED化されるということですが、これ、LED化が未実施の施設というのは、じゃあこの10項目を済ませば、あとどれぐらいの割合で残るものなんでしょうか。何項目が幾つあるかっていう割合が、全施設のうち。

○委員長（上村和男君） カミリーヤも入っていないんじゃないか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 市の公共施設でございますけれども、おおよそですね、極端な話、墓地など細かなものを含めると200程度でございますけれども、そのうち電気使用量が多い上位30施設などを、今回令和6年度のリース、そして今後検討しているリースでカバーをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただ、学校などにつきましても、今後近い将来、大規模改修・中規模改修などが見込まれている施設については、リース物品が施設内に残りますと改修工事の妨げになるおそれもありますので、そういった近い将来、改修等が見込まれている施設は除外すべきだというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員、そして最後が辻本委員で終わります。

○委員（八尋一男君） 環境基金を繰入金となっていますけど、これの環境負荷低減、要はCO₂の削減はどういう算出をされてますかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） CO₂の算出効果でございますけれども、先ほど坂口委員の御質問にもお答えしましたとおり、そもそもエネルギーの使用量を6割から7割程度、大幅に削減できるものと見込んでおりますので、申し訳ございません、CO₂の量での換算はまだ、今後検討してまいりたいと考えておりますが、電気使用量そのものを削減する取組でございますので、脱炭素に関する効果も非常に大きいものというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） いや、八尋委員と同じで、ここに、事業の目的のね、最初に、脱炭素化の促進と電気料金の削減という大きく二つ書いてあるので、6から7割削減で電気料金というか、電気使用量を削減できるというところの説明だったんで、やはり気になるのはCO₂はどれぐらいなのか。そっから逆算して本当は計算できるはずなので、それも示していただければ、より何かこう、目的がはっきりするのかなと思ってます。それはあれですけど。

これ今年度、さっきも今年の財政計画の中に、脱炭素化推進事業債の延長拡充ということで、本当であれば、公共施設等へのLED照明導入のための改修に交付税措置、地方債の充当と交付税措置があるっていう制度と比較した場合ですよ、財源として今のところ環境基金を使ってるけれども、もしかしたら、国の今回の脱炭酸化推進事業債を活用すれ

ば、いいところ、何か使えるものがあるんじゃないかなって感じがしてるんですね。

さっきの41ページで、公共施設の電気使用料の話を一旦してる今日の話の中で、やはりこれから小中学校とカミーリヤとか大きなところが残ってるのを、ここで事業化、令和8年度中にプロポーザル、9年で施工して10年のリース開始ということですが、このリースにするのか、本当にその公共施設のLED化をするのかというところを比較して試算してもいいんじゃないかなと。

環境基金あるからってここにすぐに使っていいものかどうか、国県の何か措置を少し、これもインセンティブでやってるのは分かるので、優位にあるんじゃないかなという気がするので、御検討いただけたら、財源のところで思っています。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今後事業展開する中で、国において環境に関する地方財政措置なども講じられておりますので、それを積極的に活用するすべを検討すべきではないかという御指摘かと思っております。

今後国のほうでも、令和8年度予算、今、国会で審議が進んでおりますけれども、成立をした後、詳細な情報などまた示されようかと思っておりますので、当然活用できるものについてはしっかりと試算等を行った上で、本市にとって有益なものについては積極的に活用を検討してまいりたいと考えております。

ただ一方で、今の段階では、先ほどの山本委員の御質問にもございましたけれども、リース方式を採用すると、今後10年間、メンテナンス等もこのリース企業のほうに担ってもらえるという状況もありますので、トータルのコストで見ると、今の段階では、リースが一定の優位性というものは持っているのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点あります。令和8年度に公募型のプロポーザル方式というところでありまけれども、通常の入札じゃなくてこのプロポーザルを選んだ根拠を少し教えていただきたいのが1点。

今リースの話がございましたけれども、今回入替えられた後、LEDそもそもが蛍光と違って寿命が長いかと思います。大体それがどれぐらいの期間を有するのか、要は、リースの期間の中で取り替える見込みなのか、それともリースの期間は一定程度寿命が担保できる、なので、あんまりリースの意味が私はないと思って、その辺の根拠をぜひ教えてく

ださい。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） L E D照明ですけれども、一般的に耐用年数10年だったり15年だったりというふうに言われてますけれども、実際L E D化した市の公共施設を見ますと、それより短い期間で破損、交換が必要になる事例というの、結構出てきているという状況でございます。そういった意味で、今後のメンテナンスまで含めて担ってもらえるリース方式というのは、一定優位性があるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、入札ではなくプロポーザルを採用する理由でございますけれども、専門のノウハウがなければ設置できないような機器はともかく、一般的な照明器具であれば、できればこういう大規模なプロポーザルに参加をする事業者から、できるだけ地場の事業者の皆さんに担っていただけるようなものは回していただきたいという思いがありますので、そういう地域貢献の意識などを図るためにプロポーザルを採用させていただければというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） いいですか。何かもう一声聞いたほうがいいかもしれませんよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なら、ここまでにしておきましょう。

次に移ります。

ちくしのシティブランディング事業、事業内容について説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ちくしのシティブランディング事業、事業内容について御説明を申し上げます。

事業の予算額でございますが、2,497万円を見込んでおります。うち2分の1を地域未来交付金の充当ができればと検討しているところでございます。

事業の目的、内容でございますが、住みよさや満足度の向上等による移住・定住の促進、定住人口の拡大、さらには地域資源の磨き上げや認知度の向上等による観光入込客の増加、関係人口の拡大などを図るために、令和7年度から、商工会、観光協会の皆さんと連携を図りながら、市民及び市外住民等の意見を踏まえ、シティブランディングの取組を進めているという状況でございます。

この取組を具現化するために、令和8年度においては、市、地域、関係団体、事業者等が一体となり、子育てや教育、歴史、文化、観光、産業振興等の分野を対象として、魅力発信のための取組及び新規事業開発のための取組を展開したいというものでございます。

次に、具体的な取組でございますが、まず、1点目でございます。

魅力発信事業でございます。市のブランドコンセプトや魅力を効果的に伝えるため、広報啓発物の製作やSNS等を活用した情報発信を行いたいというものでございます。

また、イベント開催や地場製品のPR等に関し、より高い訴求効果が得られるよう専門的知見やノウハウを有する事業者が伴走し、広報プロモーション活動の支援を行いたいというものでございます。

今検討しておりますブランディングの取組の中で行っているアンケートや、ヒアリングなどを通してでございますが、「筑紫野市は住みよいまちだ」「いいまち」「好きなまち」という御意見を多くの皆さんからいただいているところでございます。

一方、子育てに関して見てみますと、「子育てしやすい」「子育てに適したまち」としての評価はあまり高くないという状況が見えてきているところでございます。

これまでは、他市と比較をして際立った子育て支援策がなかなか打ち出せていなかったという事情などもあるのかもしれませんが、今後につきましては、総合公園の遊具の更新であったり、財源等の課題はございますので軽はずみなことはなかなか言えないところでございますが、学校給食など、他市と比べて優位性を感じていただけるような施策も進みつつある状況でございます。

そのため、子どもにやさしい、子育てしやすいまちだというようなプロモーションなどを、継続的に展開をしてはどうかというものでございます。

次に、2点目でございます。事業開発支援事業でございます。地域の魅力、資源を生かした新たなイベントの創出や地域産業の活性化に資する新規事業の開発を、地域団体や市内事業者と連携をして行うものでございます。

開発に当たりましては、市とともに企画運営に関する専門知識やノウハウを有する事業者が地域や市内事業者を伴走支援することで、持続可能な事業構築を目指すというものでございます。

先ほどふるさと納税に関しまして、赤司委員から御指摘をいただきました特産品を開発して積極的にPRをしていくような取組等がこちらに当たるものというふうに考えております。

また、市外の皆さんを対象としたアンケートでは、「筑紫野市は住みやすいまちだと聞くがどういうまちであるか具体的に分からない」という御意見。また、「観光名所として天拝山や二日市温泉があるということは知っているけれども、どういう特徴があるのか、魅力があるのか、そもそもどうやって行けばいいのか分からない」という御意見などをいただいているところでございます。

そのため、例えばですが、飲食店や滞在施設の情報などを盛り込んだ観光ルートを整備するなど、具体的な施策そのものをつくり上げる取組、こういった取組を商工会、観光協会の皆さんと連携をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。この事業の目標、内容、また魅力発信事業は、これ、るる書いてあって、説明ありがとうございます。

全体的になんですけど、これに関して成果指標を設定しているのかどうかの確認をしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） このブランディングの取組でございますけれども、今、商工会、観光協会の皆さんと、こういったものを打ち出していくのか、展開をしていくのかという最後の詰めをさせていただいているところでございますので、そういう今後取り組むべき方向性的なものがまとまった段階で、次はどの水準を目指していくのかという次のステップの目標設定などをさせていただきたいというふうに考えております。

申し訳ございません、現時点では、最終的にここまで、こういったものをというところがまだまとめきっておりませんので、そういう今後の検討状況を踏まえて、今の御指摘もしっかり反映してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） そうすると、今の話からいうと、市のブランドコンセプトというのは、まだ途中ということですかね。

もう1点、観光入込客数等の増加を図ると書いてあるんですけど、今後市で統計を取っていくのか確認したいと思います。

○委員長（上村和男君） 最後がよく分かってない。

○委員（春口 茜君） 観光入込客数を信じて統計を取っていくのかも伺いたします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、このブランドのコンセプト等を現在作成中なのかという点でございますけれども、今いろんな皆さんの御意見をいただきながら、こういった形でまとめてはどうかという案などをつくり上げている段階でございますので、申し訳ございません、現時点ではまだ中途という状況でございます。作成中という状況でございます。

また、2点目につきまして、観光入込客数でございますけれども、こちらについては商工観光課のほうで一定、観光入込客数を把握しておりますので、その内容は、そういう取組を継続するとともに、そもそもの観光入込客数の増につながる取組というものを展開することができればというふうに考えているものでございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 聞くことないかなと思ってたんですけど、非常に気になるのは、この予算書で言えば、ここのちくしのシティブランディング事業は2,497万円そのままなんですよね。全部が委託料なんです。委託料の話で、ここの内容が事業内容でどのように説明されるかなと思っていたら、何か結局、上から5行目ぐらい、8年度においては、市、地域、関係団体、事業者等が一体となりというところで、いろんな人が関わってやるんだっていうところが、どういうふうな過程で動いていくのかというな、関わり方としてですね、大体この町のことをよく知ってる人がこれをリードしていつてるのか、誰がどのように、何かこう、どういう方向に持っていこうとしているのかというのがちょっとよく分からない。

はっきり言えば、この管理委託料の委託するときに、一番最初につくられている仕様書みたいのところ、どういうところで検討して、どういう意見を集めて、意見の集め方もいろいろあると思うんですが、結局どういう内容を委託したのかなというのが、この説明では全然分からないんですよ。何かもうちょっとここを補足するように、誰が、今どのような考えで動いているのかということが分かるような説明をしていただけないですかね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、辻本委員がおっしゃいましたとおり、筑紫野市の魅力を発信する取組でございますので、取組の主になるのは、筑紫野市の実情をよく知った

精通した方、もしくは団体が主になるべきというのは、当然、御指摘のとおりかというふうに考えております。

そのため、今後詳細は調整をしなければなりませんけれども、商工会、観光協会の皆さんが主となって取り組めるような事業というものを、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ一方で、魅力発信事業におけるPRであったり、この事業、新たな観光ルートの開発などの事業開発支援などにつきましても、どうしても効果的なPRの方法であったりルートの設定方法であったり、専門的な知識が十分ではないところが私どもも含めてあろうかと思しますので、そういったところは、この資料の中で「伴走支援」というような形で表現をさせていただいておりますけれども、地場の団体、私たちを含めた地場の人・団体が、効果的にプロモーション活動、事業活動などを展開できるような、アドバイザリー的な業務をこの委託料を活用してお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 先ほどの辻本委員の質問と重なる部分あるんですが、私が参加させていただく前に、大丸別荘で吸い上げの会をやったりとか、あと、それ以外にもアンケートでいろんな方から筑紫野市とはどういうふうにブランドしていけばいいと思うかみたいなのを、多分吸い上げてたと思うんですけど、その総数、何人ぐらいの方からそういうふうに吸い上げたかというその実績が分かれば。私もそこは、すみません、ちゃんと把握してないんで知りたいです。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、アンケートについては、総数で1,000人程度の皆さんに御回答いただいているという状況でございます。

また、ワークショップにつきましては、細かな数字は、今、申し訳ございません、手元に持ち合わせておりませんけれども、40から50ぐらいの方に参加をいただいたという状況であったかと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。そしたら、またね、これは大事なことですから、議論をね、先々やればいいですから、まだね。

ただ、一つだけ申し上げておきますが、本当に市民の声を聞いたり、市民協働でやるよ

うなことが重要で、午前中かどっかで秘書広報課のほうから説明があった中身というのは、とても意欲的な感じがしたんですね。そのときに、やっぱり市民の声を大事にしながらやってるというお話だったので、そういうことがここでも貫けるかどうかというのはね、大切なところだと思いますので、あえて申し上げておきます。

それでは、次に移りますので、中尾さんはいなくなるんですね。

○企画政策課長（中尾泰明君） すみません、ありがとうございました。

○委員長（上村和男君） お疲れでございました。しばらく休憩します。

休憩 午後 5 時09分

再開 午後 5 時10分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

人事課がおいでになりましたが、ここの二つの項目で終わりですから、皆さん、ばりばり最後ですから気合を入れてやっていただきたいと思います。

それでは、説明をしてくれる所管課が入れ替わりましたので、部長から紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、引き続きまして、人事課から御説明申し上げます。

職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政管理担当係長（平島知子君） 平島です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の佐藤でございます。

○人事担当係長（佐藤武朗君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひします。

○委員長（上村和男君） それでは、会計年度任用職員の職種別給与一覧及び人員数について説明をお願いします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、会計年度任用職員の職種別給与一覧表について御説明をさせていただきます。

資料のほうの62ページでございます。

まずは、フルタイム、月額 of 会計年度任用職員の一覧表を掲載させていただいております。

一番上の危機管理課の防犯専門官を例として御説明をさせていただきますが、まず、月額とありますが、給料と地域手当を合わせた金額のことで、25万478円から25万9,488円の範囲となります。この月額の幅でございますが、これは基本額として25万478円、それから上限額として25万9,488円を設定しており、その方の経歴を踏まえて1年目の給料を決定いたします。それから、2年目以降は経験を加算して、最大で25万9,488円となるということでございます。

次に、期末手当と勤勉手当でございますが、6月と12月に支給しております。任用期間に応じて支給率は異なりますが、資料におきましては、100%支給の場合の金額を記載させていただいております。また、この金額の幅につきましても、算定の基礎額となる月額の給与が幅があるということによるものでございます。

それから年額でございますが、この月額の給料、それから期末手当、勤勉手当を合計したものの金額を記載させていただいております。

それから、表の一番右側の欄でございます人数の欄でございますが、令和8年度の任用予定数の人数を記載させていただいております。

続いて、64ページでございます。

パートタイム（月額） of 会計年度任用職員についての一覧表を掲載させていただいております。

この表の見方につきましては先ほどと同様でございますが、ただし、職種欄の右側の欄に勤務形態という項目を設けさせていただいております。こちらの項目につきましては、1週間当たりの勤務日数、それから1日当たりの勤務時間の表示を加えさせていただいております。

続いて、67ページでございますが、パートタイム日額、それからパートタイム時間額の報酬単価の一覧でございます。勤務日数や勤務時間数によって支給される給与が決まる会計年度任用職員の方の給与の単価を記載させていただいております。

会計年度任用職員の職の設置及び配置人数につきましては、まずは各課からの配置の計

画の提出を受けたところで、人事課によるヒアリングを行いながら、現状の調査、把握を行い、フルタイム、パートタイムともに真に必要な職として設定をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） ありがとうございます。例年指摘してることなんですけども、筑紫地区の中で春日と那珂川とかに比べたら給与水準がというふうな話が例年あったかと思うんですけども、今回地方財政計画の中で11ページにあったと思うんですけども、11ページの地方公務員の給与改定に要する地方財源の確保ということで、令和8年度の給与改定に備え、給与改善費を2,000億円増額して4,000億円を計上ということで、待遇の改善に関するところも上がってるのかなと思うんですけども、これによって待遇がどの程度改善したのかというのがお尋ねしたいというのと、もう一つ、これ、見てて思ったんですけども、専門職ですね、専門職、技術系の職員が確保が難しくなってきたということに対してどういう手当てをしたのかということと、あと、助産師と保健師がいるんですけども、これ昔は大学卒業で三つとも取れてた、看護師に加えて助産師、保健師と取れてたと思うんですけども、最近、大学院まで行かないと取れないような感じになりつつなってきたという状況の中で、会計年度の職員の方の給与額で人がそろえるのかということも、見込みとしてお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長が答えるの。じゃあ、高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 1点目の、地方財政計画における地方公務員の給与改定の額ということでいただきましたので、その点について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、11ページに掲載されてる分については、国の地方財政計画上の歳出に計上するというものになります。全体の歳出に計上することによって、国が総額として地方交付税であったり、そういったものの算出の基準になるものになりますので、結果として地方交付税がそれによって増えるとかそういった意味合いのものになってくるものでございます。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 続けて御質問の部分でございますが、まず、筑紫地区の状況というところも触れられておりました件でございますが、段下委員おっしゃるとおり、春

日市が筑紫地区の中では会計年度任用職員の給与水準は若干高めなのかなという推移はしている状況でございます。ただ、職種により勤務時間が違ってあったりとか、業務内容が違ってあったりとか、市によって職種設定してる部分も異なる部分ございますので、一概に全て春日市が高いということではないのかなとは見ているところでございます。

その中で、筑紫野市の会計年度任用職員の職種の設定に当たっては、共通して比較できる部分については、筑紫地区の動向というのを特に重視をしながら、見劣りのないような金額設定をさせていただいております。

その他、次の質問でございますが、専門職の確保につきましては、専門職についても多種多様ございまして、会計年度任用職員の確保というか採用に関しては各所管のほうで行っているような実情もございます。例えば保育士であれば、保育士専用の求人サイトの掲載をすとか、あるいは保育の学部がある大学への働きかけだとか、様々な手法を取りながら専門職の確保に努めている状況でございます。

それから、看護師それから助産師の確保の見込みというところにつきましても、令和8年度においては、現段階において看護師、助産師の専門職で確保が見込めてないというような状況は発生しておりません。確保の見込みは立っている状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。一つは、一番最後のページのところですが、タイトル何かな、67ページのところに示していただいている報酬単価の一覧なんですけど、私が気になるのは、学校図書司書は司書資格があるのに、申し訳ないけど時間額が1,236円。一番上の事務補助の職員の方と同じ1,236円、あるいは調理員の補助1,236円と同じ、文化財の現場作業員と同じというところで、せっかく司書資格を持って学校の図書館に勤務されてる方が、どうしてこの金額なのかっていう。この1,236円の司書資格を持ってる人の1,236円が、どういう根拠でこの金額が適正なのかを説明いただきたいのが一つ。

もう一つは、会計年度任用職員の方で、1年間の会計年度内の雇用というところで非常に不安定だというところで、その次の年、どういう職場を確保できるのかというところで、ちょっと前、1か月ぐらい前だったと思うんだけど、小郡市のことが新聞に書いてあって、次年度雇用されると思ってたら、間際になって、いや雇用するつもりはないということで、応募するタイミングをね、外してしまったという記事があったんです。

つまりは、次の年の自分の職場をどんなふうに確保するのかというのは非常に大事なことでと思うので、筑紫野市ではどのタイミングで、先ほど各職場で何人必要なのかという調査をするけれども、じゃあ、そのとき分かった上で、皆さんにいついつに何人必要ですか、からっていうお知らせをして、それがちゃんと応募するタイミングに合ってるのかどうか、次の年の自分の職場をきちんと確保できるようなお知らせの仕方、この仕方をされてるのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず1点目の、学校図書司書の単価の件でございますが、こちらにつきましては、所管である学校教育課とも協議をさせていただいて設定をしてるものにはなります。

業務内容について事務的な仕事が大半を占めるというか、メインになるというところで、同一水準で仕事をする事務補助職員と同じ水準でよろしいのではないかとというところで設定をさせていただいております。

また筑紫地区内においても、若干の差はございますが、大きく乖離するようなところではないのかなというところで見てるところでございます。

それから2点目の、翌年の任用の更新のタイミングというところで御回答をさせていただきますが、私どもの1年間の流れといたしましては、まず、10月、11月あたりには翌年度の雇用の計画というものを、先ほど説明したとおり、各課のヒアリングも含めたところで完了をさせて、それから年内、12月までには、今働いてる方の来年更新するのかわからないのかというのを各課のほうで判断をさせていただいているような状況でございます。

そして、仮に来年、更新ができない、更新をしないという判断をされた方については、12月のうちには、年内のうちに必ずお伝えをさせていただいて、採用試験の会計年度任用職員の翌年の公募活動を始めるのも12月でございますので、応募ができるような状況は確保させていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） これだけのね、料金じゃなくして、多くの人がね、これだけ雇用されてるって、職員にね、市役所が率先して職員の数を増やして、こういう短時間労働とかいろんなものをね、なくすという意味、だから今、働き方改革いろんな出てるでしょう。

皆さん働きながら子育てをしようとするれば、やはり生活の安定もする、今百何十万か108万とか、いろんな政党で言いようがあるけど、やっぱりそのところを含めてね、市のほうが率先して職員の数を増やしていくと、市民の方の理解も得ながらよ、私はそういうふうに思いますが、議員の人も結構いろんなとの中で言ってると思うから、議会は絶対反対しないと思うけど、市民の方は反対されろうけど、やはりそういうものを考えんといかんじゃないかなと私は思います。

金額については、どうのこうので組合と交渉ね、話合いがついとうとやろうから、別に単価がどうのこうのということじゃなくて。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、職員の数ということでございますが、正規職員それから会計年度任用職員問わず現行の人数から増やさないということではなく、今の人数を基本とは考えておりますが、業務量の増減、それから事業の推進状況等を踏まえたところで、毎年度毎年度、柔軟に対応をさせていただきたいと考えております。

今後につきましても、同様の考え方で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 同一労働同一賃金という考え方もありますし、これだけ半数近くが非常勤職員というような状況が正常な状況なのかどうなのかというのは、もう1回みんな、市民も含めてみんなで考えておく必要があるかもしれません。

そうしないと、本当にこの格差問題とかね、生活困窮問題が本当に解決するのかというふうなところに今立っていると思いますので、ぜひ市としても考えなければなりませんし、議会としても考えなきゃなりません。そういうところに来てるといふ、本当に曲がり角にいるんですよ。今、日本はね。

そういう意味でも考えるべきときだと思うので、ここだけではなくて、非正規職員があんまりにも多過ぎるというね、4割以上が非正規で働いていて、格差の中にいるというこういう状態を解消しないとどうなのかなということが、悔いが残るように思いますので、あえて申し上げておきます。

高原委員と同じような気持ちでありますので、議員はみんなどうにかならんかとは思っていると思いますので、お汲み取りいただきたいと思います。

じゃあ、次に移ります。これが最後になります。

職員の任免・分限・試験・服務・賞罰その他身分に関する事務事業、職員採用試験問題

提供・採点業務委託料の内容について移ります。説明願います。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、71ページをお願いいたします。

職員の任免・分限・試験・服務・賞罰その他身分に関する事務事業の職員採用試験問題提供・採点業務委託料の内容についてでございます。

まず、この業務委託の内容と目的でございますが、職員採用試験における公平性、客観性を確保し、最新の社会情勢や専門性の評価を反映した試験問題を活用するため、教養試験や適性検査等における試験問題の作成及び採点につきましてを、専門業者に委託するものでございます。

また、受験生の利便性の向上、それから受験方法の多様化というか柔軟性を確保するために、一部職種におきましてテストセンター方式を採用させていただいて、受験生の増加や効率的な事業運営を図るものでございます。

次に、職員採用試験の方法と費用でございますが、まず、テストセンター方式については、主に一般事務職について実施をさせていただきたいと考えております。

市が指定する全国に約200か所あるテストセンターを試験会場といたしまして、受験生は、一定期間の範囲で受験者の希望する日程や会場で受験をすることができる方法となっております。

続いて、試験会場方式につきましては、主に専門試験を行う専門職について実施をさせていただいております。受験生は、市が定めた試験日それから試験会場に集合していただきまして、試験を受験する方式でございます。

令和7年度まではこの方法で試験を実施する内容で予算計上をさせていただいておりますが、令和8年度におきましてはテストセンター方式を導入するという中身で、予算のほうの計上をさせていただいております。

試験費用の比較でございますが、令和7年度においては、受験者の見込みを320人として、試験問題の提供それから採点費用については80万円と見込んでおりましたが、令和8年度においては、主にテストセンター方式で試験を実施する予定でございまして、受験生を500人と見込み、試験費用につきましては268万4,000円と見積もっているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。テストセンター導入によって受験者数を500人と見込んでいますが、500人とした根拠をお伺いするのが1点と、このテストセンター方式導入は受験者確保の目的もあると思うんですが、本市の職員の採用戦略は今後どのように考えているのか、また、近隣自治体と比較してどのような状況にあるのか。

最後に、人材確保が難しくなってると言われてるんですけど、本市の受験倍率の推移とまではどのようになっているのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目の500人の根拠でございますが、採用計画自体が今後計画をさせていただいて、令和9年の4月1日採用に向けてという動きになって行くことになっていきますが、想定といたしましては、大卒区分、それから社会人経験者の採用区分、それから高校卒業程度という採用区分、この三つを事務職に行っていくと。

それから、必要であれば専門職、保育士等の専門職も行っていくというところで想定をしております、おおむね採用予定人数がどれぐらいになるのかというところによって応募人数も変わってくるところはあるかなと思うんですが、主に大学卒業程度、それから高校卒業程度の試験で、合計300名程度は応募がいただけるんじゃないかと。

それから、社会人経験者の採用枠については、200名程度の応募が見込めるんじゃないかというところで、今のところは見込んでいるところでございます。

そして、それから採用の戦略という考え方でございますが、職員の採用に当たっては、まず人材の人間性とかキャリアというところを重視させていただいて、筆記試験の結果というのは、ある程度、一定水準をクリアしていただければ、高得点だからそれ以降に行う面接試験などの結果に左右するようなところはない形で、人物重視で、面接だとかグループワーク、集団討論など、様々な手法を取り入れながら、採用のほうをさせていただいている状況でございます。

近隣の自治体の採用の状況というか試験方法の状況につきましても、さほど大きな違いはないかと思います。面接の形式に集団討論を取り入れているところがあったり、あるいは個別であったりとか、ウェブ形式の面接を取り入れているところがあったりとかいうような違いはありますが、それほど大きく異なっているようなことはないのかなというところでございます。

それから受験の倍率でございますが、昨年度というか、令和8年4月1日に採用する予定の事務職のケースは、一般事務の社会人経験者の応募者に対する採用予定者は約35倍程度の倍率になります。

それから、一般事務の大学卒業程度の採用予定の人数からする受験倍率でございますが、これが今回は15倍程度になっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 採用の問題の提供のところで、専門性の評価を反映したところあったんです。答弁の中で一つ保育士というところもあったと思いますけれども、例えば、これまでも出てました農業であるとか文化財とかですね、貴重な人材であって、そういったところの大学なりそういった学問の中で学んだ方というのは、私も反映されるべきかなと思うんですけども、その点、今回からそういった部分も反映されるのかをお伺いしたいなと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） その大学の何を学んだかというところの評価にもなってくるのかなと思うんですが、今回テストセンター方式というものは、あくまでもその受験生の利便性だとか、受験方法の多様化というところに対応していくものでございまして、審査内容を大きく変えるようなことではございませんが、これまでも取り組んでいるものではございます。継続的に新採用の段階で見ているところにはなるんですが、御本人の、受験生の自己PRの中で、大学でこういうことを学んだ、あるいはこういうことを経験してきたという、どういう学部でこういうことを学んだというものにつきましては、先ほど御説明させていただきました人物評価の中で評価を行う形で進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、お疲れさまでございました。本日はこれで終わりにいたしますので、審査に御協力をいただきました執行部の皆さん、本当に御苦労さまでした。

委員各位、真摯に審査に当たっていただきまして、お疲れでございました。

次回は、あしたは13日午後1時から開会をいたしますので、よろしくお願いいたします。

今日はこれで散会いたします。お疲れでございました。

散会 午後5時39分